

市町村への国県支出金の概要

平成28年度

山梨県総務部市町村課 編

目 次

凡 例	1
総合政策部	
政策企画課	2
(国際総合戦略室)	
地域創生・人口対策課	3
県民生活部	
統計調査課	4
県民生活・男女参画課	5
消費生活安全課	6
リニア交通局	
交通政策課	7
総務部	
税務課	8
財産管理課	9
市町村課	10
情報政策課	15
防災局	
防災危機管理課	17
消防保安課	18
福祉保健部	
福祉保健総務課	19
健康長寿推進課	21
国保援護課	24
子育て支援課	26
障害福祉課	31
医務課	33
衛生薬務課	35
健康増進課	48
森林環境部	
森林環境総務課	57
大気水質保全課	58
環境整備課	62
みどり自然課	64
森林整備課	65
林業振興課	66
治山林道課	67

産業労働部

商業振興金融課	69
新事業・経営革新支援課	70
企業立地・支援課	71

観光部

観光資源課	72
-------	----

農政部

農政総務課	73
農村振興課	74
果樹・6次産業振興課	76
畜産課	78
花き農水産課	79
農業技術課	80
耕地課	83

県土整備部

県土整備総務課	85
(景観づくり推進室)	
道路整備課	86
治水課	87
砂防課	88
都市計画課	89
都市計画課	90
(下水道室)	
建築住宅課	92

教育委員会

学校施設課	97
義務教育課	103
高校教育課	104
社会教育課	105
スポーツ健康課	106
学術文化財課	110

参 考

国・県以外から市町村へ交付される補助金等	111
平成28年度地方債の概要	118
平成28年度市町村振興資金貸付対象事業	125
市町村への貸付金	126

凡 例

- 1 本資料は国又は県等から市町村へ交付される負担金、補助金、交付金、委託金、助成金等(以下、国県支出金)について掲載しています。
- 2 国県支出金については、県の担当部局順、担当課順に掲載しています。
- 3 資料表中の説明
 - (1) 「主管課」欄は、国県支出金等を所掌している県の担当課等です。
 - (2) 「直接・間接・県単の区分」欄
 - 直 接……………国庫支出金のうち県の予算を通さず、国庫支出官名で直接市町村に対し交付されるもの。
 - 間 接……………国庫支出金のうち県の予算を通して市町村へ交付されるもの及び国庫支出金に更に県の補助負担分を加えて県の予算に計上して市町村に交付されるもの。
 - 県 単……………国庫支出金を伴わない県単独のもの及び国庫支出金を伴うものであっても法令で定められた国の補助負担分以上に交付されるもの。
 - (3) 「補助率」欄は、国及び県等の負担割合の合計を記載しており、市町村の負担割合は除いています。
 - (4) <過>・<強>・<人>・<基>・<山>・<新> 表示の説明
 - <過>……………過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく補助率の嵩上げ等の適用
 - <強>……………大規模地震対策特別措置法の規定に基づく「地震防災対策強化地域」の補助率の嵩上げ等の適用
 - <人>……………消防施設強化促進法施行令の規定に基づく「人口急増地域」の補助率の嵩上げ等の適用
 - <基>……………基幹統計
 - <山>……………山村振興法に基づく指定地区の補助率の嵩上げ等の適用
 - <新>……………平成28年度から補助金等が新設されたこと等により掲載した項目

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
(国際総合戦略室) 政策企画課	県	東京オリンピック・パラリンピック事前合宿誘致推進事業費補助金	県単	東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の誘致に向けて、相手国との交渉等の支援を行うアドバイザー設置、視察受入に係る経費に対し助成する。	1/2		1/2	1/2	【補助条件】 国にホストタウン登録されていること。 【補助対象経費】 1.アドバイザー設置経費(謝金、旅費) 2.視察受入経費(航空運賃、宿泊費等) 【県補助金限度額】 2,000千円	東京オリンピック・パラリンピック事前合宿誘致推進事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
地域創生・人口対策課	県	二地域居住・移住マッチング推進事業費補助金	県単	サテライトオフィス整備モデル事業 空き家をサテライトオフィスのモデル施設として整備し、IT企業等を誘致する。	1/4	(1/2)	1/4	1/4	サテライトオフィス整備モデル事業 【補助対象経費】 サテライトオフィスの整備に要する経費 1 委託費(設計等) 2 工事費 3 公有財産購入費(用地費を除く) 【県補助金限度額】2,500千円	二地域居住・移住マッチング推進事業費補助金交付要綱	社会資本整備総合交付金
		甲斐適住居移住サポート事業費補助金	県単	空き家バンクに物件登録し、県外移住者との売買等の成約に至った空き家登録者に対し奨励金を支給する市町村に助成する。	1/2		1/2	1/2	【対象物件】 空き家バンクに登録されている空き家 【対象者】 空き家バンクに物件登録し、県外移住者との売買等の成約に至った空き家登録者 【県補助額】 50千円/1件を限度に市町村奨励金額の1/2 【条件】制度の設立	甲斐適住居移住サポート事業費補助金交付要綱	
		お試し住宅整備促進支援事業費補助金	県単	市町村が取り組む空き家を活用したお試し住宅の整備に対し助成する。	1/4	(1/2)	1/4	1/4	【補助対象経費】 市町村が所有又は10年以上借り上げて、県外移住者向けお試し住宅として活用することを前提に実施する空き家の屋根、外壁、内装、設備等の改修に要する経費 【県補助金限度額】 一件あたり500千円	お試し住宅整備促進支援事業費補助金交付要綱	社会資本整備総合交付金
		山梨県土地利用規制等対策費交付金	県単	国土利用計画法の規定に基づく土地利用規制等対策事業を推進するため、市町村において必要な次に掲げる事業 ・規制区域の指定及び土地取引の許可に関する事業 ・土地取引の届出及び勧告に関する事業	定額					山梨県土地利用規制等対策費交付金交付要綱	
									補 助 基 準 等		
									1 規制区域の指定及び土地取引の許可に関する事業 ア 土地取引許可申請件数割額 当該事業予算総額×0.6× 当該市町村土地取引許可申請件数/県内土地取引許可申請件数 イ 指定面積割額 当該事業予算総額×0.4× 当該市町村指定面積/県内指定面積 2 土地取引の届出及び勧告に関する事業 ア 通常分 (ア) 均等割額 当該事業予算総額×0.2×1/県内市町村数 (イ) 届出件数割額 当該事業予算総額×0.7× 当該市町村土地取引届出件数/県内土地取引届出件数 (ウ) 無届調査契約件数割額 当該事業予算総額×0.1× 当該市町村無届調査契約件数/県内無届調査契約件数 イ 監視区域加算分 当該市町村の監視区域に係る届出件数×予算で定める定額		

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
統計調査課	総務省	国勢調査市町村交付金 <基>	間接	国勢調査(5年ごとの本調査及び前年度の準備事務)	10/10	10/10			指導員・調査員手当、事務費	国勢調査令 国勢調査施行規則 基幹統計調査地方公共 団体委託費取扱要綱	周期調査のため平成28年 度は該当なし
		住宅・土地統計調査市町村交付金 <基>	間接	住宅・土地統計調査(5年ごとの本調査及び前年度の準備事務)	10/10	10/10			同上	住宅・土地統計調査規則 基幹統計調査地方公共 団体委託費取扱要綱	周期調査のため平成28年 度は該当なし
		就業構造基本調査市町村交付金 <基>	間接	就業構造基本調査(5年ごとの調査)	10/10	10/10			同上	就業構造基本調査規則 基幹統計調査地方公共 団体委託費取扱要綱	周期調査のため平成28年 度は該当なし
		全国消費実態調査市町村交付金 <基>	間接	全国消費実態調査(5年ごとの調査)	10/10	10/10			同上	全国消費実態調査規則 基幹統計調査地方公共 団体委託費取扱要綱	周期調査のため平成28年 度は該当なし
		経済センサス - 基礎調査市町村 交付金 <基>	間接	経済センサス - 基礎調査(5年ごとの調査)	10/10	10/10			同上	経済センサス基礎調査規則 基幹統計調査地方公共 団体委託費取扱要綱	周期調査のため平成28年 度は該当なし
		農林業センサス市町村交付金 <基>	間接	農林業センサス(5年ごとの本調査及び前年度の準備事務、 翌年度の審査・集計事務)	10/10	10/10			同上	農林業センサス規則 農林漁業センサス実施 委託費取扱要綱	周期調査のため平成28年 度は該当なし
		工業統計調査市町村交付金 <基>	間接	工業統計調査(毎年)	10/10	10/10			同上	工業統計調査規則 商工業統計調査事務等 地方公共団体委託費交 付要綱	調査基準日変更により平 成28年度は準備事務
		商業統計調査市町村交付金 <基>	間接	商業統計調査(5年ごとの調査)	10/10	10/10			同上	商業統計調査規則 商工業統計調査事務等 地方公共団体委託費交 付要綱	周期調査のため平成28年 度は該当なし
		学校基本調査市町村交付金 <基>	間接	学校基本調査(毎年)	10/10	10/10			事務費	学校基本調査規則 教育統計調査委託費の 取扱について	平成28年度実施
		経済センサス - 活動調査市町村 交付金 <基>	間接	経済センサス - 活動調査(5年ごとの調査)	10/10	10/10			指導員・調査員手当、事務費	経済センサス活動調査 規則 基幹統計調査地方公共 団体委託費取扱要綱	平成28年度実施
経済センサス調査区管理市町村 交付金 <基>	間接	経済センサス調査区管理(毎年)	10/10	10/10			事務費	経済センサス基礎調査 規則 基幹統計調査地方公共 団体委託費取扱要綱	平成28年度実施		

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
県 民 生 活 ・ 男 女 参 画 課	法務省	人権啓発活動地方委託事業	間接	地域人権啓発活動活性化事業 ・人権啓発講演会を開催する。 ・地域の祭りやイベントの際、人権擁護委員のコーナーを設置し、参加者へ啓発資料、啓発物品を配布する。 ・人権週間等の際に、啓発用旗・懸垂幕・横断幕を掲示し、人権啓発を行う。	10/10	10/10				人権啓発活動地方委託要綱 人権啓発活動地方委託事業再委託要綱	
	内閣府	新 地域少子化対策重点推進交付金(国) ・新 地域少子化対策重点推進事業費補助金(県補助金)	間接	地域少子化対策重点推進事業 結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のために行う取組のうち、結婚に対する取組、及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・気運の醸成の取組について、先駆的なものを支援する。	10/10	10/10			交付上限：1市町村につき、1,500万円 対象経費：諸謝金、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	地域少子化対策重点推進交付金交付要綱(国) 地域少子化対策重点推進事業費補助金交付要綱(県)	
	内閣府	新 結婚新生活支援事業費補助金(国) ・新 山梨県結婚新生活支援事業費補助金(県補助金)	間接	結婚新生活支援事業 妊娠・出産、子育て支援というこれまでの段階に加え、それ以前の段階である結婚への支援も含め、一人一人の各段階に応じた支援を切れ目なく行うことを目的に、経済的理由で結婚に踏み出せない低所得者を対象に、婚姻に伴う新生活を経済的に支援する。	3/4	3/4			基準額：1世帯につき、18万円 対象経費：新規に婚姻した世帯(世帯の所得が300万円未満の世帯に限る。)に対して市町村の給付する経費であって、下記に係るもの 婚姻に伴う新規の住宅取得又は賃貸に係る経費に対する支援 婚姻に伴う引越しに係る経費に対する支援(引越し業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費に対し支給するものに限る。)	結婚新生活支援事業費補助金交付要綱(国) 山梨県結婚新生活支援事業費補助金交付要綱(県)	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
消費生活安全課	消費者庁	山梨県消費者行政推進交付金等市町村事業費補助金	間接	<p>消費者行政活性化推進事業 消費者被害防止、消費者の自立支援(教育)、食の安全・安心の確保、子どもの事故防止などのための各種事業への補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談機能整備・強化事業(消費生活センターの設置や相談業務における専門家の活用など) ・消費生活相談員養成事業(研修参加支援、資格取得支援など) ・消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催、研修参加支援) ・消費生活相談体制整備事業(消費生活の専門相談員の配置、処遇改善など) ・地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者安全確保地域協議会の設置、啓発イベントの開催、啓発資料、啓発物品の作成・配布、消費者教育教材の作成と講座の実施など) 	10/10	10/10				<p>地方消費者行政推進交付金(一般会計)交付要綱</p> <p>地方消費者行政推進事業実施要領</p>	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
交通政策課	県	山梨県生活バス路線維持費補助金	県単	広域的・幹線的な路線に準じる生活交通路線について、助成措置を講じる市町村に対し補助を行う。	1/2		1/2	1/2	・複数市町村にまたがる路線 ・1日の輸送量が15人未満 ・1日の運送回数が3回以上(地域協議会が認めた場合は、平日1日あたりの運送回数が3回以上) ・広域行政圏の中心都市にアクセス ・地域協議会で維持確保が必要とされた路線 上記条件全てに該当する路線の補助対象経常費用と経常収益の差額(2年を限度)	山梨県生活バス路線維持費補助金交付要綱	
		山梨県市町村自主運営バス補助金	県単	県民生活に必要なバス路線の運行を確保し、地域住民の福祉を増進するため、廃止路線代替バスを運営する市町村に対し補助を行う。 ・運行費に対する補助 ・車両購入に対する補助 ・初年度開設経費に対する補助 車庫、停留所、待合所など	1/2		1/2	1/2	補助対象路線 廃止路線と輸送目的が同じ 廃止されて1年以内に運行開始したもの 競合するバス路線がない 補助対象経費の限度額 (運行費) 欠損額又は、83.47円(乗車人員が29人をこえる場合は107.34円)× 実車走行キロのいずれか少ない額 (車両購入費) 500万円×0.9又は実購入費×0.9のいずれか少ない額 (初年度開設費) 250万円と実購入費のいずれか少ない額	山梨県市町村自主運営バス補助金交付要綱	
	総務省	交通安全対策特別交付金	直接	交通安全施設の整備及び管理に関する経費のうち政令で定めるもの	定額	定額			交通事故発生件数、人口集中地区人口、改良済道路の延長及び道路法第17条第2項の規定による道路の延長を基礎とする政令で定める交付基準による。	交通安全対策特別交付金等に関する政令	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
税務課	県	個人県民税徴収取扱費交付金	県単	市町村が個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償(一般財源への交付金)	10/10		10/10		納税義務者数×3,000円、その他 7月、10月、1月、4月に交付	地方税法第47条、同法施行令第8条の3、県税条例第28条	
		利子割交付金	県単	県民税利子割の市町村交付金(一般財源への交付金)	10/10		10/10		県に納入された利子割額×59.4% 当該市町村における過去3年間の個人県民税額の平均値で按分 8月、12月、3月に交付	地方税法第71条の26、同法施行令第9条の14・15	
		配当割交付金	県単	県民税配当割の市町村交付金(一般財源への交付金)	10/10		10/10		県に納入された配当割額×59.4% 当該市町村における過去3年間の個人県民税額の平均値で按分 8月、12月、3月に交付	地方税法第71条の47、同法施行令第9条の18・19	
		株式等譲渡所得割交付金	県単	県民税株式等譲渡所得割の市町村交付金(一般財源への交付金)	10/10		10/10		県に納入された株式等譲渡所得割額×59.4% 当該市町村における過去3年間の個人県民税額の平均値で按分 3月に交付	地方税法第71条の67、同法施行令第9条の22・23	
		地方消費税交付金	県単	地方消費税の市町村交付金(一般財源への交付金)	10/10		10/10		【一般財源分】 {(地方消費税収入額×17分の10)-徴収取扱費±都道府県間の精算額}×50% 交付額の50%ずつを市町村の国勢調査人口と事業所統計の従業者数で按分した額の合計額 【社会保障財源分】 {(地方消費税収入額×17分の7)±都道府県間の精算額}×50% 交付額を市町村の国勢調査人口で按分 6月、9月、12月、3月に交付	地方税法第72条の115、同法施行令第35条の21、同法施行令附則第6条の14、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第1条、第三条による改正(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律)附則第1条、平成25年政令第54号附則第4条	
		ゴルフ場利用税交付金	県単	ゴルフ場所在市町村の関連施設整備等(一般財源への交付金)	10/10		10/10		ゴルフ場所在の市町村に当該ゴルフ場に係るゴルフ場利用税収入額の70% 8月、12月、3月に交付	地方税法第103条、同法施行規則第8条の13、県税条例第89条の2	
		自動車取得税交付金	県単	自動車取得税の市町村交付金(一般財源への交付金)	10/10		10/10		自動車取得税収入額の66.5% 交付額の50%ずつを市町村道の延長と面積で按分する 8月、12月、3月に交付	地方税法第143条、同法施行令第42条の8・9	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
財産管理課	県	県有資産所在市町村交付金	県単	県有資産所在市町村交付金	10/10		10/10		交付金算定標準額の1.4 / 100	国有資産等所在市町村交付金法	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
市 町 村 総 務 課	内 閣 府	地方創生加速化交付金<新>	直接	まち・ひと・しごと創生法に基づき策定した「地方版総合戦略」に位置付けられた先駆性のある取組の円滑な実施を支援することを目的として、市町村が作成した地方創生加速化交付金実施計画に基づく事業に要する経費に対して国が交付するもの。	10/10	10/10			他の地方公共団体の参考となる先駆性を有する事業で、以下の(2)から(4)の要素のうち、2つ以上が含まれること (1)自立性 (2)官民協働 (3)地域間連携 (4)政策間連携 (5)事業推進主体の形成 (6)地方創生人材の確保・育成 (7)国の総合戦略における政策5原則等	地方創生加速化交付金交付要綱	
		地方創生推進交付金<新>	直接	地方版総合戦略に定められた自主的・主体的で先導的な事業を記載して作成した地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、国が交付するもの。	1/2	1/2			先導的な事業で、以下の3タイプ 先駆タイプ 官民協働、地域間連携、政策間連携等の先駆的要素が含まれている事業 横展開タイプ 先駆的・優良事例の横展開を図る事業 隘路打開タイプ 既存事業の隘路を発見し、打開する事業	地域再生法 地方創生推進交付金制度要綱	
	過疎地域等自立活性化推進交付金<過>	直接	1 過疎地域集落再編整備事業 (1)集落等移転事業(集落移転タイプ・へき地点在住居移転タイプ) (2)定住促進団地整備事業 (3)定住促進空き家活用事業 (4)季節居住団地整備事業	1/2	1/2		1/2	(1)移転の円滑化に要する経費 住居移転者の移転及び離農等の円滑化を図るため、次の区分に従い、住居移転者に対して支給するに要する経費 生活補償を必要とする住居移転者が当該市町村にとどまる場合 1戸当たり 2,385千円以内 生活補償を必要としない住居移転者が当該市町村内にとどまる場合 1戸当たり 780千円以内 住居移転者が当該市町村内にとどまらない場合 1戸当たり 780千円以内 (2)団地造成費 団地の造成に要する経費(市町村が住居移転者に対し、著しく低い対価又は無償で長期間貸し付ける場合に限る。)ただし、1戸当たり330㎡以内 原則として1㎡当たり 3,200円以内 (3)移転先住宅建設等助成費 住居移転者が、市町村が移転先として定めた団地において、住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得を含む。)するために要する経費を金融機関から借り入れた場合において当該借入金利子(年利率8.5%を限度とする。)に相当する額の全部又は一部を助成するに要する経費	過疎地域等自立活性化推進交付金交付要綱		

(次ページへつづく)

(次ページへつづく)

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
市 町 村 課	総務省	(前ページつづき)	直接	(前ページつづき)	1/2	1/2		1/2	<p>1件 2,340千円以内 (住宅: 1,840千円以内) (土地: 500千円以内)</p> <p>住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得を除く。)に必要な借入金の利子(年利率8.5%を限度)に相当する額が の住宅の限度額を超えるものにあつては、上記限度額に加算される。</p> <p>(4)生活関連施設整備 団地に必要と認められる道路、公園、緑地、広場、集会施設、高齢者福祉施設、共同駐車場等</p> <p>(5)産業基盤施設整備費 団地整備等に伴い必要と認められる農林道、移転跡地及び団地における共同作業所等、農林漁業近代化のための共同施設の整備に要する経費(ただし、用地の取得造成費は除く。)</p> <p>(6)空き家改修費 空き家の改修に必要な経費 新たに取得する、又は現に所有している空き家については、譲渡を予定しているものを除く。また、空き家を借り受けて整備する場合は、10年間以上借り受けを約すること。</p>	過疎地域等自立活性化推進交付金交付要綱	
		(次ページへつづく)		<p>2 過疎地域遊休施設再整備事業</p> <p>(1)現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途を廃止した施設等遊休施設を有効活用するものであること。</p> <p>(2)都市部等との人・文化・情報等による地域間交流を図るものであり、交流を図る上で、都市部等との連携が図られているもの。又は、地域の振興に資するものであること。</p> <p>(3)一体的なコンセプトによって地域に所在する既存の施設との調和が図られ、またそのような施設と連携して交流事業等を推進するものであること。</p> <p>(4)自然環境や街並み景観に配慮したものであること。</p> <p>(5)文化、歴史等の地域の特性・魅力をいかしたものであること。</p>	1/3	1/3	2/3	<p>(1)主要施設改修費</p> <p>(2)機能拡張にかかる附帯施設・設備</p> <p>施設費 ア：アトリエ、ギャラリー イ：テナント店舗(物販施設、体験工房等) ウ：景観整備施設(景観の維持・向上に資する案内板、誘導路、照明等) エ：その他必要と認められる施設 設備費 ア：情報通信設備(パソコン、タッチパネル等通信端末を含む)</p>			

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
市 町 村 課	総務省	(前ページつづき)		3 過疎地域等自立活性化推進事業 先進的で波及性のあるソフト事業を幅広く支援 ・産業振興(スモールビジネス振興) ・生活の安心・安全確保対策 ・集落の維持・活性化対策 ・移住・交流・若者の定住促進対策 ・地域文化伝承対策 ・環境貢献施策の推進	定額	定額			(1)調査費 過疎地域における喫緊の諸課題の対策に資すると認められる調査研究事業に要する経費 (2)自立活性化推進費 自立活性化のための対策に資すると認められる事業で次に掲げるものに要する経費 ア 産業振興(特産品の開発、販売促進PR事業等) イ 生活の安全・安心確保対策(コミュニティバス・デマンド交通システムの整備、医療確保、巡回医療等) ウ 集落の維持・活性化対策(集落支援員等) エ 移住・交流・若者の定住促進対策(空き家バンクの創設費用、交流イベント等) オ 地域文化伝承対策 カ 環境貢献施策の推進 キ その他適当と認められるもの (3)市町村等事務費 調査研究事業又は自立活性化推進事業の実施に要する職員旅費、庁費(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料等)その他事務的経費	過疎地域等自立活性化推進交付金交付要綱	
				4 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 過疎集落等において深刻化する喫緊の課題に対応するため、基幹集落を中心として、周辺の集落との間で「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み(日常生活支援機能)を確保するとともに、生産の営み(地域産業)を振興するために「地域運営組織等」が行う取組を国が支援	定額	定額			(1)集落ネットワーク圏形成支援費 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施要綱に定める事業実施計画に基づく事業で次に掲げるものに要する経費 ただし、食糧費及び建設地方債が充当可能な経費を除く。 ア 集落ネットワーク圏計画の策定 イ 地域コミュニティ組織の体制確立 ウ 活性化プランの策定 エ 産業振興(特産品の開発・販売促進PR事業等) オ 生活の安全・安心確保対策(有償運送の仕組み構築、日用品・食料品等の買い物支援等) カ 都市と地域の交流・移住促進対策 キ 地域文化伝承対策 ク その他適当と認められるもの	過疎地域等自立活性化推進交付金交付要綱 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考	
						国	県	市町村				
市 町 村 課	総 務 省	地域経済循環創造事業交付金 新	直接	都道府県及び市町村が、地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による事業化段階で必要となる経費についての助成を行う場合において、その実施に要する経費を交付することにより、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域における経済循環の創造を国が支援	定額	定額			民間事業者等が事業化段階で必要となる経費 ・事前調査費、設計費、工事監理費、建築・設備工事費、設備購入費、原材料費、修繕費、光熱水費、備品費、リース・レンタル費、会議費・旅費・交通費、通信運搬費、広告宣伝費 1事業当たり5,000万円を上限	地域経済循環創造事業交付金交付要綱		
		社会保障・税番号制度システム整備費補助金	直接	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による社会保障・税番号制度の導入に係る情報システムの整備に要する経費 ・住民基本台帳システム ・地方税務システム ・中間サーバー ・団体内統合宛名システム又は団体内統合利用番号連携サーバー	10/10 2/3 10/10 10/10	10/10 2/3 10/10 10/10		1/3	企画・開発費 (1) システム設計・開発に要する経費(基本設計、詳細設計、開発・単体テスト、結合テスト、総合テスト、移行の一連の工程に係る経費。また、関連システムとの連携テストを含む。) (2) ソフトウェア購入(ライセンス費を含む。)に要する経費 設備費 (1) 電子計算機の設置等に要する経費 (2) 情報通信端末((1)の管理に必要となるものに限る。)の設置等に要する経費	社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱		
		個人番号カード交付事業費補助金	直接	番号法総務省令第35条第1項に基づき、地方公共団体情報システム機構への通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る市町村の交付金に対する補助	10/10	10/10				交付金として機構が対象市町村に請求する額- - - 再交付した通知カードの枚数に500円を乗じた額 再交付した個人番号カードの枚数に800円を乗じた額 個人番号カードの再交付に伴い再発行した電子証明書の発行数に200円を乗じた額	個人番号カード交付事業費補助金交付要綱	
		個人番号カード交付事務費補助金	直接	市町村における個人番号カード交付事務に係る経費に対する補助	10/10	10/10				次の、及びにより得られた金額の合算額 DV被害者・震災避難者のための対応経費 通知カードの確実な送付のための居住実態の調査経費 個人番号カード交付のための人件費等の対象経費の実支出額と基準額とを比較して少ない方の額	個人番号カード交付事務費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
市 町 村 課	経済 産業 省	防災集団移転促進事業費補助金	直接	自然災害が発生した地域又は災害危険区域にある住居の集団的移転補助	3/4	3/4		1/4	移転戸数10戸以上限度額 (甲地域) 17,265千円×戸数	防災集団移転促進事業費補助金交付要綱	
		集落活性化推進事業費補助金	直接	人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域(過疎、山村、半島、離島、豪雪地域)において、定住人口・滞在人口の流出抑制を図るため、既存の公共施設を再編・再生し、公益サービスの維持確保、地域産業の活性化による雇用確保等を支援することを目的とする事業 地域住民への様々な公益サービス機能を維持確保するため、既存公共施設を再編し、ワンストップサービスの実現やサービスコストの低減を図る事業の実施に必要な施設の整備(既存公共施設を活用するものに限り、設計、付帯設備の整備等を含む)及び当該施設整備と一体的に行われ、かつ、当該施設整備の前提となる調査等が対象	1/2 以内	1/2 以内		1/2	・事業主体 対象地域を含む市町村、NPO法人、まちづくり協議会、まちづくりを目的とする団体 ・対象地域 豪雪地帯対策特別措置法2条2項により指定された豪雪地帯 山村振興法7条1項の規定により指定された振興山村 過疎地域自立促進特別措置法2条2項により公示された地域 ・事業実施期間 3カ年以内 ・経費区分 施設整備費 事務費	集落活性化推進事業費補助金交付要綱	
		電源立地地域対策交付金 (旧電源立地促進対策交付金)	直接	新規発電用施設周辺地域の住民の福祉の向上を図るため必要があると認められる公共用施設の整備	定額	定額			交付期間:発電用施設の設置工事が開始される年度から、運転開始して5年後までの間 交付限度額 対象発電施設の属する市町村数が1の場合 5,000KW以上の発電所: 55,000千円 5,000KW未満の発電所: 40,000千円 同市町村数が2~3の場合 5,000KW以上の発電所: 40,000千円 5,000KW未満の発電所: 25,000千円 同市町村数が4以上の場合 5,000KW以上の発電所: 111,000千円÷市町村数 5,000KW未満の発電所: 80,000千円÷市町村数	発電用施設周辺地域整備法第7条 発電用施設周辺地域整備法施行令第8条 電源立地地域対策交付金交付規則	
		電源立地地域対策交付金 (旧水力発電施設周辺地域交付金)	間接	水力発電施設が設置されている市町村の区域内において執行される公共用施設の整備、地域活性化措置等の事業	定額	定額			交付限度額 4,400千円~	発電用施設周辺地域整備法第7条 発電用施設周辺地域整備法施行令第8条 電源立地地域対策交付金交付規則	対象団体 14市町村

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
情報 報 政 策 課	総 務 省	情報通信技術利活用事業費補助金	直接	<ICTまち・ひと・しごと創生推進事業> 平成24年度から「ICT街づくり推進事業」として実施してきた「地域実証プロジェクト」で形成されたICTを活用した街づくりの成果事例の「横展開」に取り組む地方公共団体や民間事業者等の初期投資・継続的な体制整備等にかかる経費の一部を補助する事業。	原則1/2 ()	原則1/2 ()		原則1/2 ()	以下の事業要件を満たし、地域の活性化に資する下記経費。 <事業要件> ・ICTを活用した街づくりの成果事例又は先進事例を活用し、これらにおいて構築したシステムの推進体制の整備等を通じて地域が直面する課題解決に貢献するもの。 ・ICTの利活用を推進し、企業活動変革による地域の業務の効率化や地域拠点の活用などを通じて、地域の産業の効率化や生産性向上に貢献するもの。 <対象経費> ・機器の購入に係る経費 ・システム構築及び体制整備に向けた協議会開催等に係る経費	情報通信技術利活用事業費補助金(一般会計)交付要綱	()補助率は原則1/2だが、都道府県、政令指定都市、中核市、特別市及びこれらが参画する特別地方公共団体を除いた地方公共団体の場合、補助率は定額(上限3,000万円)又は1/2以内、下限100万円。
			直接	<新><ふるさとテレワーク推進事業> 地方でも都会と同じように働ける環境を実現し地方への人や仕事の移動を創出する「ふるさとテレワーク」を導入する自治体等に対し導入経費の補助等を行う事業。	()	()		()	以下の事業要件を満たし、地域の活性化に資する下記経費。 <事業要件> ・ICTの利活用により、サテライトオフィス又はテレワークセンターの拠点整備等を通じ、地方への人や仕事の流れの創出やワーク・ライフ・バランスの向上に貢献するもの。 <対象経費> ・導入経費(既存施設をサテライトオフィス等へ転用するための機器の購入費やシステム構築費等)	情報通信技術利活用事業費補助金(一般会計)交付要綱	()定額(上限4,000万円、下限100万円) ()4,000万円を超えた相当額
		直接	<観光・防災Wi-Fiステーション整備事業> 来訪者や住民の情報収集等の利便性を高めるため、観光や防災の拠点における、Wi-Fiの整備を促進する事業。	1/2	1/2		1/2	観光・防災Wi-Fiステーションを含むWi-Fi環境整備。	地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付要綱	下限100万円。	
		直接	<放送ネットワーク整備支援事業> 被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現するための事業。 「地上基幹放送ネットワーク整備事業」 「地域ケーブルテレビネットワーク整備事業」	1/2	1/2		1/2	「地上基幹放送ネットワーク整備事業」 放送局の予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備費用。 「地域ケーブルテレビネットワーク整備事業」 ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備。	地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付要綱	下限: それぞれ100万円。	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
情報政策課	総務省	無線システム普及支援事業費等補助金	直接	<新><公衆無線LAN環境整備支援事業> 無線LANによる無線通信が行えない状態の解消を図るため、無線通信用施設及び設備並びにそれらの開設に必要な伝送用専用線の整備を支援する事業。	1/2	1/2		1/2	・無線通信用施設及び設備 ・上記、施設及び設備開設に必要な伝送用専用線の整備	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱	・下限100万円。 ・観光拠点は対象外
			直接	<周波数有効利用促進事業> 市町村が行う災害被災状況の把握や救急・救命活動に重要な役割を担う防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化整備を推進する事業。	1/2	1/2		1/2	消防・救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化未整備地域における下記の設備。 ・260MHz帯デジタル消防・救急無線設備(局舎、鉄塔等含む) ・260MHz帯移動系デジタル市町村防災行政無線設備(局舎、鉄塔等含む)	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱	下限100万円。
			間接	<携帯電話等エリア整備事業> 携帯電話等利用困難地域における電波利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用の確保を目的として、基地局施設を整備する事業。	7/10 4/5 ()	1/2 2/3 ()	1/5 2/15 ()	3/10 1/5 ()	過疎地、辺地、離島、半島などにおける、基地局施設(鉄塔、局舎、無線設備等)整備。	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱 山梨県携帯電話等エリア整備事業費補助金交付要綱	()世帯数が100世帯未満
			直接	<民放ラジオ難聴解消支援事業> 中継局整備費用の一部を補助し、ラジオ難聴解消を推進する事業。	2/3 1/2 ()	2/3 1/2 ()		1/3 1/2 ()	難聴対策としての中継局整備。	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱	()都市型難聴(電子機器の普及や建物の高層化、堅牢化等が原因の都市部における難聴)解消の場合。
		<新>情報通信基盤整備推進補助金	直接	「条件不利地域」を有する地方公共団体が海底光ファイバ等の中継回線の整備を実施する場合、その事業費の一部を補助する補助金。	1/3 1/2 () 2/3 ()	1/3 1/2 () 2/3 ()		2/3 1/2 () 1/3 ()	以下の条件を全て満たす地域における下記設備 <地域要件> ・過疎地域・離島等の条件不利地域を含む地域 ・固定系超高速ブロードバンド未整備地域 <対象設備> ・本体施設(光電変換装置、線路設備、ヘッドエンド装置、無線アクセス装置等) ・附帯施設(局舎施設、電源供給施設、構内伝送路等)	情報通信基盤整備推進補助金交付要綱	()財政力指数0.3未満の市町村 ()離島を整備する市町村

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 県 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
防 災 危 機 管 理 課	防 衛 省	自衛官募集事務地方公共団体委託費	直接	自衛官募集事務	10/10	10/10			均等割 入隊者割 重点市町村については特別交付 割増し	自衛隊法第97条第3項	
		緊急消防援助隊設備整備費補助金	直接	緊急消防援助隊関係設備 ・災害対応特殊消防ポンプ自動車 ・災害対応特殊救急自動車 ・救助工作車 型、型 ・テロ対策用特殊救助資機材 ・支援車 等	1/2	1/2		1/2	当該年度の補助基準単価による	緊急消防援助隊設備 整備費補助金交付要 綱	
	消 防 庁	消防防災施設整備費補助金 山 過	直接	消防防災施設の整備事業 ・耐震性貯水槽 ・画像伝送システム(施設分)	1/2	1/2		1/2	当該年度の補助基準単価による 備蓄倉庫については、地震防災対策 特別措置法第2条の地震防災緊急事業 五箇年計画に掲げる施設のうち同法第 3条第1項の適用を受ける施設にあって は2分の1以内	消防防災施設整備費 補助金交付要綱	
				・備蓄倉庫 ・防火水槽(林野分) ・救助活動等拠点施設等 ・活動火山対策避難施設 ・広域訓練拠点施設整備事業 ・救急安心センター等整備事業	1/3	1/3		2/3			

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
消防保安課	消防庁	緊急消防援助隊活動費負担金	直接	消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動	10/10 (国)				交付対象経費の全部	緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
福祉保健総務課	厚生労働省	生活困窮者就労準備支援事業等補助金(地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業)	直接	・地域の福祉ニーズを把握するために必要となる事業 ・地域の福祉ニーズを踏まえた地域サービスの創出・推進を図るために必要となる事業 ・地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るための事業 ・その他地域福祉の推進に必要な事業	1/2	1/2		1/2	厚生労働大臣が必要と認めた額	平成28年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱	
		生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	直接	自立支援プログラム策定実施推進事業	1/2	1/2		1/2	市が行う体制整備強化、診療報酬請求の適正化、業務効率化などに要する経費	平成28年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱	
				生活保護適正実施推進事業	3/4	3/4		1/4			
					1/2	1/2		1/2			
					3/4	3/4		1/4			
			直接	就労準備支援事業 一時生活支援事業 家計相談支援事業 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業 その他生活困窮者の自立の促進に資する事業	2/3 2/3 1/2 1/2 1/2	2/3 2/3 1/2 1/2 1/2		1/3 1/3 1/2 1/2 1/2	厚生労働大臣が必要と認めた額		
		生活扶助費等負担金	直接	市が支弁する居住地不明者等の生活保護費(生活扶助費等及び施設事務費)	4/4	3/4	1/4		市が支弁する居住地不明者等の生活保護費(生活扶助費等及び施設事務費)	生活保護法第73条	
				市が支弁する被保護者の生活保護費(生活扶助費等及び施設事務費)	3/4	3/4		1/4	市が支弁する被保護者の生活保護費(生活扶助費等及び施設事務費)	生活保護法第75条	
		医療扶助費等負担金	直接	市が支弁する居住地不明者等の生活保護費(医療扶助費)	4/4	3/4	1/4		市が支弁する居住地不明者等の生活保護費(医療扶助費)	生活保護法第73条	
				市が支弁する被保護者の生活保護費(医療扶助費)	3/4	3/4		1/4	市が支弁する被保護者の生活保護費(医療扶助費)	生活保護法第75条	
		介護扶助費等負担金	直接	市が支弁する居住地不明者等の生活保護費(介護扶助費)	4/4	3/4	1/4		市が支弁する居住地不明者等の生活保護費(介護扶助費)	生活保護法第73条	
				市が支弁する被保護者の生活保護費(介護扶助費)	3/4	3/4		1/4	市が支弁する被保護者の生活保護費(介護扶助費)	生活保護法第75条	
		生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(生活困窮者自立相談支援事業費)	直接	生活困窮者抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る。	3/4	3/4		1/4	厚生労働大臣が必要と認めた額	生活困窮者自立支援法第2条第2項	
生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(被保護者就労支援事業費)	直接	被保護者の自立促進を図ることを目的とし、被保護者の就労の支援に関する問題点について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う。	3/4	3/4		1/4	厚生労働大臣が必要と認めた額	生活保護法第55条の6			
生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(生活困窮者住居確保給付金)	直接	離職により住宅を失った又はその恐れが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、有期で家賃相当の「住居確保給付金」を支給する。	3/4	3/4		1/4	厚生労働大臣が必要と認めた額	生活困窮者自立支援法第2条第3項			

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
福祉保健総務課	県	行路病人及び行路死亡人取扱費県負担金	県単	行路病人・死亡人取扱費	10/10		10/10		市町村が支弁した行路病人・死亡人取扱費	行路病人・死亡人取扱法第5条・第13条	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考	
						国	県	市町村				
健康長寿推進課	厚生労働省	介護給付費負担金	直接 県単	介護給付費に対する定率負担金	32.5/100	20/100 (直接) 15/100 (直接)	12.5/100 (県単) 17.5/100 (県単)	12.5/100 12.5/100	標準給付費×32.5/100 居宅給付費分 施設給付費分	介護保険法 第121条 第123条 第124条	残りの5%については財政調整 交付金により負担	
		低所得者保険料軽減負担金	直接 県単	低所得者の第一号介護保険料の負担軽減を目的とした負担 金	3/4	1/2	1/4	1/4	軽減単価×軽減見込者数×3/4	介護保険法 施行令第 38条		
		介護給付費財政調整交付金	直接	介護給付費に対する調整交付金						標準給付費×27%-(22%×後期高齢者 補正係数×所得補正係数)	介護保険法第122条	
		地域支援事業交付金	直接 県単	地域支援事業に要する費用に対する交付金 介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防事業、旧介護予防・日常生活支援総合事業 包括的支援事業及び任意事業	37.5/100	25/100 (直接)	12.5/100	12.5/100	介護予防・日常生活支援総合事業に要 する経費×37.5/100	介護保険法第122条の 2 介護保険法第123条第 3項及び第4項		
					37.5/100	25/100 (直接)	12.5/100	12.5/100	介護予防事業、旧介護予防・日常生活 支援総合事業に要する経費×37.5/100			
			58.5/100	39/100 (直接)	19.5/100	19.5/100	包括的支援事業及び任意事業× 8.5/100					
地域介護・福祉空間整備等施設整備 交付金	直接	1 先進的事業支援特例交付金 介護予防・生活支援拠点整備事業 既存施設の sprinkler 設備等整備事業 ・ sprinkler 整備 【1,000㎡未満の場合】 【1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等 を設置する場合】 ・300㎡未満の軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅 介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、 有料老人ホーム及び生活支援ハウス等に自動火災報 知設備を整備する場合 ・500㎡未満の軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅 介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、 有料老人ホーム及び生活支援ハウス等に消防機関へ 通報する火災 報知設備を整備する場合 ア 広域型施設 ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・老人短期入所(併設を含む) イ 地域密着型施設 ・特別養護老人ホーム(定員29人以下) ・介護老人保健施設(定員29人以下) ・軽費老人ホーム(定員29人以下) ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所	定額	定額			・創設 28,000千円(改修 8,500千円)の 範囲内で厚生労働大臣が認めた額 ・9,260円の範囲内で厚生労働大臣が認 めた額/㎡ ・9,260円の範囲内で厚生労働大臣が認 めた額/㎡と2,320千円の範囲内で厚生 労働大臣が認めた額との合計額 ・1,030千円の範囲内で厚生労働大臣が 認めた額 ・310千円の範囲内で厚生労働大臣が認 めた額	地域介護・福祉空間整 備等施設整備交付金 及び地域介護・福祉空 間整備推進交付金交 付要綱 地域介護・福祉空間整 備等施設整備交付金 及び地域介護・福祉空 間整備推進交付金実 施要綱				

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
健康長寿推進課	厚生労働省	(前ページつづき)		ウ 有料老人ホーム エ 生活支援ハウス() 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、都道府県知事又は市町村長が特に必要と認められた施設を含む。 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 ・小規模特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模介護老人保健施設 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・その他地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記「1-1」介護施設等の整備に関する事業の2対象事業 (1)地域密着型サービス等整備助成事業の対象施設であって、都道府県知事又は市町村長が必要と認められた施設	定額	定額			・14,700千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額 ・7,370千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱	
		地域介護・福祉空間整備推進交付金	直接	1 先進的事業支援特例交付金 ・介護予防・生活支援拠点開設準備支援事業 2 介護ロボット等導入支援事業特例交付金 ・介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業 ・介護ロボット等を活用した見守り支援機器導入促進事業	定額	定額			・3,000千円 ・3,000千円 ・100千円		
		財政安定化基金貸付金・交付金	間接	市町村の介護保険財政の財源不足に対する資金の貸付・交付	定額	定額	定額	定額	保険料未納や給付費の見込み誤りによる財源不足	介護保険法第147条	
		高齢者社会活動推進等事業費補助金	間接	高齢者地域福祉推進事業 ・老人クラブ助成事業 ・市町村老人クラブ連合会活動促進事業 ・健康づくり・介護予防事業	2/3	1/3	1/3	1/3	厚生労働大臣及び知事が必要と認められた額	県高齢者社会活動推進等事業費補助金交付要綱	
		社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度対策費補助金	間接	低所得者で特に生計が困難である者に対して、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用者負担の軽減を行った場合、市町村が当該社会福祉法人等が負担した費用の一部を助成 ・対象となる法人 軽減実施の申出を行った社会福祉法人等 ・対象となるサービス 特別養護老人ホーム、デイサービス、ショートステイサービス、ホームヘルプサービス等 ・対象者は市町村民税世帯非課税で特に生計が困難な者	3/4	1/2	1/4	1/4	市町村が助成した額の3/4	介護保険事業費補助金交付要綱 県介護保険サービス利用者負担対策費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
健康 長 寿 推 進 課	厚 生 労 働 省	障害者ホームヘルプサービス利用者支援措置事業費補助金	間接	・低所得者であって、障害者施策による訪問介護等を利用していたものについて、市町村が利用者負担を減免	3/4	1/2	1/4	1/4	市町村が助成した額の3/4	介護保険事業費補助金交付要綱 県介護保険サービス利用者負担対策費補助金交付要綱	
		介護保険災害臨時特例補助金	直接	・東京電力福島第一原発の事故により設定された避難指示区域に居住していた者等の第1号保険料や介護保険サービスの利用者負担額の減免	定額	定額			減免した保険料や利用者負担額の総額	介護保険災害臨時特例補助金交付要綱	
		高齢者生きがい活動促進事業補助金	直接	企業退職高齢者等が有償ボランティア活動等による一定の収入を得ながら、自らの生きがいや健康づくりにもつながる活動を行い、同時に介護予防や生活支援サービス基盤となる活動を行う団体の立ちあげを支援する。	定額	定額			団体の立ちあげや既存団体が新規に事業を行う際に必要な経費(初年度軽費)	介護保険事業費補助金交付要綱	
		山梨県市民後見人養成推進事業費補助金<新>	間接	地域における市民後見人の活動を推進するため、市民後見人養成に係る研修及び市民後見人への支援体制構築に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。	3/4	1/2	1/4	1/4	1,500千円の範囲内で知事が必要と認められた額	山梨県市民後見人養成推進事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
国 厚 生 保 護 課	厚 生 保 護 省	国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金	直接 県単	特定健診・特定保健指導に要する経費	2/3	1/3	1/3	1/3	一人当たり助成補助額×人数	国民健康保険法第72条の5	
		生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	直接	地域生活支援事業実施に要する費用	10/10	10/10			厚生労働大臣が必要と認めた額	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱	
		遺族及留守家族等援護事務委託費(支援・相談員配置経費)	直接	特定中国残留邦人等の支援給付実施機関に配置する支援・相談員雇上経費等	10/10	10/10			厚生労働大臣が必要と認めた額	支援・相談員の配置等に関する実施要領	
		調整交付金 1 普通調整交付金	直接	保険者間の財政力の不均衡等を調整するためのもの	省令 による 算定額	省令 による 算定額			厚生労働省令の定めるところにより、市町村の被保険者に係る所得を基準として算定する額(調整対象収入額)が療養の給付及び療養額の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額の合計額を基準として算定する額(調整対象需要額)に満たない市町村に対し交付する。	国民健康保険法第72条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第4条 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令 国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)交付要綱	
		2 特別調整交付金	直接	前記以外に災害その他特別な事情がある場合に財政面の不均衡等を調整するためのもの					特別の事情がある場合に、それらの事情を考慮して市町村に交付する。		
		3 直営診療施設整備分	直接	地理的条件等によって診療施設の運営が困難であると思われる保険者等が行う施設の整備事業に要する費用					市町村が行う国民健康保険の診療所及び病院等の建物並びに医療機械等の設置又は整備		
		療養給付費等負担金	直接	国民健康保険事業で行う療養の給付及び療養費の支給に要した費用の額並びに後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用	32/100	32/100		68/100	療養の給付及び療養費の支給に要した費用の額並びに後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額の合算額に給付率を乗じて得た額	国民健康保険法第70条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令	
		国民健康保険基盤安定事業費負担金	県単	低所得者の加入割合が高い国民健康保険の保険料(税)負担の緩和を図る事業	3/4		3/4	1/4	一般会計から国保特別会計へ繰入れる保険料(税)軽減相当額	国民健康保険法第72条の3第2項 山梨県国民健康保険保険基盤安定負担金交付要綱	
国民健康保険保険者支援事業費負担金	直接 県単	保険料(税)軽減対象となった一般被保険者数に応じて保険料の一定割合を公費で補てん	3/4	1/2	1/4	1/4	一般会計から国保特別会計へ繰入れる政令により算定した額	国民健康保険法第72条の4第2項及び第3項 国民健康保険基盤安定負担金交付要綱 山梨県国民健康保険保険基盤安定負担金交付要綱			
国民健康保険高額医療費共同事業負担金	直接 県単	高額な医療給付の発生による保険者の財政運営への影響を緩和するための再保険制度	1/2	1/4	1/4	1/2	市町村が拠出する高額医療費共同事業拠出金の額	国民健康保険法第81条の2			

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考	
						国	県	市町村				
国 保 援 課	県	後期高齢者保険基盤安定化事業費負担金	県単	低所得者等の保険料負担軽減のため、公費補てんに要する経費	3/4		3/4	1/4	一般会計から後期高齢者特別会計へ繰入れる保険料(税)軽減相当額	高齢者の医療の確保に関する法律第99条 山梨県後期高齢者保険基盤安定化事業費負担金交付要綱		
		老人医療費支給事業補助金	県単	68・69歳の市町村民税世帯非課税者の保険診療に係る自己負担額に対する助成	1/2		1/2	1/2	保険診療に伴い老人が負担すべき自己負担額から高齢者の医療の確保に関する法律に規定する一部負担金に相当する額を控除した額を公費で負担する。	山梨県老人医療費支給事業補助金交付要綱	・H25年3月末制度廃止 ・H27年3月末経過措置終了 ・H27年4月～事務処理期間 ・H29年3月末をもって事業終了	
		県単老人医療費支給事務費補助金	県単	県単老人医療制度の実施に要する事務費	1/2		1/2	1/2	審査支払手数料 県単老人医療費支給事業に係る需用費等の事務費	山梨県県単老人医療費支給事務費補助金交付要綱	・H25年3月末制度廃止 ・H27年3月末経過措置終了 ・H27年4月～事務処理期間 ・H29年3月末をもって事業終了	
		国民健康保険老人医療対策事業費補助金	県単	県単老人医療制度の実施に伴い、波及的に増加する国民健康保険の財政負担の軽減	3/5		3/5	2/5	国保保険者が負担する療養の給付及び療養費の支給に要する費用のうち、県単老人医療費支給事業実施に伴う費用負担増について公費補助	山梨県国民健康保険老人医療対策事業費補助金交付要綱	・老人医療費支給事業補助金と合わせH29年3月末をもって事業終了	
		国民健康保険へき地医療確保対策事業費補助金	県単	国民健康保険直営診療所補助分 へき地等の国保診療所のうち医師確保困難、診療圏人口僅少等構造的採算施設の健全な運営を確保するため運営費について特別調整交付金交付対象施設に対し、県単で補助	過疎 準過疎 1/3			1/3	2/3	国保調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条による特別調整交付金の交付対象となった診療施設の運営に要する経費で同算定省令の計算の例により算出した額	山梨県国民健康保険事業奨励補助金交付要綱	
					その他 1/4		1/4	3/4				
				医師派遣事業補助金 へき地医療の確保のため市町村が行う「医師派遣事業」に対する助成	1/3		1/3	2/3	無医地区又は無医地区に準ずる地区へ医師を継続的に派遣する事業	山梨県国民健康保険事業奨励補助金交付要綱		
県国民健康保険調整交付金	県単	1 県普通調整交付金 2 県特別調整交付金	保険給付等に要する費用の一定割合を交付し保険財政の安定化を図る。 各保険者の医療費適正化及び収納率向上のための取組みを促進、評価するとともに保険者の責によらない特別な事情について調整	要綱 による 算定額		要綱 による 算定額		療養の給付に要した費用の額並びに後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する額の合算額を基準に交付する。	国民健康保険法第72条の2 山梨県国民健康保険調整交付金条例			
								医療費適正化及び収納率向上のための取組みその他特別な事情を考慮して交付する。	山梨県国民健康保険調整交付金交付要綱			

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
子育て支援課	厚生労働省	児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金	直接	市が行う婦人相談員活動強化対策事業 市町村が行う児童虐待防止対策支援事業 市が行う児童養護施設等(母子生活支援施設)の環境改善事業 市町村が行う地域子育て支援拠点の環境改善事業	5/10 1/2 1/2 1/2	5/10 1/2 1/2 1/2 (県が補助する場合2/3)		5/10 1/2 1/2 1/2	市が行う婦人相談員手当・活動費 以下、基準額と比較して算出 1. 児童虐待防止対策研修事業 協力体制整備事業(主任児童委員等研修)専門性強化事業 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)等 2. 児童の安全確認等のための体制強化事業 3. 児童養護施設等の環境改善事業 4. 地域子育て支援拠点の環境改善事業 1ヵ所あたり 8,000,000円	児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱	
		母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金	直接	母子家庭等自立支援給付金事業	3/4	3/4	1/4 町村分	1/4 市分	・自立支援教育訓練給付金 受講料の60% (上限20万円、下限12千円) ・高等職業訓練促進給付金等 市町村民税非課税世帯 月額100千円 (平成23年度末までに修業を開始した者は141千円) 修了支援一時金 50千円 市町村民税課税世帯 月額70,500円 修了支援一時金 25千円	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条、第31条の10、第42条、第45条 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱	
			直接	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	10/10	10/10			・母子・父子自立支援プログラム策定事業 1プログラム(策定あるいはアフターケア毎)当たり 20,000円	母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱	
			直接	高等学校卒業認定試験合格支援事業	3/4	3/4	1/4 町村分	1/4 市分	・ひとり親及び児童の高等学校卒業程度認定試験のための受講修了時給付金 受講料の20%(上限10万円、下限4千円) ・ひとり親及び児童の高等学校卒業程度認定試験のための合格時給付金 受講料の40%(受講修了時給付金と合わせて上限15万円)		

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
子育て支援課	厚労省	児童手当交付金 児童手当交付金県負担金	直接 県単	児童手当事業 被用者 (0~3歳未満) 被用者 (3歳~中学校修了前) 非被用者(中学校修了前) 特例給付(中学校修了前)	41/45 5/6 5/6 5/6	*37/45 2/3 2/3 2/3	4/45 1/6 1/6 1/6	4/45 1/6 1/6 1/6	児童手当に要する経費 所得制限額未満である者 ・3歳未満 月額1万5千円 ・3歳以上小学校修了前(第1子・第2子) 月額1万円 ・3歳以上小学校修了前(第3子以降) 月額1万5千円 ・中学生 月額1万円 所得制限額以上である者 ・当分の間の特例給付 月額5千円	児童手当法第18条 第1項、第2項、第3 項	* 被用者(0~3歳未満)の負担割合 国(37/45)の内訳 ・事業主(拠出金) 7/15 ・国 16/45
		児童扶養手当給付費国庫負担金	直接	児童扶養手当給付事業	1/3	1/3		2/3 市分	児童扶養手当法に基づき支給する児童扶養手当費	児童扶養手当法第21条	
		児童保護措置費	直接	児童福祉法による児童入所施設措置費等負担金	3/4	1/2	1/4	1/4	助産施設、母子生活支援施設に児童等を入所させるのに要する経費を負担		
		保育対策総合支援事業費補助金	間接	・待機児童解消の促進等に必要事業への助成 ・既存の建物を活用して、利便性の高い場所等における保育サービス提供施設の設置、保育所の分園、障害児受入のための助成	2/3	1/3	1/3	1/3	・認可外保育施設の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 354,000円 ・保育環境改善等事業 (1)基本改善事業 7,200,000円(1事業当たり) (2)環境改善事業 1,029,000円(1事業当たり)	山梨県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
子育て支援課	厚生労働省	保育対策総合支援事業費補助金 (保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)	直接	保育所等における業務効率化推進事業を実施するための設備購入費	3/4	3/4		1/4	(1)保育業務支援システム導入経費 1か所あたり 1,000,000円以内 (2)事故予防等のためのビデオカメラ設置経費 1か所あたり 100,000円以内	平成28年度(平成27年度からの繰越分) 保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)交付要綱	
		医療提供体制施設整備交付金	間接	病児・病後児保育施設整備事業	0.33 × 0.95	0.33 × 0.95			基準面積 利用(増加)定員×7.2㎡ 基準単価 鉄筋 184,000円 ブロック 160,500円 木造 184,000円	医療法第30条の4 医療提供体制施設整備交付金交付要綱	
		放課後児童健全育成事業費等補助金	直接 県単	放課後児童健クラブの運営、設置、障害児受入、送迎、園長等事業促進に対する補助	1/3	1/3	1/3	1/3	放課後児童健全育成事業 開設日数、利用人数に応じた運営費補助 開設日数加算、長時間開設加算有 10人未満は以下に該当する場合 ・山間部、漁業集落、へき地、離島で実施 ・上記のほか、厚生労働大臣が認める場合 放課後子ども環境整備事業 開設経費、環境改善、倉庫整備等への補助 放課後児童クラブ支援事業費 障害児受入指導員加配、送迎への補助 放課後児童支援員等処遇改善事業 家庭、学校等の連絡及び情報交換等職員配置 常勤職員を配置への補助有 障害児受入強化推進事業 5人以上の障害児を受け入れている場合の補助 小規模放課後児童クラブ支援事業 19人以下のクラブに対する人件費補助	山梨県放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱	
		山梨県安心子ども基金保育サービス等充実事業費補助金	間接	「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応、保育の質の向上のための研修や保育士確保のための対応により、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。	1/2 1/2 1/2 1/2 3/4	1/2 1/2 1/2 1/2 1/2		1/4 1/4 1/2 1/4 1/4	・保育所緊急整備事業 定員規模による定額+各種加算 ・賃貸物件による保育所整備事業 賃借料補助 改修費等補助 保育所開設準備費 ・認定こども園整備事業費 定員規模による定額 ・家庭的保育改修等事業 家庭的保育改修等事業 家庭的保育者研修事業	安心こども基金管理運営要領 山梨県安心こども基金保育サービス等充実事業費補助金交付要綱	平成28年度まで

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
子育て 支援 課	厚生労働省	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業費補助金	間接	東日本大震災に伴う保育所徴収金(保育料)及び児童入所施設徴収金の減免に対する支援	10/10	10/10			定額 (各事業を実施するために必要な金額)	山梨県被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業費補助金交付要綱	
		子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金	直接	子育て支援員研修事業 職員の質向上・人材確保等研修事業	1/2	1/2		1/2	各事業を実施するために必要な金額	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱	
		児童厚生施設等整備費補助金 (次世代育成支援対策施設整備交付金)	直接 県単	次世代育成支援対策を推進するために市町村が策定する市町村整備計画に基づく児童厚生施設の整備への補助	1/3	1/3	1/3	1/3	事業に対する交付基礎点数に基づき交付額を算出	・山梨県児童厚生施設等整備費補助金交付要綱 ・次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱	
	内閣府	児童厚生施設等整備費補助金 (子ども・子育て支援整備交付金)	直接 県単	市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備への補助	1/3	1/3	1/3	1/3	・1か所当たり基準額 24,964,000円	・山梨県児童厚生施設等整備費補助金交付要綱 ・子ども・子育て支援整備交付金交付要綱	
		子どものための教育・保育給付負担金	直接	教育標準時間認定及び保育認定を受けた小学校就学前の子どもが、保育所、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業等を利用する際に必要となる費用を給付。	利用者負担額を除き10/10	1/2	1/4	1/4	内閣総理大臣が定める公定価格から利用者負担額を除いた経費について国、県、市町村が負担する。ただし、平成28年度における教育標準時間認定を受けた子どもの対象経費は全体の72.5%(給付費は施設・事業者が代理受領)。	子ども・子育て支援法 子どものための教育・保育給付費負担金交付要綱	
		山梨県子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金	県単	教育標準時間認定を受けた小学校就学前の子どもが、幼稚園、認定こども園を利用する際に必要となる費用を給付。	1/2		1/2	1/2	内閣総理大臣が定める公定価格の72.5%分は法定で国・県・市町村が負担し、残り27.5%の範囲内で市町村が設定する費用の1/2を県が負担する。	山梨県子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金交付要綱	
	県	子ども・子育て支援交付金 山梨県地域子ども・子育て支援事業費補助金	直接 県単	市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の実施に要する経費に対する補助	1/3	1/3 国負担分については国から市町村への直接交付金	1/3	1/3	(1)利用者支援事業 (2)延長保育事業 (3)実費徴収に伴う補足給付を行う事業 (4)多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (5)子育て短期支援事業 (6)乳児家庭全戸訪問事業 (7)養育支援訪問事業 (8)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (9)地域子育て支援拠点事業 (10)一時預かり事業 (11)病児保育事業 (12)子育て援助活動支援事業	(仮)山梨県地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
子育て 支援 課	県	山梨県保育所等特別保育事業推進費補助金	県単	産休・育休明け等の特別保育を推進するため、これに従事する保育士の雇用に要する経費等の助成	1/2		1/2	1/2	・1歳児 1人当たり月額 8,200円	山梨県保育所等特別保育事業推進費補助金交付要綱	
		山梨県病児・病後児保育普及促進事業費補助金	県単	市町村が医療機関に委託する病児・病後児の受入に必要な経費に対する補助	1/2		1/2	1/2	・病児・病後児施設利用料金 1人1日当たりの補助基準単価 8,000円	山梨県病児・病後児保育普及促進事業費補助金交付要綱	平成28年度まで
		山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金	県単	市町村が支給する乳幼児医療費助成金に対する補助	1/2		1/2	1/2	5歳未満児の通院 未就学児童の入院	山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱	
		山梨県乳幼児医療費支給事務費補助金	県単	市町村が審査支払機関に委託する医療費の審査支払事務に要する経費に対する補助	1/2		1/2	1/2	市町村が審査支払機関に委託する医療費の審査支払事務に要する経費	山梨県乳幼児医療費支給事務費補助金交付要綱	
		山梨県乳幼児医療対策事業費補助金	県単	乳幼児医療費の現物給付(窓口無料)により市町村の国民健康保険国庫負担金等の減額に相当する経費に対する補助	1/2		1/2	1/2	乳幼児医療費の現物給付(窓口無料)により市町村の国民健康保険国庫負担金等の減額に相当する経費	山梨県乳幼児医療対策事業費補助金交付要綱	
		山梨県ひとり親家庭医療費助成事業費補助金	県単	ひとり親家庭医療費助成事業	1/2		1/2	1/2	18歳未満(18歳となった年度中は18歳未満とみなす)の児童を扶養しているひとり親家庭の親並びに当該児童及び父母のない児童の通院、入院に要する経費(入院時食事療養費は除く)	山梨県ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱	
		山梨県ひとり親家庭医療費支給事務費補助金	県単	市町村が審査支払機関に委託する医療費の審査支払事務に要する経費に対する補助	1/2		1/2	1/2	市町村が審査支払機関に委託する医療費の審査支払事務に要する経費	山梨県ひとり親家庭医療費支給事務費補助金交付要綱	
		山梨県ひとり親家庭医療対策事業費補助金	県単	ひとり親家庭医療費の現物給付(窓口無料)により市町村の国民健康保険国庫負担金等の減額に相当する経費に対する補助	1/2		1/2	1/2	ひとり親家庭医療費の現物給付(窓口無料)により市町村の国民健康保険国庫負担金等の減額に相当する額	山梨県ひとり親家庭医療対策事業費補助金交付要綱	
		<新>やまなし子育て応援事業費補助金	県単	第2子以降の3歳未満児の保育料の無料化に要する経費に対する補助	1/2		1/2	1/2	対象児:3号認定を受けた第2子以降の子ども 対象世帯:世帯の推定年収が640万円未満(国の保育料上限額における「第5階層」以下と認定された世帯) に対して、保育料を無料化する経費に対する補助	やまなし子育て応援事業費補助金交付要綱	
<新>やまなし子育て応援事業対応システム改修事業費補助金	県単	やまなし子育て応援事業を円滑に実施するため、市町村が行う事務効率化のためのシステム改修経費に対する補助	1/2		1/2	1/2	やまなし子育て応援事業を円滑に実施するため、市町村が行う保育料管理システムの改修に要する経費	やまなし子育て応援事業対応システム改修事業費補助金交付要綱			

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
障 害 福 祉 課	厚 生 労 働 省	障害者自立支援給付費等負担金	直接	障害者総合支援法に基づく自立支援給付	3/4	1/2	1/4	1/4	市町村が障害者総合支援法第92条第1号、第2号、第4号並びに第5号の規定に従って支出した額	障害者自立支援給付費等国庫負担金交付要綱 山梨県障害者自立支援給付費負担金交付要綱	26年度から第3号のうち「療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費」が、「障害者医療費負担金」に組み込まれたため削除
		特別障害者手当等給付費国庫負担金	直接	特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当(経過措置分)給付事業	3/4	3/4	1/4	1/4	特別障害者手当 1人当たり月額 26,830円 障害児福祉手当・福祉手当 1人当たり月額 14,600円	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別障害者手当等給付費国庫負担金交付要綱	
		地域生活支援事業費補助金	直接	地域生活支援事業	3/4	1/2	1/4	1/4	地域生活支援事業の実施に必要な経費	地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱 山梨県市町村地域生活支援事業費補助金交付要綱	
		障害児入所給付費等負担金及び障害児入所医療費等負担金	直接	児童福祉法に基づく障害児通所給付	3/4	1/2	1/4	1/4	市町村が児童福祉法第51条第1号、第2号及び第6号の規定に従って支出した額	障害児入所給付費等負担金及び障害児入所医療費等負担金交付要綱 山梨県障害児通所給付費等負担金及び障害児通所医療費等負担金交付要綱	
		障害者医療費負担金	直接	障害者自立支援医療(更生医療・療養介護(医療分))給付事業	3/4	1/2	1/4	1/4	市町村が障害者総合支援法第92条第3号の規定に従って支出した額	障害者医療費国庫負担金交付要綱 山梨県障害者医療費負担金交付要綱	
	県	重度心身障害者医療費助成事業費補助金	県単	重度心身障害者医療費助成事業費 重度心身障害者医療費支給事務 重度心身障害児医療対策事業費	1/2		1/2	1/2	・身体障害者手帳 1～3級の所持者 ・療育手帳Aの所持者 ・国民年金法施行令別表 1、2級相当の障害のある者 ・精神障害者保健福祉手帳 1、2級の所持者 ・所得制限あり ・入院時食事療養費は補助の対象外	山梨県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要綱 山梨県重度心身障害者医療費支給事務費補助金交付要綱 山梨県重度心身障害児医療対策事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
障 害 福 祉 課	県	福祉タクシーシステム事業費補助金	県単	タクシー料金に対する補助	1/2		1/2	1/2	対象者 ・身体障害者手帳1、2級の所持者(肢体不自由及び視覚障害の1、2級に該当するもの) ・療育手帳Aの所持者 ・要介護老人(非課税世帯介護慰労金の支給を受けている者に介護されている者) 但し、自動車税等の減免並びに自動車燃料費の助成を受けている者を除く。 対象料金 ・中型初乗料金 限度額590円 ・年間24回	山梨県福祉タクシーシステム事業費補助金交付要綱	
				リフト付車両(専用・兼用)の設置に対する補助	1/2		1/2	1/2	基準額 ・専用車両設置費 1台当たり 3,500千円 ・兼用車両設置費 1台当たり 1,000千円		
		山梨県介助用自動車購入等助成事業費補助金	県単	介助用自動車購入等助成事業 車いす等を使用する在宅の重度身体障害者等が移動に際し必要とする自動車をリフト付等に改造又は改造車両を新規に購入する経費に対する助成	1/2		1/2	1/2	市町村が交付した介助用自動車購入等助成金の2分の1(1件当たり限度額200千円)を交付	山梨県介助用自動車購入等助成事業補助金交付要綱	
		山梨県地域自殺対策強化事業費補助金	間接	特に必要性の高い自殺対策 ・若年層対策事業 ・経済情勢対策事業 ・その他地域の実情に応じて強化すべき自殺対策事業	10/10、 2/3、 又は1/2	10/10、 2/3、 又は1/2			市 1,000千円以内 町村 500千円以内	山梨県地域自殺対策強化事業費補助金交付要綱	・地域自殺対策強化交付金
		山梨県青木ヶ原ふれあい声かけ事業費補助金	間接	自殺企図者への声かけ・保護事業	10/10	10/10			知事が予算の範囲内で必要と認める額	山梨県青木ヶ原ふれあい声かけ事業費補助金交付要綱	・地域自殺対策強化交付金
		難聴児補聴器購入事業費補助金	県単	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器を購入する費用に対する助成	1/2		1/2	1/2	市町村が交付した補聴器購入助成金の2分の1を交付	山梨県難聴児補聴器購入事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
医 務 課	厚 生 労 働 省	へき地医療拠点病院運営費補助金	間接	へき地医療拠点病院の運営費 対象団体 知事の指定を受けた病院	2/2	1/2	1/2		基準額 ・巡回診療等従事者経費 医師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数 ・巡回診療等自動車経費 3,700円×延回数 ・研究費(学会出席旅費) ・医療活動年間延日数に応じて ・医療費(医療に要した実支出)	医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱 山梨県へき地医療拠点病院運営費補助金交付要綱	
		人口動態調査市町村交付金<基>	間接	人口動態調査事務	10/10	10/10			・人口動態調査事務庁費 27市町村×2,880円 人口動態発生件数×35円 ・旅費 27市町村×1,700円×2回×1人 ・庁費(データ安全対策経費) 5,000円 (平成27年12月分から平成28年11月分までにオンラインシステム導入市町村)	国民生活基礎調査等委託費(保健関係)交付基準	
		医療施設等施設整備費補助金 医療施設等設備整備費補助金	間接	(主なメニュー) へき地医療拠点病院施設整備事業 対象団体 知事の指定を受けた病院	2/2	1/2	1/2		基準面積 1,000㎡ 基準単価 病棟 195,000円/㎡ 診療棟 217,800円/㎡	医療施設等施設整備費補助金交付要綱	
		過疎地域特定診療所施設整備事業		3/4	1/2	1/4		基準面積 160㎡ 基準単価 鉄筋 146,200円/㎡ 木造 146,200円/㎡	同上		
		(主なメニュー) へき地医療拠点病院設備整備事業 対象団体 知事の指定を受けた病院		2/2	1/2	1/2		基準額1か所当たり 54,000千円	医療施設等設備整備費補助金交付要綱		
		へき地巡回診療車整備事業 対象団体 公的団体、へき地医療拠点病院、 知事の要請を受けた病院		2/2	1/2	1/2		基準額1台当たり 1,400千円	同上		
		過疎地域等特定診療所設備整備事業		3/4	1/2	1/4		基準額1か所当たり 16,200千円	同上		
		へき地患者輸送車整備事業		1/2	1/2			基準額 マイクロバス 2,778千円 ワゴン車 1,447千円	同上		
		へき地診療所設備整備事業		1/2	1/2			基準額1か所当たり 16,200千円	同上		
へき地診療所施設整備事業	1/2	1/2				基準面積 160㎡ 基準額 146,200円/㎡	医療施設等施設整備費補助金交付要綱				

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
医務課	厚生労働省	医療提供体制推進事業費補助金	間接	病院群輪番制病院設備整備事業 対象団体 病院群輪番制病院 (市町村間接) (公立病院を除く)	8/9	4/9	4/9	1/9	基準額1か所当たり 21,600千円	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱	
		休日夜間急患診療体制整備費補助金	県単	在宅当番医制の運営費	1/2		1/2	1/2	基準額 休日 39,345円×診療 日数×施設数 夜間 39,345円×診療 日数×施設数	休日夜間急患診療体制整備費補助金交付要綱	
		小児救急医療体制整備費補助金	間接 (薬剤対応事業及び連絡調整等事業については県単)	全県を対象とする小児救急医療体制の運営費	2/3 1/2 2/3 1/2	1/3	1/3 1/2 2/3 (基金) 1/2	1/3 1/2 1/3 1/2	(1)小児初期救急医療センター事業委託費 (2)薬剤対応事業委託費 (3)小児病院群輪番制事業委託費 (4)連絡調整等事業 (5)円滑化事業	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 山梨県小児救急医療体制整備費補助金交付要綱	
		救急救命士病院実習受入促進事業補助金	間接	救急救命士の病院実習受入促進事業	2/2	1/2	1/2		基準額1か所当たり 1,369千円	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 救急救命士病院実習受入促進事業費補助金交付要綱	
医務課	県	甲府市医師会救急医療センター(夜間急患センター)運営費補助金	県単	甲府市医師会救急医療センターの運営費	10/10		10/10		基準額 19,000千円	甲府市医師会救急医療センター(夜間急患センター)運営費補助金交付要綱	
		富士吉田市立看護専門学校運営費補助金	県単	富士吉田市立看護専門学校の運営費	2/5		2/5	3/5	基準額 運営費 - 全収入額 (補助限度額 20,000千円)	富士吉田市立看護専門学校運営費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
衛生薬務課	厚生労働省	水道水源開発等施設整備費補助金	直接	水道法に基づく給水人口5,001人以上の水道事業又は水道用水供給事業の用に供する次の施設等を整備するための事業費に対する助成						水道法第44条 水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱	
				水道水源開発施設整備費 水道水源開発の用に供するダム等の施設整備費に対する助成	1/3	1/3		2/3	資本単価 水道事業90円/m3以上 水道用水供給事業70円/m3以上		県単補助制度あり
				遠距離導水等施設整備費 水路の延長が7km以上で、水道水源開発施設整備費の国庫補助対象事業と一体のもの 取水門、取水堰、取水塔、取水ポンプ、その他取水に必要な施設 導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設 ただし、水道広域化施設整備費の国庫補助対象となる施設を含まないものとする。	1/2	1/2		1/2	(平成21年度以前に採択された事業) 資本単価 水道事業140円/m3以上 水道用水供給事業100円/m3以上		
					1/3	1/3		2/3	資本単価 水道事業90円/m3以上 水道用水供給事業70円/m3以上		
高度浄水施設等整備費 (高度浄水施設等整備費) 生物処理、オゾン処理、活性炭処理、ストリッピング処理等の施設整備費に対する助成	1/2	1/2		1/2	(平成21年度以前に採択された事業) 資本単価 水道事業140円/m3以上 水道用水供給事業100円/m3以上	県単補助制度あり (水道広域化施設)					
衛生薬務課	厚生労働省	上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金	直接	上水道施設災害復旧事業 簡易水道施設災害復旧事業 飲料水供給施設災害復旧事業	2/3	2/3		1/3	災害により被害を受けた取水、貯水、導水、浄水、送水、配水施設等の復旧に用する費用。 ただし、事務所、門、さく、へい、植樹その他維持管理のための施設は災害復旧事業の対象としない。	上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧補助金交付要綱	
					2/3	2/3		1/3	1 M6.0以上の地震で「査定事業費が1万円以上/人のもの」又は「査定事業費が1億円(簡易水道は5,000万円)以上のもの」であるもの		
					8/10	8/10		2/10	2 災害で激甚災害に指定され「査定事業費が1万円以上/人のもの」又は「査定事業費が1億円(簡易水道は5,000万円)以上のもの」であるもの 3 火山活動による被災であり、「査定事業費が15万円以上/人」で激甚災害であるもの		

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
衛生薬務課	厚生労働省	簡易水道等施設整備費国庫補助金	直接	水道法に基づく給水人口101人以上5,000人以下の簡易水道事業又は給水人口50人以上100人以下の飲料水供給施設に関する事業で、次の事業費に対する助成						水道法第44条 簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱	
				水道未普及地域解消事業 水道がまだ布設されていない地域について次のいずれかに該当する事業費に対する助成 ・新設 ・広域簡易水道 ・飛地区域 ・給水区域内無水源 ・区域拡張	1/4 (4/10) (1/3)	1/4 (4/10) (1/3)	3/4 (6/10) (2/3)	1 水道施設の調査設計、工事に関する費用 2 水道施設に必要最小限度の用地の取得等に要する費用。ただし事務所、倉庫、門、さく、へい、植樹その他水道の維持管理に必要な施設及び給水装置は除く。 【簡易水道施設】 財政力指数0.3を超える市町村 (ただし、単位管延長20m以上) (ただし、単位管延長6m以上20m未満)			
				簡易水道再編推進事業 ・統合簡易水道 統合簡易水道施設を整備する事業費に対する助成 ・簡易水道統合整備事業 上水道施設と簡易水道施設又は飲料水供給施設との統合整備を行う事業に対する助成	1/3 (4/10)	1/3 (4/10)	2/3 (6/10)	財政力指数0.3以下の市町村 (ただし、単位管延長7m以上)			
				生活基盤近代化事業 ・増補改良 簡易水道施設又は飲料水供給施設の増補改良を行う事業費に対する助成 ・基幹改良 簡易水道施設の基幹的施設について行う改良事業費に対する助成 ・水量拡張 簡易水道又は飲料水供給施設の水量を拡張する事業に対する助成	4/10	4/10	6/10	【飲料水供給施設】			

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
衛生薬務課	厚生労働省	生活基盤施設耐震化等交付金	間接	水道施設の耐震化や水道事業の広域化等を行うための事業費に対する助成 対象施設は以下のとおり 1次に定める施設及び当該施設設置のために必要な最小限の用地及び補償費 (1) 井戸、集水埋きよ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設 (2) 導水管、送水管、その他導送水に必要な施設 (3) 浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設 (4) 配水池、配水管その他配水に必要な施設 (5) 飲料水供給施設(簡易水道再編推進事業にあっては、飲料水供給施設を布設し得る条件を備えた未給水地区内を含む。)にあっては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、給水に必要な施設であって屋外に新設する部分。 ただし、次に掲げるものを除く。 ア 給水栓 イ 立上り管 (6) 放射線量の確認を行うための分析機器(シンチレーションサーベイメータ) 2 1に掲げる施設には次の施設を含まないものとする。 (1) 事務所及び倉庫(工事施工のための仮事務所及び仮設倉庫を除く。)並びに門、さく、へい、植樹その他該簡易水道の維持管理に必要な施設 (2) 給水装置	1/4 (4/10)	1/4 (4/10)	3/4 (6/10)	【簡易水道施設】 (1)財政力指数0.3を超える市町村 (ただし、単位管延長20m以上) (ただし、単位管延長6m以上20m未満) (2)財政力指数0.3以下の市町村 (ただし、単位管延長7m以上) (3) (1)及び(2)にかかわらず、水源地域対策特別事業については	生活基盤施設耐震化等交付要綱		
				(簡易水道再編推進等事業) ・統合簡易水道 統合簡易水道施設を整備する事業費に対する助成 ・簡易水道統合整備事業 上水道施設と簡易水道施設又は飲料水供給施設との統合整備を行う事業に対する助成	1/3 (6/10)	1/3 (6/10)	2/3 (6/10)				
				(生活基盤近代化事業) ・増補改良 簡易水道施設又は飲料水供給施設の増補改良を行う事業費に対する助成	4/10	4/10	6/10				
				・基幹改良 簡易水道施設の基幹的施設について行う改良事業費に対する助成 ・水量拡張 簡易水道又は飲料水供給施設の水量を拡張する事業に対する助成	4/10	4/10	6/10				
		(次ページへつづく)									

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
衛生薬務課	厚生労働省	(前ページつづき)		<p>(緊急時給水拠点確保等事業) 本事業において「地震対策等地域」とは、次の～の地域をいう。</p> <p>大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域。</p> <p>地震、湧水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域、又は、今後特にそのおそれがある地域。</p> <p>過去に、有害物質の流出等により取水停止を行い、かつ、今後もそのおそれがある地域であること。</p>					<p>この事業は、災害等緊急時における給水拠点の確保のために行う配水池、緊急時用連絡管、貯留施設、緊急遮断弁、大容量送水管、重要給水施設配水管の整備事業及び基幹水道構造物の耐震化事業(補強又は改築・更新)とする。</p> <p>なお、緊急時給水拠点確保等事業の対象施設には、水道広域化施設整備費の対象となる施設は含まないものとする。</p>		
			<p>(緊急時給水拠点確保等事業) ・配水池</p> <p>配水池及び配水池と密接な関連を有する次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)送水管及び配水管(ただし、既設管との連絡部分に限る。) (2)塩素注入設備 (3)計装設備 (4)仕切弁、緊急遮断弁等 (5)ポンプ</p>	1/4 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては1/3)	1/4 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては1/3)		3/4 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては2/3)	<p>次の(1)～(3)のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>(1)計画一日最大給水量の10時間分を超え、12時間までの容量の配水池を整備する事業であること。 ただし、平成15年度以前に採択された事業については、なお従前のとおりとする。</p> <p>(2)資本単価が90円/m3以上であること。 ただし、平成21年度以前に採択された事業は、70円/m3以上であること。</p> <p>(3)地震対策等地域のI～のいずれかの地域における事業であること。</p>			
			<p>(緊急時給水拠点確保等事業) ・緊急時用連絡管</p> <p>次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)導水管 (2)送水管 (3)配水管 (4)ポンプ (5)計装機器 (6)その他必要な施設</p>	1/4 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては1/3)	1/4 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては1/3)		3/4 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては2/3)	<p>緊急時において、広域圏域の間、近隣の水道事業体等の間もしくは同一の事業体内(系列間の連絡管に限る。)で水道水を相互融通できる施設を整備する(1)又は(2)のいずれかに該当する事業であること。</p> <p>(1)広域圏域の間又は近隣の水道事業体等の間の場合は当該水道事業体等の一つが、同一の水道事業体内の場合は当該水道事業体等が、次のいずれにも該当するものであること。 ア 資本単価が90円/m3以上であること。 ただし、平成21年度以前に採択された事業は、70円/m3以上であること。 イ 地震対策等地域のI～のいずれかの地域における事業であること。</p> <p>(2)厚生労働大臣が認める緊急時用連絡管の整備事業であること。</p>			
	(次ページへつづく)										

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
衛生薬務課	厚生労働省	(前ページつづき)		(緊急時給水拠点確保等事業) ・貯留施設 貯留施設及び貯留施設と密接な関連を有する次に掲げる施設とする。 (1) 貯水施設 (2) 配水管、送水管(ただし、既設管との連絡部分に限る。) (3) 給水管、給水栓、給水ポンプ(ただし、貯留施設の設置時に施設に近接して構築物として整備される必最小限の緊急時用の設備とする。)	1/4 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては1/3)	1/4 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては1/3)		3/4 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては2/3)	送水又は配水の用に供する管路であって水の貯留機能を合わせ持つ施設の整備事業で、次の(1)～(3)のいずれにも該当する事業であること。 (1) 資本単価が、水道事業にあっては90円/m3以上、水道用水供給事業にあっては70円/m3以上であること。 ただし、平成21年度以前に採択された事業は、水道事業にあっては70円/m3以上、水道用水供給事業にあっては50円/m3以上であること。 (2) 既設の管路の更新等に合わせて整備するものであること。 (3) 地震対策等地域の 又は のいずれかの地域における事業であること。		
				(緊急時給水拠点確保等事業) ・緊急遮断弁 緊急遮断弁及び緊急遮断弁と密接な関連を有する次に掲げる施設とする。 (1) 緊急遮断弁(作動スイッチを含む。) (2) 非常用電源設備 (3) 伸縮可撓管(ただし、配水池等との連結部分に限る。)	1/4 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては1/3)	1/4 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては1/3)		3/4 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては2/3)	緊急時に配水池等の水道水の流失を防止するための緊急遮断弁の整備事業であって、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する事業であること。 (1) 資本単価が、水道事業にあっては90円/m3以上、水道用水供給事業にあっては70円/m3以上であること。 ただし、平成21年度以前に採択された事業は、水道事業にあっては70円/m3以上、水道用水供給事業にあっては50円/m3以上であること。 (2) 地震対策等地域の 又は のいずれかの地域における事業であること。		
				(緊急時給水拠点確保等事業) ・大容量送水管 送水管及び縦坑施設	1/4 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては1/3)	1/4 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては1/3)		3/4 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては2/3)	緊急時に対応するための貯留機能を合わせ持つ大容量の送水管を整備する事業であって、次の(1)～(3)のいずれにも該当する事業であること。 ただし、施設規模については、「水道の耐震化計画等策定指針」(平成20年4月8日健水発第0408002号厚生労働省健康局水道課長通知を参照)の応急給水の目標設定例に基づき、給水地域全体に10日間程度の応急給水が可能な容量を上限とする。 (1) 資本単価が、水道事業にあっては90円/m3以上、水道用水供給事業にあっては70円/m3以上であること。 ただし、平成21年度以前に採択された事業は、水道事業にあっては70円/m3以上、水道用水供給事業にあっては50円/m3以上であること。 (2) 地震対策等地域の 又は のいずれかの地域における事業であること。 (3) 地震等の災害時には、給水タンク車、消防車への給水、仮設給水栓による給水など、防災活動の拠点となるものであること。		
		(次ページへつづく)									

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
衛生薬務課	厚生労働省	(前ページつづき)		(緊急時給水拠点確保等事業) ・重要給水施設配水管 重要給水施設に水道水を配水する配水管、ポンプ、計装機器並びにこれらと密接な関連を有する施設とする。	1/4 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては1/3)	1/4 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては1/3)		3/4 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては2/3)	<p>基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に水道水を配水する配水管であって、耐震機能を有するものを整備する次の(1)又は(2)のいずれかに該当する事業であること。(1) 次のいずれにも該当する事業であること。 ア資本単価が90円/m3上であること。 ただし、平成21年度以前に採択された事業は、70円/m3以上であること。 イ 地域防災計画等において、災害時に重要な拠点となる病院、診療所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など人命の安全確保を図るために、給水優先度が特に高い施設への配水管であること。 ウ給水人口5万人以上の水道事業者が整備する場合にあっては、次のaに該当し、かつ、b～dのいずれかに該当する水道事業者であること。なお、c及びdは、平成30年度までの時限措置とする。 a地震対策等地域の 又は のいずれかの地域における事業であること。 b1か月に10m3使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する給水人口5万人以上の水道事業者における平均料金よりも高い水道事業者であること。 c平成21年度以降に他の水道事業(給水人口5,000人以下の水道事業を除く。)との事業統合(市町村区域を超えた経営統合を含む。)、あるいは水道用水供給事業との事業統合(経営統合を含む。)を行った水道事業に係る水道事業者であること。 d水道事業(給水人口5,000人以下の水道事業を除く。)との事業統合 画(市町村区域を超えた経営統合計画を含む。)、あるいは水道用水供給事業との事業統合画(経営統合計画を含む。)が、広域的水道整備計画に定められている水道事業に係る水道事業者であること。ただし、平成30年度までに統合する計画であるものに限る。 (2) 厚生労働大臣が認める重要給水配水管事業であるもの。</p>		
		(次ページへつづく)									

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
衛生薬務課	厚生労働省	(前ページつづき)		(緊急時給水拠点確保等事業) ・基幹水道構造物の耐震化事業 次に掲げる施設とする。 (1) 取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設(ただし、管路は含まないものとする。) (2) その他、上記施設内に存在する基幹水道構造物であり、施設の運用に必要な施設	1/4 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては1/3)	1/4 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては1/3)		3/4 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては2/3)	配水池及び浄水場等の基幹水道構造物のうち特に耐震化が必要であると認められるものの補強事業又は改築・更新事業であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する事業であること。 (1) 次のいずれにも該当する事業であること。 ア 資本単価が水道事業にあっては90円/m ³ 以上、水道用水供給事業にあっては70円/m ³ 以上であること。 ただし、平成21年度以前に採択された事業は、水道事業にあっては70円/m ³ 以上、水道用水供給事業にあっては50円/m ³ 以上であること。 イ 地方公営企業法施行則第14条に定める法定耐用年数以内の施設であること。 ウ 平成9年度以前に建築された施設であること。 エ 耐震補強又は改築・更新を行った基幹水道構造物については、供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有する地震動(レベル2地震動)に対して、生じる被害が軽微で所期の機能を保持できる構造であること。 オ 地震対策等地域の 又は のいずれかの地域における事業であること。 (2) 厚生労働大臣が認める基幹水道構造物の耐震化事業であるもの。		
				(水道管路耐震化等推進事業) この事業は、老朽化した鋳鉄管等の更新事業、厚生労働大臣が必要と認める対象区域において、直結給水(3階以上の建物に受水槽を使用せず直結給水することをいう。)を可能とするために必要な施設整備を行う事業、鉛製の水道管を更新する事業及び管路において災害復旧を実施した部分から厚生労働大臣が認める区間までを耐震化する事業とする。							
				(水道管路耐震化等推進事業) ・水道管路緊急改善事業 布設後40年以上経過した鋳鉄管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管、ダクタイル鋳鉄管であって、基幹管路(導水管、送水管、配水本管)に布設されている管路の更新事業であること。 ただし、塩化ビニル管及びダクタイル鋳鉄管については、耐震性の低い継手を有するものに限る。							次のいずれかに該当する事業であること。 1 1ヶ月に10m ³ 使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、給水収益に占める企業債残高(企業債残高/給水収益)が、毎年度別途通知する値よりも高い上水道事業者であること。 2 1に該当しない上水道事業者であり、1ヶ月に10m ³ 使用した場合の家庭用の
		(次ページへつづく)									

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
衛生薬務課	厚生労働省	(前ページつづき)							水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、有収密度が毎年度別途通知する平均値より低い上水道事業者であること。 3 1に該当しない上水道事業者であり、給水収益に占める企業債残高(企業債残高/給水収益)が、毎年度別途通知する値よりも高く、料金回収率が100%以上の上水道事業者であること。 4 水道用水供給事業者であること。		
		(水道管路耐震化等推進事業) ・管路近代化事業 次に掲げる事業であること。 (1) 石綿セメント管並びに、布設後20年以上経過した塩化ビニル管、鋳鉄管及び鋼管等の管路更新(動水勾配の減少による必要動水圧の確保、配水圧の均等化、又は時間最大流量の増加への対応を目的として行われる場合は増口径を認める。) (2) ポンプ、水圧調整施設、電気計装設備の設置又は更新 (3) その他必 と認める附帯施設	1/4 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては1/3)	1/4 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては1/3)		3/4 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては2/3)	直結給水を実施するための次のいずれにも該当する事業であること。 (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条の規定に基づき定められる市街化区域及び当該市街化区域と一体となった配水施設の整備を行うことが合理的である給水区域において行う事業であって、直結給水対象人口が10万人を限度とするものであること。 (2) 資本単価140円/m3以上であること。 鉛管の更新事業であって、資本単価90/m3円以上であるもの。 ただし、平成21年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、70円/m3以上であること。				
		(水道管路耐震化等推進事業) ・鉛管更新事業 鉛管であって、次に掲げる管路の更新事業であること。 (1) 導水管 (2) 送水管 (3) 配水管									
		(水道管路耐震化等推進事業) ・基幹管路耐震化整備事業 次に掲げる施設であって、災害復旧事業の対象となった部分から直近の制水弁までの区間とする。ただし、次の(3)の工については、災害復旧事業の対象となった部分から最初の分岐部までの区間とする。 (1) 導水管 (2) 送水管 (3) 配水管(次のいずれかに該当するものに限る。) ア 給水人口50万人以上の水道事業者においては、口径200mm以上の配水管 イ 給水人口25万人以上50万人未満の水道事業者においては、口径150mm以上の配水管 ウ 給水人口25万人未満の水道事業者においては、口径125mm以上の配水管 エ 学校、病院、公民館等の防災拠点等へ至る配水管	1/3 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては1/2)	1/3 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては1/2)		2/3 (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては1/2)	次のいずれにも該当する事業であること。 (1) 災害復旧事業と併せて行う導水管、送水管、厚生労働大臣が必要と認める配水管の耐震化事業であること。 (2) 原形より耐震化が向上する材質又は継手構造を持つ管路により災害復旧を行った事業であること。 (3) 更新する管路は、災害復旧の補助対象となった管と同等の耐震性を有する材質又は継手構造であること。				
		(次ページへつづ)									

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
衛生薬務課	厚生労働省	(前ページつづき)		水道事業運営基盤強化推進等事業 (水道事業運営基盤強化推進事業) ・広域化事業 取水から配水までに必要な施設整備費に対する助成	1/3	1/3		2/3	次のいずれにも該当する事業であって、事業開始5年以内に広域化を実現すること。 また、全体計画は原則10年間とし、平成41年度までの時限事業とする。 1 都道府県水道ビジョン(水道整備基本構想)に基づく圏域における広域化であること。 2 市町村域を越えて3事業体以上の広域化であり、かつ画区域内の給水人口が原則5万人以上であること。 ただし、現在給水人口1万人未満の事業体を含む場合は、画区域内の給水人口が3万人以上であること。 3 本単価が90円/m ³ 以上である水道事業を広域化の対象に含むこと。 なお、次のいずれにも該当する場合は、資本単価に関する要件を付さないものとする。 1 現在給水人口が1万人以下である水道事業者であること。 2 地震対策地域に指定されている地域の水道事業者であること。 なお、本事業において「地震対策地域」とは、次の地域をいう。 (1) 大規模地震対策特別措置法第3条第1項の定に基づく地震防災対策強化地域 (2) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域 (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域 (4) 首都直下型地震対策特別措置法第3条第1項の規定に基づく首都直下型地震緊急対策区域 3 一人当たりの管路延長(管路総延長/現在給水人口)が、毎年度別途通知する一人当たりの平均管路延長よりも長い水道事業者であること。 4 1か月に10m ³ 使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高い水道事業者であること。		
		(次ページへつづく)									

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
衛生薬務課	厚生労働省	(前ページつづき)		水道事業運営基盤強化推進等事業 (水道事業運営基盤強化推進事業) ・運営基盤強化等事業 取水から配水までに必要な施設整備費に対する助成	1/3	1/3		2/3	広域化事業に係る対象施設の整備に要する事業費の総額を上限とし、広域化の圏域において運営基盤を強化するために必要な施設の整備に関する事業であること。		
		(次ページへつづ)		水道事業運営基盤強化推進等事業 (水道広域化施設整備費) ・特定広域化施設整備費 取水から配水までに必要な施設整備費に対する助成	1/3	1/3		2/3	平成26年度以前に採択された事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。 1 現在居住人口が原則として50万人以上のもの。 ただし、地理的に孤立した地域であって、水源が当該地域で得られず、かつ、簡易水道では目的を達することができない場合で、その用水単価、資本単価が著しく高額となる場合にはこの限りでない。 2 給水量の増加を伴う新設又は増設事業であること。 3 水道法第5条の2に基づく広域的水道整備計画に基づく事業であって、別添2の基準に適合するものであること。 4(1) 水道事業については、資本単価が140円/m3以上であること。 ただし、平成6年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が190円/m3以上であり、かつ、資本単価が120円/m3以上であること。 (2) 水道用水供給事業については、資本単価が100円/m3以上であること。 ただし、平成6年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が100円/m3以上であり、かつ、資本単価が80円/m3以上であること。 (3) 昭和56年度以前に採択された事業であって、(1)、(2)の基準に満たない事業については、「旧用水単価」が40円/m3を超えること。また、昭和57年度から昭和59年度までに採択された事業であって、(1)、(2)の基準に満たない事業については、「旧用水単価」が60円/m3を超えること。		

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
衛生薬務課	厚生労働省	(前ページつづき)		水道事業運営基盤強化推進等事業 (水道広域化施設整備費) ・一般広域化施設整備費 同上(ただし、水道法第5条の2に基づく広域的水道整備計画の事業に限る。)	1/4	1/4		3/4	平成21年度以前に採択された事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。 1 特定広域化施設整備費の採択基準の1及び2に適合する事業であること。 2 (1)水道事業については、平21年度以前に採択された事業であって、資本単価が140円/m3以上であること。 ただし、平成15年度以前に採択された事業は、70円/m3以上であること。 また、平成6年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が130円/m3以上であり、かつ、資本単価が60円/m3以上であること。 (2) 水道用水供給事業については、平成21年度以前に採択された事業であって、資本単価が100円/m3以上であること。 ただし、平成15年度以前に採択された事業は、50円/m3以上であること。また、平成6年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が65円/m3以上であり、かつ、資本単価が40円/m3以上であること。 (3) 昭和53年度以前に採択された事業であって、(1)、(2)の基準に満たない事業については、「旧用水単価」が14円/m3を超えること。		
		(次ページへつづ)		水道事業運営基盤強化推進等事業 (水道広域化施設整備費) ・広域化促進地域上水道施設整備費 同上(ただし、配水管の口径は、計画給水人口が25万人以上にあつては150mm以上、25万人未満にあつては75mm以上であること。)	1/3	1/3		2/3	平成26年度以前に採択された事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。 1 水道法第5条の2に基づく広域的水道整備計画の区域内の水道事業であつて、かつ、特定広域化事業から水道用水の供給を受ける水道事業であること。 2 画給水人口又は計画給水量が20%(半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された市町村(これらの市町村が構成団体となる一部事務組合を含む。)にあつては10%)以上増加する新設又は拡張事業であること。 3 資本単価が140円/m3以上であること。 ただし、上記の基準に満たない事業であつて、昭和59年度以前に採択された事業については、「旧資本単価」が90円/m3以上であること。また、平成6年度以前に採択された事業であつて、上記の基準に満たないものについては、用水単価が190円/m3以上であり、かつ、資本単価が120円/m3以上であること。		

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
衛生薬務課	厚生労働省	(前ページつづき)		水道事業運営基盤強化推進等事業 (水道広域化施設整備費) ・水道広域化促進事業費 同上(ただし、複数の水道事業による市町村の区域を越えて行われる統合又は水道用水供給事業と水道事業による統合に伴って行う、経年施設更新事業及び統合関連事業で構成される事業での施設とする。) 経年施設更新事業 給水人口が概ね10万人以下の水道事業の水道施設であって、整備する時点で耐用年数が超過しているものを整備する事業 統合関連事業 経年施設更新事業以外の水道施設を整備する事業であって、統合に係る水道事業又は水道用水供給事業に係る区域内で行われるもの	1/3	1/3		2/3	平成26年度以前に採択された事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。 1 統合後の水道事業が認可を受けている、又は統合に係る水道事業者若しくは水道用水供給事業者の間で統合について合意する旨の協定書等(統合予定日が、協定書等の締結日から3年以内であるものに限る。)が締結されていること。 2 給水人口が概ね10万人以下であり、かつ資本単価が90円以上である水道事業を統合の対象に含むこと。 3 経年施設更新事業及び統合関連事業に係る水道施設の整備計画が定められていること。 4 3の整備計画は、平成28年度生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領(厚生労働省)の別添3(P45)に定める要件を満たすものである		
				水道事業運営基盤強化推進等事業 (水道水源自動監視施設等整備事業) ・水道水源自動監視施設整備費 水系あるいは地域単位で複数の水道事業者等が連携して体系的・効率的な水道水源の監視を行うために必要な次に掲げる掲げる置等とする。 理化学的指標検査装置(濁度、電気伝導度、pH等)、生物指標検査検査(魚類等生物を利用)、サンプリング装置、ろ過装置、テレメーター、監視盤及びその他付帯機器	1/3	1/3		2/3	次のいずれにも該当する事業であること。 1 水道水源自動監視施設の整備が必要であると認められる事業であること。 2 2以上の水道事業者等が連携して(ただし、平成22年3月31日までに市町村合併が行われたことに伴い統合した水道事業者等にとっては、合併年度及びこれに続く1年度はこの限りではない。)体系的効率的かつ計画的に24時間連続して水道水源の監視を行う事業であること。		
				水道事業運営基盤強化推進等事業 (水道水源自動監視施設等整備事業) ・遠隔監視システム整備費 点在する施設の運転管理及び監視の水準を維持しつつ、経費の縮減を通じた経営の効率化を図るために必要な施設であって、取水量、配水池量、塩素濃度、水質異常及び配水量の監視・調整を行うために必要な次に掲げる装置等とする。 計装用機器(流量計測、水位計測、水圧計測、水質計測)、監視操作設備、制御設備、伝送設備及びその他付帯設備	1/4	1/4		3/4	平成21年度までに簡易水道事業と統合する水道事業及び「簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領」(昭和44年5月8日厚生省生衛第405号厚生事務次官通知の別紙乙)に規定している簡易水道事業統合計画に基づき、簡易水道事業等と統合する、又は統合した水道事業者が、当該統合を契機として、施設の管理水準を維持しつつ、経費の縮減を通じた経営の効率化を図るために整備する事業であること。		

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
衛生 薬 務 課	山梨県	山梨県水道水源開発等施設整備費補助金	県単	国庫補助事業に採択された水道水源開発施設事業の補助対象施設のうち水源開発の用に供するダム等及びこれらの施設と密接な関連を有する施設の建設に要する経費	国庫補助金の2/10	30/90 (45/90)	6/90 (9/90)	54/90 (36/90) 企業団及び市町村	国庫補助事業に採択された事業	山梨県水道水源開発等施設整備費補助金交付要綱	補助率は国庫補助金の2/3を超えて定額の場合あり
				国庫補助事業に採択された高度浄水施設整備費の補助対象施設である水道広域化施設の建設に要する経費 (水道広域化施設とは、水道用水供給事業の用に供する広域的な水道の整備計画に基づく水道施設をいう。)	国庫補助金の2/3	30/90 (30/120)	20/90 (20/120)	40/90 (70/120) 企業団及び市町村	資本単価74円以上かつ給水原価112円以上の場合		
		公衆浴場施設改善費補助金	県単	公衆浴場の営業者が行う施設改善事業に関して、その費用を補助する市町村に対し、県が間接補助金を交付する事業	1/2		2/3	1/3	補助対象限度額 公衆浴場1か所当たり 1,000千円	山梨県公衆浴場施設改善費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
健康増進課	厚生労働省	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金	間接	健康増進事業	2/3	1/3	1/3	1/3	1 健康手帳作成費 40歳以上で 100円×実交付者数 2 健康教育費 (1)個別健康教育費 実施方法別に次表の基準単価に実施人員を乗じた額	健康増進法	
				1 健康手帳の交付							
				2 健康教育	2/3	1/3	1/3	1/3			
				3 健康相談	2/3	1/3	1/3	1/3	(2)集団健康教育費 人口区分ごとに次のとおりとする。		
		(次ページへつづく)									

実施方法	基準単価
高血圧	円
医療機関実施	17,280
市町村実施	16,650
糖尿病	
医療機関実施	23,320
市町村実施	17,049
脂質異常症	
医療機関実施	17,680
市町村実施	17,184
喫煙者	
医療機関実施	6,100
市町村実施	6,708

人口区分	基準単価
	円
1万人未満	639,000
1万人以上 3万人未満	678,000
3万人以上 10万人未満	757,000
10万人以上 30万人未満	920,000
30万人以上	1,729,000

人口区分	基準単価
	円
1万人未満	138,000
1万人以上 3万人未満	170,000
3万人以上 10万人未満	256,000
10万人以上 30万人未満	483,000
30万人以上	1,934,000

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考																																																																																																				
						国	県	市町村																																																																																																							
健康増進課	厚生労働省	(前ページつづき)		4 健康診査	2/3 ウのみ 10/10	1/3 ウのみ 10/10	1/3	1/3	4 健康診査費 次により算出した額の合計額 (1)健康診査費 ア 当該年度において40歳以上74歳以下の年齢に達するものに対する健康診査・保健指導 (ア)健康診査 実施方法別に次表の基準単価に受診人員を乗じた額 (単位:円)																																																																																																						
		(次ページへつづ)							<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯区分</th> <th rowspan="2">健診形態</th> <th colspan="2">基準単価 (単独実施)</th> <th colspan="2">基準単価 (生活機能評価 と同時実施)</th> </tr> <tr> <th>基本項目</th> <th>基本+詳細項目</th> <th>基本項目</th> <th>基本+詳細項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">被保護世帯</td> <td>個別検診</td> <td>7,840</td> <td>9,430</td> <td>4,930</td> <td>3,200</td> </tr> <tr> <td>集団検診</td> <td>6,000</td> <td>7,260</td> <td>4,450</td> <td>4,360</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非課税世帯</td> <td>個別検診</td> <td>7,060</td> <td>8,490</td> <td>4,430</td> <td>2,880</td> </tr> <tr> <td>集団検診</td> <td>5,400</td> <td>6,530</td> <td>4,090</td> <td>3,930</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>個別検診</td> <td>5,490</td> <td>6,600</td> <td>3,450</td> <td>2,240</td> </tr> <tr> <td>集団検診</td> <td>4,200</td> <td>5,080</td> <td>3,180</td> <td>3,050</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)(個別方式)・・・医療機関等の施設において、健診の日時を定めず行う形態 (集団方式)・・・健診の日時及び場所を指定して行う形態 (注2)被保護世帯・・・当該受診者と同一世帯員と認められた世帯員が生活保護法による生活扶助、医療扶助等を単給又は併給のいずれかを問わず受けている場合をいう。 (注3)非課税世帯・・・同一世帯員として認められたすべての世帯員が当該年度において市町村民税が課税されていない者である場合をいう。</p> <p>(イ)保健指導費 a年度内に全て行う場合 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>動機付け支援</th> <th>積極的支援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保護世帯等</td> <td>8,740</td> <td>25,200</td> </tr> <tr> <td>非課税世帯</td> <td>7,870</td> <td>22,680</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6,120</td> <td>17,640</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)65歳以上については、積極的支援に該当した場合でも動機付け支援を実施する。</p> <p>b年度を超えて保健指導を行う場合 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯区分</th> <th colspan="2">動機付け支援</th> <th colspan="2">積極的支援</th> </tr> <tr> <th>初回面接</th> <th>実績評価</th> <th>初回面接</th> <th>実績評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">被保護世帯等</td> <td>初回面接</td> <td>6,995</td> <td>初回面接</td> <td>10,080</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>継続的支援</td> <td>12,600</td> </tr> <tr> <td>実績評価</td> <td>1,749</td> <td>実績評価</td> <td>2,520</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非課税世帯</td> <td>初回面接</td> <td>6,296</td> <td>初回面接</td> <td>9,072</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>継続的支援</td> <td>11,340</td> </tr> <tr> <td>実績評価</td> <td>1,574</td> <td>実績評価</td> <td>2,268</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他</td> <td>初回面接</td> <td>4,896</td> <td>初回面接</td> <td>7,056</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>継続的支援</td> <td>8,820</td> </tr> <tr> <td>実績評価</td> <td>1,224</td> <td>実績評価</td> <td>1,764</td> </tr> </tbody> </table>	世帯区分	健診形態	基準単価 (単独実施)		基準単価 (生活機能評価 と同時実施)		基本項目	基本+詳細項目	基本項目	基本+詳細項目	被保護世帯	個別検診	7,840	9,430	4,930	3,200	集団検診	6,000	7,260	4,450	4,360	非課税世帯	個別検診	7,060	8,490	4,430	2,880	集団検診	5,400	6,530	4,090	3,930	その他	個別検診	5,490	6,600	3,450	2,240	集団検診	4,200	5,080	3,180	3,050	世帯区分	動機付け支援	積極的支援	被保護世帯等	8,740	25,200	非課税世帯	7,870	22,680	その他	6,120	17,640	世帯区分	動機付け支援		積極的支援		初回面接	実績評価	初回面接	実績評価	被保護世帯等	初回面接	6,995	初回面接	10,080			継続的支援	12,600	実績評価	1,749	実績評価	2,520	非課税世帯	初回面接	6,296	初回面接	9,072			継続的支援	11,340	実績評価	1,574	実績評価	2,268	その他	初回面接	4,896	初回面接	7,056			継続的支援	8,820	実績評価	1,224	実績評価
世帯区分	健診形態	基準単価 (単独実施)		基準単価 (生活機能評価 と同時実施)																																																																																																											
		基本項目	基本+詳細項目	基本項目	基本+詳細項目																																																																																																										
被保護世帯	個別検診	7,840	9,430	4,930	3,200																																																																																																										
	集団検診	6,000	7,260	4,450	4,360																																																																																																										
非課税世帯	個別検診	7,060	8,490	4,430	2,880																																																																																																										
	集団検診	5,400	6,530	4,090	3,930																																																																																																										
その他	個別検診	5,490	6,600	3,450	2,240																																																																																																										
	集団検診	4,200	5,080	3,180	3,050																																																																																																										
世帯区分	動機付け支援	積極的支援																																																																																																													
被保護世帯等	8,740	25,200																																																																																																													
非課税世帯	7,870	22,680																																																																																																													
その他	6,120	17,640																																																																																																													
世帯区分	動機付け支援		積極的支援																																																																																																												
	初回面接	実績評価	初回面接	実績評価																																																																																																											
被保護世帯等	初回面接	6,995	初回面接	10,080																																																																																																											
			継続的支援	12,600																																																																																																											
	実績評価	1,749	実績評価	2,520																																																																																																											
非課税世帯	初回面接	6,296	初回面接	9,072																																																																																																											
			継続的支援	11,340																																																																																																											
	実績評価	1,574	実績評価	2,268																																																																																																											
その他	初回面接	4,896	初回面接	7,056																																																																																																											
			継続的支援	8,820																																																																																																											
	実績評価	1,224	実績評価	1,764																																																																																																											

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考		
						国	県	市町村					
健康増進課	厚生労働省	(前ページつづき)									(単位:円)		
		イ 当該年度において75歳以上の年齢に達する者に対する健康診査											
		実施方法									基準単価(個別検診)	基準単価(集団検診)	
		被保護世帯等	単独実施	基本的な検診項目のみ実施		7,840	6,000						
				基本的な検診項目・詳細な検診項目実施		9,430	7,260						
		生活機能評価と同時実施	単独実施	基本的な検診項目のみ実施		4,930	4,540						
				基本的な検診項目・詳細な検診項目実施		3,200	4,360						
		非課税世帯	単独実施	基本的な検診項目のみ実施		7,060	5,400						
				基本的な検診項目・詳細な検診項目実施		8,490	6,530						
		生活機能評価と同時実施	単独実施	基本的な検診項目のみ実施		4,430	4,090						
				基本的な検診項目・詳細な検診項目実施		2,880	3,930						
		その他	単独実施	基本的な検診項目のみ実施		5,490	4,200						
基本的な検診項目・詳細な検診項目実施				6,600	5,080								
生活機能評価と同時実施	単独実施	基本的な検診項目のみ実施		3,450	3,180								
		基本的な検診項目・詳細な検診項目実施		2,240	3,050								
(注1) (個別方式)・・・医療機関等の施設において、健診の日時を定めず行う形態 (集団方式)・・・健診の日時及び場所を指定して行う形態 (注2) 被保護世帯・・・当該受診者と同一世帯員と認められた世帯員が生活保護法による生活扶助、医療扶助等を単給又は併給のいずれかを問わず受けている場合をいう。 (注3) 非課税世帯・・・同一世帯員として認められたすべての世帯員が当該年度において市町村民税が課税されていない者である場合をいう。													
ウ 訪問健康診査費													
実施方法									基準単価				
医師に看護師を帯同させる場合									円 13,057				
医師のみの場合									9,628				
エ 介護家族訪問健康診査費													
実施方法									基準単価				
医師に看護師を帯同させる場合									円 13,057				
医師のみの場合									9,628				
		(次ページへつづ)											

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考												
						国	県	市町村															
健康増進課	厚生労働省	(前ページつづき)							<p>(2) 歯周疾患検診費 40歳、50歳、60歳及び70歳の者に対象者別に次の基準単価に受診人員を乗じた額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保護世帯・非課税世帯</td> <td>円 4,931</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3,431</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 骨粗鬆症検診費 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性に対象者別に次表の基準単価に受診人員を乗じた額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保護世帯・非課税世帯</td> <td>円 4,997</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3,497</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 渡航費 検診車の離島渡航費で厚生労働大臣が認めた額</p> <p>(5) 健康診査実施連絡等費 ア 事業実施通知費 歯周疾患検診及び骨粗鬆症検診対象者に対する個別の実施通知費 51円×通知人員</p> <p>イ 受診結果連絡費 歯周疾患及び骨粗鬆症検診対象者の要精検者に係る医療機関から市町村への精検受診結果の連絡費 158円×連絡人員</p> <p>ウ 検診記録簿作成費 健康診査費の選択項目検診対象者、歯周疾患検診及び骨粗鬆症検診対象者の要精検者に係る記録簿の作成費 48円×受診人員</p>	対象者	基準単価	被保護世帯・非課税世帯	円 4,931	その他	3,431	対象者	基準単価	被保護世帯・非課税世帯	円 4,997	その他	3,497		
対象者	基準単価																						
被保護世帯・非課税世帯	円 4,931																						
その他	3,431																						
対象者	基準単価																						
被保護世帯・非課税世帯	円 4,997																						
その他	3,497																						
		(次ページへつづ)																					

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
健康増進課	厚生労働省	(前ページつづき)		(6)肝炎ウイルス検診費 ア 特定健康診査、生活機能評価及び健康診査と同時実施					イ 上記ア以外の場合		
		(次ページへつづ)									

実施区分	世帯区分	検診形態	検査種別	基準単価(円)
40歳以上で5歳刻みの者(個別勸奨実施)	/	個別方式	基本型	3,205
			B型希望なし	2,540
			C型希望なし	2,298
		集団方式	基本型	1,612
			B型希望なし	947
			C型希望なし	705
上記以外の者	被保護世帯等及び非課税世帯	個別方式	基本型	4,579
			B型希望なし	3,629
			C型希望なし	3,283
		集団方式	基本型	2,303
			B型希望なし	1,352
			C型希望なし	1,007
	その他	個別方式	基本型	3,205
			B型希望なし	2,540
			C型希望なし	2,298
		集団方式	基本型	1,612
			B型希望なし	947
			C型希望なし	705

実施区分	世帯区分	検診形態	検査種別	基準単価(円)
40歳以上で5歳刻みの者(個別勸奨実施)	/	個別方式	基本型	6,093
			B型希望なし	5,428
			C型希望なし	5,186
上記以外の者	被保護世帯等及び非課税世帯	個別方式	基本型	8,705
			B型希望なし	7,754
			C型希望なし	7,409
	その他		基本型	6,093
			B型希望なし	5,428
			C型希望なし	5,186

- 1(個別方式)...医療機関等の施設において、検診の日時を定めずに行う形態
 - 2(集団方式)...検診の日時及び場所を指定して行う形態
 - 3 被保護世帯...当該受診者と同一世帯員と認められた世帯員が生活保護法による生活扶助、医療扶助等を単給又は供給いずれかを問わず受けている場合をいう。
 - 4 非課税世帯...同一世帯員として認められたすべての世帯員が当該年度において市町村民税が課税されていない者である場合をいう。
 - 5 上記イにおいて集団方式で実施した場合は、上記アに準ずるものとする。
- ウ 自己負担相当額
40歳以上で、5歳刻みの年齢に達する者に対して個別勸奨を実施する場合の受信者負担相当額
肝炎ウイルス検診に要する費用の3割に達する額×受診人員
- エ 個別勸奨事務費
40歳以上で、5歳刻みの年齢に達する者に対する個別の受診勸奨にかかる事務費 139円×通知人員
- オ 陽性者フォローアップ経費
陽性者のフォローアップ事業に必要な旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
健康増進課	厚生労働省	(前ページつづき)		5 機能訓練	2/3	1/3	1/3	1/3	5 機能訓練費 次により算定した額の合計額 (1)事業費 9,000円×実施回数 ただし、リフトバス等による送迎を実施する場合は、 23,000円×実施回数 (2)器具整備費 958,000×施設数 ただし、器具整備費は新設分に限るものとする。また、市町村保健センターについては別表1に掲げる備品は補助対象としない。 (3)送迎車購入費 1施設当たり4,500,000円以内で厚生労働大臣が認めた額		
				6 訪問指導	2/3	1/3	1/3	1/3	6 訪問指導費 人口区分ごとに次のとおりとする。		
				7 総合的な保健推進事業	2/3	1/3	1/3	1/3	7 総合的な保健推進事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、使用料及び賃借料、需用費(消耗品、会議費、印刷製本費)、役務費、委託料		
			直接	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	1/2	1/2		1/2	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施に必要な次の経費 1 検診費 子宮頸がん及び乳がん検診における自己負担相当部分 2 事務費 賃金、需用費(備品購入費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、会議費、委託料、賃借料及び報償料、使用料 ただし、報償費はかかりつけ医を通じた個別の受診勧奨に限る。		

人口区分	交付基準単価
	円
1万人未満	11,000
1万人以上 3万人未満	18,000
3万人以上10万人未満	52,000
10万人以上 30万人未満	209,000
30万人以上	608,000

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考																				
						国	県	市町村																							
健康増進課	厚生労働省	予防接種対策費負担金	間接	健康被害者に対する医療費等の給付	3/4	2/4	1/4	1/4	<p>補助基準等</p> <p>(医療費) 当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額 (医療手当)</p> <p>通院 1か月に3日以上..... 36,300円 1か月に3日未満..... 34,300円 入院 1か月に8日以上..... 36,300円 1か月に8日未満..... 34,300円 同一月に通院入院があるとき..... 36,300円 (障害年金) 1級..... 4,962,000円 2級..... 3,969,600円 3級..... 2,976,000円 (障害年金に係る介護加算額) 1級..... 839,500円 2級..... 559,700円</p>	予防接種法																					
		山梨県小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費補助金	間接	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾患児に対し、市町村が日常生活用具を給付する事業に対する補助	1/2 (福祉事務所設置市町村) 3/4 (福祉事務所未設置町村)	1/2 1/2	1/4	1/2 1/4	<p>小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1 種目</th> <th>2 基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="18">日常生活用具給付等事業</td> <td>次により算出した額の合算額から用具の給付を受けた者又はその扶養義務者(世帯の生計中心者)の負担すべき額の合算額を控除した額</td> </tr> <tr> <td>(1)便器 4,810円×購入数</td> </tr> <tr> <td>(2)特殊マット 21,170円×購入数</td> </tr> <tr> <td>(3)特殊便器 163,300円×購入数</td> </tr> <tr> <td>(4)特殊寝台 166,320円×購入数</td> </tr> <tr> <td>(5)歩行支援用具 64,800円×購入数 (手すり、スロープ、歩行器等)</td> </tr> <tr> <td>(6)入浴補助用具 97,200円×購入数</td> </tr> <tr> <td>(7)特殊尿器 72,360円×購入数</td> </tr> <tr> <td>(8)体位変換器 16,200円×購入数</td> </tr> <tr> <td>(9)車いす(電動以外の場合) 76,030円×購入数</td> </tr> <tr> <td>(10)頭部保護帽 13,130円×購入数</td> </tr> <tr> <td>(11)電気式たん吸引器 60,910円×購入数</td> </tr> <tr> <td>(12)クールベスト 21,600円×購入数</td> </tr> <tr> <td>(13)紫外線カットクリーム 40,820円×購入者数</td> </tr> <tr> <td>(14)ネブライザー(吸引器) 38,880円×購入数</td> </tr> <tr> <td>(15)パルスオキシメーター 170,100円×購入者数</td> </tr> <tr> <td>便器を給付する際に、併せて便器の手すりにつけた場合、手すりの費用も対象経費に含める。</td> </tr> <tr> <td>(16)ストーマ装具(蓄便袋) 111,460円×購入数</td> </tr> <tr> <td>(17)ストーマ装具(蓄尿袋) 146,450円×購入数</td> </tr> <tr> <td>(18)人口鼻 126,360円×購入数</td> </tr> </tbody> </table> <p>国の要綱改正に伴い、単価は変更することがある。</p>	1 種目	2 基準額	日常生活用具給付等事業	次により算出した額の合算額から用具の給付を受けた者又はその扶養義務者(世帯の生計中心者)の負担すべき額の合算額を控除した額	(1)便器 4,810円×購入数	(2)特殊マット 21,170円×購入数	(3)特殊便器 163,300円×購入数	(4)特殊寝台 166,320円×購入数	(5)歩行支援用具 64,800円×購入数 (手すり、スロープ、歩行器等)	(6)入浴補助用具 97,200円×購入数	(7)特殊尿器 72,360円×購入数	(8)体位変換器 16,200円×購入数	(9)車いす(電動以外の場合) 76,030円×購入数	(10)頭部保護帽 13,130円×購入数	(11)電気式たん吸引器 60,910円×購入数	(12)クールベスト 21,600円×購入数	(13)紫外線カットクリーム 40,820円×購入者数	(14)ネブライザー(吸引器) 38,880円×購入数	(15)パルスオキシメーター 170,100円×購入者数	便器を給付する際に、併せて便器の手すりにつけた場合、手すりの費用も対象経費に含める。	(16)ストーマ装具(蓄便袋) 111,460円×購入数	(17)ストーマ装具(蓄尿袋) 146,450円×購入数
1 種目	2 基準額																														
日常生活用具給付等事業	次により算出した額の合算額から用具の給付を受けた者又はその扶養義務者(世帯の生計中心者)の負担すべき額の合算額を控除した額																														
	(1)便器 4,810円×購入数																														
	(2)特殊マット 21,170円×購入数																														
	(3)特殊便器 163,300円×購入数																														
	(4)特殊寝台 166,320円×購入数																														
	(5)歩行支援用具 64,800円×購入数 (手すり、スロープ、歩行器等)																														
	(6)入浴補助用具 97,200円×購入数																														
	(7)特殊尿器 72,360円×購入数																														
	(8)体位変換器 16,200円×購入数																														
	(9)車いす(電動以外の場合) 76,030円×購入数																														
	(10)頭部保護帽 13,130円×購入数																														
	(11)電気式たん吸引器 60,910円×購入数																														
	(12)クールベスト 21,600円×購入数																														
	(13)紫外線カットクリーム 40,820円×購入者数																														
	(14)ネブライザー(吸引器) 38,880円×購入数																														
	(15)パルスオキシメーター 170,100円×購入者数																														
	便器を給付する際に、併せて便器の手すりにつけた場合、手すりの費用も対象経費に含める。																														
	(16)ストーマ装具(蓄便袋) 111,460円×購入数																														
(17)ストーマ装具(蓄尿袋) 146,450円×購入数																															
(18)人口鼻 126,360円×購入数																															

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
健康増進課	厚生労働省	障害者医療費国庫負担金	直接	自立支援医療費(育成医療)の支給に要する費用	3/4	1/2	1/4	1/4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条の規定に基づく自立支援医療費(育成医療)の額から法第7条に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額	障害者医療費国庫負担金交付要綱	
		未熟児養育医療費等国庫負担金	直接	未熟児への養育医療の給付に要する費用	3/4	1/2	1/4	1/4	1 母子保健法第20条第3項第1号から第4号までに係る費用については、「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額の実支出額の合算額から、医療保険各法による負担額を控除した額 2 母子保健法第20条第3項第5号に係る費用については、入院に必要な最小限度の交通費の実支出額。ただし、指定養育医療機関が移送を実施する場合には、市(区)町村長が指定養育医療機関とあらかじめ協議して定めた額	未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱	
		母子保健衛生費国庫補助金	直接	妊娠・出産包括支援事業	1/2	1/2		1/2	(1)産前・産後サポート事業 (2)産後ケア事業 (3)妊娠出産包括支援事業緊急整備事業 (3)は、単独実施も可能。	母子保健衛生費国庫補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
健康増進課	山梨県	山梨県自立支援医療費(育成医療)負担金	県単	自立支援医療費(育成医療)の支給に要する費用	3/4	1/2	1/4	1/4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条の規定に基づく自立支援医療費(育成医療)の額から法第7条に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額	山梨県自立支援医療費(育成医療)負担金交付要綱	
		山梨県養育医療費負担金	県単	未熟児への養育医療の給付に要する費用	3/4	1/2	1/4	1/4	1 母子保健法第20条第3項第1号から第4号までに係る費用については、「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額の実支出額の合算額から、医療保険各法による負担額を控除した額 2 母子保健法第20条第3項第5号に係る費用については、入院に必要な最小限度の交通費の実支出額。ただし、指定養育医療機関が移送を実施する場合には、市(区)町村長が指定養育医療機関とあらかじめ協議して定めた額	山梨県養育医療費負担金交付要綱	
		妊娠出産育児包括支援事業費補助金	県単	地域の子育て家庭を支援するために市町村が行う妊娠期から子育て期にわたるまでの総合相談事業の実施に要する経費	1/3	1/3	1/3	1/3	利用者支援事業母子保健型	山梨県妊娠出産育児包括支援事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
森林環境総務課	県	環境保全活動支援事業費補助金	県単	市町村等が実施する、環境の保全と創造に関する事業に要する経費に対し補助する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化・リサイクル推進事業 ・ごみ減量化・リサイクル推進整備 ・ごみ減量化・リサイクル普及啓発 ・事業系廃棄物のリサイクルシステムの構築 ・地球温暖化対策事業 ・地球温暖化防止活動推進員の活動支援 ・エコライフ県民運動の普及啓発 ・省エネ意識・行動の普及啓発 ・環境教育推進事業 ・環境学習会等の開催 ・その他 事業内容が、環境保全と創造に資すると知事が認めた事業	1/2		1/2	1/2	補助対象経費の1/2以内	環境保全活動支援事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
大 気 水 質 保 全 課	環 境 省	循環型社会形成推進交付金	直接	市町村が広域的な地域について作成する「循環型社会形成推進地域計画」に基づき実施される浄化槽の設置に要する費用について助成する	1/3	1/3		1/3 (浄化槽設置整備事業)	区分、基準額、対象経費の実支出額を人層区分ごとに比較して少ない方の額を選定し、その額に1/3の補助率を乗じて得た額	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金交付要綱	
								区分、基準額及び対象経費(表) 浄化槽設置整備事業			
								1 区分	2 基準額	3 対象経費	
								豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。(単位:千円)	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費		
								(単位:千円)			
							浄化槽	(1)5人槽 332×基数 (2)6～7人槽 414×基数 (3)8～10人槽 548×基数 (4)11～20人槽 939×基数 (5)21～30人層 1,472×基数 (6)31～50人槽 2,037×基数 (7)51人槽～ 2,326×基数 (51人槽～は国庫助成のみ)	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。(単位:千円) 352×基数 441×基数 588×基数 1,002×基数 1,545×基数 2,129×基数 2,429×基数		
								(8)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。			
							既設の浄化槽の改築	(1)改築に要する費用で、環境大臣に協議し承認を得た額。(国助成のみ) (2)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、既設の浄化槽の改築に要する費用を助成するために必要な経費		
		(次ページへつづく)									

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
大気水質保全課	環境省	(前ページつづき)							浄化槽市町村整備推進事業		
									1 区分	2 基準額	3 対象経費
									<p>豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。(単位:千円)</p> <p>(単位:千円)</p> <p>882×基数 1,104×基数 1,495×基数 2,191×基数 2,937×基数 3,491×基数 4,271×基数 4,743×基数 5,993×基数</p> <p>浄化槽</p> <p>(10)51～100人槽 環境大臣に協議し承認を得た額×基数 (11)事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内 (12)調査費 浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額 (13)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であつて、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額</p> <p>基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>		

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考																																					
						国	県	市町村																																								
大気水質保全課	内閣府(環境省)	地方創生汚水処理施設整備推進交付金	直接	市町村が作成する「地域再生計画」に基づき実施される汚水処理施設(浄化槽)の整備について助成する	1/3	1/3		1/3 (浄化槽設置整備事業)		地域再生法 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱																																						
								区分、基準額及び対象経費(表) 浄化槽設置整備事業																																								
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>1 区分</th> <th colspan="2">2 基準額</th> <th>3 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">浄化槽</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">(単位:千円)</td> <td rowspan="8"> 豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。(単位:千円) </td> </tr> <tr> <td>(1)5人槽</td> <td>332×基数</td> <td>352×基数</td> </tr> <tr> <td>(2)6~7人槽</td> <td>414×基数</td> <td>441×基数</td> </tr> <tr> <td>(3)8~10人槽</td> <td>548×基数</td> <td>588×基数</td> </tr> <tr> <td>(4)11~20人槽</td> <td>939×基数</td> <td>1,002×基数</td> </tr> <tr> <td>(5)21~30人層</td> <td>1,472×基数</td> <td>1,545×基数</td> </tr> <tr> <td>(6)31~50人槽</td> <td>2,037×基数</td> <td>2,129×基数</td> </tr> <tr> <td>(7)51人槽~</td> <td>2,326×基数</td> <td>2,429×基数</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> (51人槽~は国庫助成のみ) </td> <td rowspan="2"> 市町村が地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費 </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> (8)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 基数については、環境大臣が必要と認められた基数とする。 </td> </tr> <tr> <td>既設の浄化槽の改築</td> <td colspan="2"> (1)改築に要する費用で、環境大臣に協議し承認を得た額。(国助成のみ) (2)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 </td> <td> 市町村が地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱に基づいて、既設の浄化槽の改築に要する費用を助成するために必要な経費 </td> </tr> </tbody> </table>			1 区分	2 基準額		3 対象経費	浄化槽	(単位:千円)		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。(単位:千円)	(1)5人槽	332×基数	352×基数	(2)6~7人槽	414×基数	441×基数	(3)8~10人槽	548×基数	588×基数	(4)11~20人槽	939×基数	1,002×基数	(5)21~30人層	1,472×基数	1,545×基数	(6)31~50人槽	2,037×基数	2,129×基数	(7)51人槽~	2,326×基数	2,429×基数	(51人槽~は国庫助成のみ)			市町村が地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費	(8)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 基数については、環境大臣が必要と認められた基数とする。			既設の浄化槽の改築	(1)改築に要する費用で、環境大臣に協議し承認を得た額。(国助成のみ) (2)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額		市町村が地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱に基づいて、既設の浄化槽の改築に要する費用を助成するために必要な経費
1 区分	2 基準額		3 対象経費																																													
浄化槽	(単位:千円)		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。(単位:千円)																																													
	(1)5人槽	332×基数		352×基数																																												
	(2)6~7人槽	414×基数		441×基数																																												
	(3)8~10人槽	548×基数		588×基数																																												
	(4)11~20人槽	939×基数		1,002×基数																																												
	(5)21~30人層	1,472×基数		1,545×基数																																												
	(6)31~50人槽	2,037×基数		2,129×基数																																												
	(7)51人槽~	2,326×基数		2,429×基数																																												
(51人槽~は国庫助成のみ)			市町村が地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費																																													
(8)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 基数については、環境大臣が必要と認められた基数とする。																																																
既設の浄化槽の改築	(1)改築に要する費用で、環境大臣に協議し承認を得た額。(国助成のみ) (2)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額		市町村が地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱に基づいて、既設の浄化槽の改築に要する費用を助成するために必要な経費																																													
(次ページへつづく)																																																

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考						
						国	県	市町村									
大気水質保全課	内閣府(環境省)	(前ページつづき)															
		浄化槽設置整備事業費補助金	県単	市町村が浄化槽の計画的な整備を図るため、浄化槽を設置する者に対し助成する場合、その市町村に対して設置費用を助成する(処理対象人員50人以下)	1/3		1/3	1/3	上記交付金のうち浄化槽設置整備事業のみを対象として1/3の補助率を乗じて得た額	山梨県浄化槽設置整備事業補助金交付要綱							
						<p>浄化槽市町村整備推進事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1 区分</th> <th>2 基準額</th> <th>3 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浄化槽</td> <td> (1)5人槽 837×基数 (2)6~7人槽 1,043×基数 (3)8~10人槽 1,375×基数 (4)11~15人槽 2,039×基数 (5)16~20人層 2,786×基数 (6)21~25人槽 3,332×基数 (7)26~30人槽 4,066×基数 (8)31~40人槽 4,521×基数 (9)41~50人槽 5,737×基数 (10)51~100人槽 環境大臣に協議し承認を得た額×基数 (11)事務費 (1)~(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内 (12)調査費 浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額 (13)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 基数については、環境大臣が必要と認められた基数とする。 </td> <td> 豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。(単位:千円) 882×基数 1,104×基数 1,495×基数 2,191×基数 2,937×基数 3,491×基数 4,271×基数 4,743×基数 5,993×基数 市町村が地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽を整備するために必要な経費であって、別に定める交付対象事業費 </td> </tr> </tbody> </table>						1 区分	2 基準額	3 対象経費	浄化槽	(1)5人槽 837×基数 (2)6~7人槽 1,043×基数 (3)8~10人槽 1,375×基数 (4)11~15人槽 2,039×基数 (5)16~20人層 2,786×基数 (6)21~25人槽 3,332×基数 (7)26~30人槽 4,066×基数 (8)31~40人槽 4,521×基数 (9)41~50人槽 5,737×基数 (10)51~100人槽 環境大臣に協議し承認を得た額×基数 (11)事務費 (1)~(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内 (12)調査費 浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額 (13)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 基数については、環境大臣が必要と認められた基数とする。	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。(単位:千円) 882×基数 1,104×基数 1,495×基数 2,191×基数 2,937×基数 3,491×基数 4,271×基数 4,743×基数 5,993×基数 市町村が地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽を整備するために必要な経費であって、別に定める交付対象事業費
1 区分	2 基準額	3 対象経費															
浄化槽	(1)5人槽 837×基数 (2)6~7人槽 1,043×基数 (3)8~10人槽 1,375×基数 (4)11~15人槽 2,039×基数 (5)16~20人層 2,786×基数 (6)21~25人槽 3,332×基数 (7)26~30人槽 4,066×基数 (8)31~40人槽 4,521×基数 (9)41~50人槽 5,737×基数 (10)51~100人槽 環境大臣に協議し承認を得た額×基数 (11)事務費 (1)~(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内 (12)調査費 浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額 (13)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 基数については、環境大臣が必要と認められた基数とする。	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。(単位:千円) 882×基数 1,104×基数 1,495×基数 2,191×基数 2,937×基数 3,491×基数 4,271×基数 4,743×基数 5,993×基数 市町村が地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽を整備するために必要な経費であって、別に定める交付対象事業費															

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
環境 整備 課	環境 省	災害等廃棄物処理事業費補助金	直接	市町村等が災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業について国が補助する。	1/2	1/2		1/2	補助対象経費の1/2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱	
		廃棄物処理施設災害復旧費補助金	直接	市町村等が災害により被害を受けた廃棄物処理施設に係る災害復旧事業について国が補助する。	1/2	1/2		1/2	補助対象経費の1/2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条 廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱	
		循環型社会形成推進交付金	直接	市町村等が廃棄物の3Rを広域的かつ総合的に推進するために作成する「循環型社会形成推進地域計画」に基づき実施される施設整備事業について国が交付する。 ・マテリアルリサイクル推進施設 ・エネルギー回収推進施設 ・有機性廃棄物リサイクル推進施設 ・浄化槽 ・最終処分場 ・既存施設の基幹的設備改良 等	1/3	1/3		2/3	交付対象経費の1/3 交付対象は、原則的には人口5万人以上又は面積400Km ² 以上の計画対象地域を構成する場合に限る	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金交付要綱	
		放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金(農林業系廃棄物の処理加速化事業)	直接	事故由来放射性物質に汚染されたことで新たに発生した汚染廃棄物で、市町村等が行う、農林業系廃棄物(稲わら、牧草等)の処理等に関する事業について国が補助する。	1/2	1/2		1/2	補助対象経費の1/2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金(農林業系廃棄物の処理加速化事業)交付要綱	
		二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金	直接	廃棄物処理施設におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を目的として、市町村が廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために作成する「循環型社会形成推進地域計画」に基づき実施される事業について国が交付する。 ・エネルギー回収廃棄物処理施設整備事業 ・廃棄物処理施設への先進的設備導入事業 ・施設設備に関する計画支援事業 ・廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業	1/3	1/3		2/3	交付対象経費の1/3 交付対象は、原則的には人口5万人以上又は面積400Km ² 以上の計画対象地域を構成する場合に限る	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
環境整備課	県	不法投棄未然防止事業費補助金	県単	廃棄物の不法投棄の未然防止を図るため、市町村が実施する不法投棄防止柵の設置や不法投棄物の撤去について県が補助する。	1/2		1/2	1/2	補助対象経費の1/2	不法投棄未然防止事業費補助金交付要綱	
		一般廃棄物最終処分場整備促進対策事業費補助金	県単	全市町村が笛吹市境川町寺尾地内に設置する一般廃棄物最終処分場の整備を支援するため、当該処分場の整備に関連し、笛吹市が実施する道路整備事業及び地域振興施設整備事業について県が補助する。	10/10 1/2		10/10 1/2	1/2	交付対象経費のうち国交付金等を除いた額の10/10 交付対象経費のうち国交付金等を除いた額の1/2	一般廃棄物最終処分場整備促進対策事業費補助金交付要綱	
		一般廃棄物最終処分場周辺地域整備事業交付金資金貸付	県単	山梨県市町村総合事務組合が設置する一般廃棄物最終処分場に関連して行われる周辺地域整備事業に対し、当該組合が笛吹市に交付する交付金の財源に対して、県が資金を貸付ける。 貸付期間は、平成25年度から処分場の埋立開始年度の前年度まで	10/10 (充当率)		10/10			一般廃棄物最終処分場周辺地域整備事業交付金資金貸付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
みどり 自然 課	県	特定鳥獣適正管理事業費補助金	県単	市町村等が第二種特定鳥獣管理計画に基づき行う管理捕獲に要する経費に対し補助する。	1/2		1/2	1/2	補助対象経費の1/2 ・ニホンジカ 1頭あたり15,000円(限度額) ・イノシシ 1頭あたり15,000円(限度額) ・イノシシ幼獣 1頭あたり1,000円(限度額) ・ニホンザル 1頭あたり30,000円(限度額)	特定鳥獣適正管理事業費補助金交付要綱	
		ツキノワグマ放獣事業費補助金	県単	市町村が有害捕獲等を行ったツキノワグマを放獣した場合の経費に対し補助する。	定額				次の経費を対象として、 上限100,000円 ・放獣作業従事者謝金 (限度額40,000円) ・麻酔薬費及び投与謝金 (限度額60,000円) ・物件費(限度額10,000円)	ツキノワグマ放獣事業費補助金交付要綱	
		新規狩猟者確保対策事業費補助金	県単	市町村が行う、狩猟免許を新規に取得した者又は銃砲の所持の許可を新規に取得した者に対して、取得経費の一部を助成する事業に対し補助する。	1/2		1/2	1/2	補助対象経費の1/2 ・狩猟免許試験予備講習会受講料 1件あたり6,000円 ・射撃教習受講料 1件あたり35,000円	新規狩猟者確保対策事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
森林整備課	林野庁	松くい虫等総合対策事業費補助金	間接	松くい虫防除事業(非公共) 予防、駆除等	3/4	2/4	1/4	1/4	国が定める基準をもとに県が定めた補助基準額に対して助成する。	森林病虫害等防除法 山梨県松くい虫等被害総合対策事業補助金交付要綱	
		松くい虫等被害地域対策事業費補助金	間接	松くい虫防除事業(公共) 駆除	7/10	5/10	2/10	3/10	国が定める基準をもとに県が定めた補助基準額に対して助成する。	森林病虫害等防除法 山梨県松くい虫等被害総合対策事業補助金交付要綱	
		造林事業費補助金	間接	造林事業 植栽、下刈、間伐等	4/10	3/10	1/10	6/10	国が定める基準をもとに県が定めた補助基準額に対して助成する。 事業により査定係数あり	森林法 森林法施行令 山梨県造林事業費補助金交付要綱	
		森林整備地域活動支援交付金	間接	森林整備地域活動支援交付金 ・森林所有者等による森林施業の実施に不可欠な地域活動(森林経営計画作成促進、施業集約化の促進、森林境界の確認、森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備)を支援する市町村に対して交付金を交付 ・支援交付金の目的を達するために市町村が実施する制度の周知や確認事務等に対する補助を行う	要綱による算定額	要綱による算定額	要綱による算定額	要綱による算定額	国が定める基準をもとに助成する。	山梨県森林整備地域活動支援交付金交付要綱	
	県	松くい虫等被害森林景観対策事業費補助金	県単	松くい虫防除事業(県単公共) 予防、駆除等	3/4		3/4	1/4	県が定めた補助基準額に対して助成する。	山梨県松くい虫等被害総合対策事業補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
林業振興課	林野庁	森林整備加速化・林業再生事業費補助金	間接	・木造公共施設等整備 ・高性能林業機械等の導入 ・木材加工流通施設等整備 ・木質バイオマス利用施設等整備 等	1/2以内	1/2		1/2	採択基準を満たしているものについて予算の範囲内で助成	山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金交付要綱	
		森林・林業再生基盤づくり交付金	間接	・木造公共施設等整備 ・高性能林業機械等の導入 ・木材加工流通施設等整備 ・木質バイオマス利用施設等整備 等	1/2以内	1/2		1/2	採択基準を満たしているものについて予算の範囲内で助成	木造公共施設整備事業費補助金交付要綱等	
	環境省	木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業<新>	直接	(1)森林等に賦存する木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー使用設備導入等に向けた、木質バイオマス資源量調査の実施に係る経費を補助 設備導入を行うための実施設計に係る経費を補助 (2)木質バイオマス資源の持続的な活用を目指した各地方公共団体が主催する協議会の運営費を補助	定額				・地球温暖化対策地方公共団体実行計画等に位置づけられた事業若しくは位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業であること ・本事業実施年度3年以内に設備導入等を行い、二酸化炭素排出量の削減が確実に見込まれること 等	地球温暖化対策の推進に関する法律	
	県	甲斐の木づかい推進事業費補助金	県単	・県産材を使用した机・椅子の導入	1/2以内		1/2	1/2	採択基準を満たしているものについて予算の範囲内で助成。ただし、机・椅子1セットにつき、30,000円を交付の限度とする。	山梨県甲斐の木づかい推進事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
治 山 林 道 課	林 野 庁	林地崩壊防止事業補助金	間接	「激甚被害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により指定された激甚災害により、集落等に隣接する林地に崩壊等が発生し、人命、財産等に直接被害を及ぼすおそれがあるもので、保全対象並びに復旧工事の規模等からみて、災害関連緊急事業等として採択されない箇所に対して、林地の保全上必要な施設(土留工、法枠工、水路工等)を新設し再度災害を防止するための事業	3/4 以内	2/4 以内	1/4 以内	1/4 以内	・激甚災害により林地崩壊が発生し又は拡大したもの ・人家2戸以上又は公共施設に直接被害を与えるおそれのあるもの ・1箇所の事業費が2,000千円以上であること ・同一市町村でその事業費の合計額が3,000千円以上又は前年度の標準税収入の10%以上のもの	林地崩壊防止事業実施要綱 山梨県森林土木事業補助金交付要綱	
		林道施設災害復旧事業補助金	間接	林道施設の災害復旧事業	奥地 65%以上 その他 50%以上	65%以上 50%以上		35%以下 50%以下	国が定める基準による林道施設の災害復旧に要する経費	農林水産事業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 山梨県森林土木事業補助金交付要綱	
		林道災害関連事業補助金	間接	災害の復旧を一層高めるため、災害復旧事業に含め一連の新設の施設又は改良を行う工事を災害関連事業とし、査定の際、調査を行い事業費の決定をすることとしており、激甚災害に指定された災害による場合は、補助率の嵩上げが行われる。	奥地 55%以上 その他 50%以上	55%以上 50%以上		45%以下 50%以下		(国は予算補助) 山梨県森林土木事業補助金交付要綱	
		<過> 山 地方創生道整備推進交付金(林道開設事業) <過> 山 森林環境保全整備事業 美しい森林づくり基盤整備交付金 <過> 山 農山漁村地域整備交付金(林道開設事業)	間接	森林基幹道整備	50.50%	50%	0.50%	49.50%	国の定める採択基準による	森林法 山梨県森林土木事業補助金交付要綱	
				森林管理道整備 森林施業道整備 林業専用道整備	一般 45.50% 過疎・振山 50.50%	45% 50%	0.50% 0.50%	54.50% 49.50%			
				作業ポイント整備 接続路整備	45.50%	45%	0.50%	54.50%			
		地方創生道整備推進交付金(林道改良事業) 農山漁村地域整備交付金(林道改良事業) 美しい森林づくり基盤整備交付金	間接	林道改良事業 幹線 その他	50.50% 30.50%	50% 30%	0.50% 0.50%	49.50% 69.50%	国の定める採択基準による	森林法 山梨県森林土木事業補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
治山 林野 道庁 課	林野庁	地方創生道整備推進交付金(林道舗装事業) 農山漁村地域整備交付金(林道舗装事業) 美しい森林づくり基盤整備交付金	間接	林道舗装事業 幹線 その他	50.50% 10.15/30	50% 10/30	0.50% 0.15/30	49.50% 19.85/30	国の定める採択基準による	森林法 山梨県森林土木事業 補助金交付要綱	
		災害関連山地災害危険地区対策事業補助金	間接	山地災害危険地区における降雨等により発生した荒廃山地等で次期降雨等による荒廃の拡大又は土砂の流出等により人家、公共施設等に被害を与えるおそれのある箇所につき、再度災害の防止と林地の保全上必要な施設(土留工、法砕工、柵工、治山ダム工等)の設置等を公共土木施設等の災害復旧事業等と並行して緊急に復旧・整備する事業	70/100 以上	50/100	20/100 以上	30/100 以内	・重要な災害復旧工事の遂行に特に並行して施行する必要があるもの ・鉄道道路法の適用を受ける道路又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を与えると認められるもの ・公共の用に供する建物に被害を与えると認められるもの ・人家5戸以上に被害を与えると認められるもの	災害関連山地災害危険地区対策事業実施要領 山梨県森林土木事業 補助金交付要綱	
		林地荒廃防止施設災害復旧事業補助金	間接	森林法に基づき管理されている施設以外の施設で都道府県の単独による治山事業、市町村の治山事業又は林地崩壊防止事業等により施行された施設の災害復旧事業	65%	65%		35%		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
商業 振興 金融 課	県	山梨県商店街活力再生支援事業費補助金	県単	市町村が行う次の事業又は商工会議所等が行う次の事業に対し市町村が補助する事業の経費の一部を補助する (1)活性化支援事業 ・商店街活性化計画等の策定、史跡や観光地などの地域資源を活用した商店街活性化イベントの開催等 (2)施設整備事業 ・育児・交流スペース、案内板、資源リサイクル設備、街路灯、防犯カメラ等の整備等 (3)創業支援事業 ・空き店舗に出店する者への家賃補助等 (4)空き地空き店舗利用促進事業 ・空き店舗等でのイベント開催、情報提供、子育て支援、高齢者生活支援等 ・上記事業の施設等を活用し、発展的に行うイベント開催やPR活動等	1/3		1/3	1/3	対象経費 ・活性化支援事業 謝金、旅費、庁費、事業経費 ・施設整備事業 施設・設備を整備するために要する経費 ・創業支援事業 庁費、事業経費 ・空き地空き店舗利用促進事業 庁費、事業経費 補助限度額 ・活性化支援事業 1,000千円 ・施設整備事業 5,000千円 ・創業支援事業 1,500千円 ・空き地空き店舗利用促進事業 1年次 2,000千円 2・3年次 600千円	山梨県商店街活力再生支援事業費補助金交付要綱	
		山梨県運輸振興事業費補助金	県単	バス事業を行う市町村が実施する輸送サービスの改善等に係る事業	定額		定額		補助金額の算定 運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則に定める算定方式による定額補助 対象事業 運輸事業の振興の助成に関する法律第3条第1項の事業を定める政令の各号に掲げる事業	山梨県運輸振興事業費補助金交付要綱	
		新 山梨県買援隊活動促進事業費補助金	県単	市町村が中心になって、地域の特性や住民のニーズ等に応じ、商店や商店街等が地域と連携して行う次の「買援隊」事業の取り組みに対し補助する。 (1)地域に店を作る事業(商店出張販売所、ミニスーパーの開設等) (2)家や地域に商品を届ける事業(移動販売、宅配事業、御用聞き、買い物代行等) (3)商店街等へ送迎する事業(送迎サービス、買い物ツアーの実施等) (4)地域の特性や住民のニーズに応じた買援隊の計画立案(専門家による企画検討、ニーズ調査等) (5)その他知事が買い物の利便性向上に資すると認める事業	1/3		1/3	1/3	対象経費 買援隊事業に係る新規又は拡充の立ち上げに要する次の経費 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費等 補助限度額 1,000千円	山梨県買援隊活動促進事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
新事業・経営革新支援課	県	山梨県燃料電池自動車導入支援事業費補助金 新	県単	補助対象事業 ・燃料電池自動車購入者に対する助成金の交付(直接補助) 補助要件 ・山梨県内を使用の本拠とし、当該年度内に新車登録すること ・(一社)次世代自動車振興センターが行う「クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金」の交付決定を受けていること 補助対象者 ・車両購入者(法人、個人、市町村、団体) 補助上限額 ・500千円 件数 ・10件	1/6		1/6 (上限50万円)		対象経費 ・燃料電池自動車購入費	山梨県燃料電池自動車導入支援事業費補助金交付要綱	平成27年6月補正計上事業
	(補助：一般社団法人次世代自動車振興センター) 経済産業省	クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金	経済産業省 (補助：一般社団法人次世代自動車振興センター)	補助対象事業 ・燃料電池自動車等の購入者に対する補助金の交付(直接補助) 補助要件 ・平成28年3月14日から平成29年3月3日までに車両の支払及び車両の登録を完了し、初度登録の日から1ヶ月以内に申請すること(最終期限：平成29年3月6日) 補助対象者 ・車両購入者(法人、個人、市町村、団体等) 補助率、上限額 ・2/3、2,020千円(トヨタ ミライ)、2,080千円(ホンダ クラリティ FUEL CELL) 予算 ・100億円	2/3	2/3			対象経費 ・燃料電池自動車等購入費	クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付規程	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
企業立地・支援課	県	山梨県企業立地基本計画推進事業補助金	県単	工場等用地整備事業 ・工場等用地の整備のため市町村等が借り入れた資金(企業債等)の利子を平成29年度まで補給	10/10		10/10		基準額 知事が必要と認めた額	山梨県企業立地基本計画推進事業補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
観光資源課	県	富士の国やまなし観光振興施設整備補助金	県単	地域の観光の舞台づくりに必要と認められる施設の整備	1/2		1/2	1/2	事業費が5,000千円以上であること。 対象施設 公衆トイレ、休憩舎、観光案内所、駐車場、避難小屋、登山道、遊歩道、展望施設(四阿)、総合案内板、ベンチ等休憩施設、広場及び園地、誘導標識類その他必要と認められる施設 補助金限度額 10,000千円以内	富士の国やまなし観光振興施設整備補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
農政総務課	農林水産省・県	農地中間管理機構集積支援事業費補助金(農業委員会)	間接	・農地法に基づく事務の適正実施のための業務費 ・農地の有効利用を図るための業務費	定額	定額			農業委員会の事業に要する経費に補助する。	農業委員会等に関する法律 山梨県農業委員会交付金等交付要綱	
		農業委員会交付金	間接	農業委員会交付金事業 1. 農業委員及び農地利用最適化推進委員手当 2. 職員設置費 3. 農地調査・資料整備費	定額	定額			農業委員会の事務に要する経費の財源に充てる。	農業委員会等に関する法律 山梨県農業委員会交付金等交付要綱	
		新 農地利用最適化交付金	間接	農地利用最適化交付金事業 ・農業委員及び農地利用最適化推進委員手当	定額	定額			農業委員会が実施する農地等の利用の最適化の推進に関する事務に要する農業委員及び農地利用最適化推進委員の手当の財源に充てる。	農業委員会等に関する法律 山梨県農業委員会交付金等交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考													
						国	県	市町村																
農 村 振 興 課	国土交通省	地籍調査事業費負担金	間接	地籍調査事業	3/4	2/4	1/4	1/4	1.市町村が行う地籍調査事業の実施に伴う経費 2.地籍図の作成 3.地籍簿の作成	国土調査法による地籍調査費負担金交付要綱 山梨県地籍調査事業負担金交付要綱														
	農 林 水 産 省	中山間地域等直接支払交付金	間接	生産条件の不利な中山間地域等の耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保するため、協定に基づき農業生産活動等を行う農業者等に交付金を支払う。	3/4・2/3	1/2・1/3	1/4・1/3	1/4・1/3	生産条件の不利な中山間地域等で1ha以上の農振農用地を対象として協定を締結し、継続して行われる農業生産活動等や地域の実情に即した生産性、収益向上や担い手育成、集落営農化などの整備に向けた活動を行う。 通常単価 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>区分</th> <th>10a当り単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水田</td> <td>1/20以上</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>1/100～1/20未満</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">畑</td> <td>15度以上</td> <td>11,500円</td> </tr> <tr> <td>8～15度未満</td> <td>3,500円</td> </tr> </tbody> </table> ・最低限の農地管理活動を行う協定には通常単価の8割を交付する。 ・以下の積極的な取組みには加算を行う。 集落連携・機能維持 田 3000円・4,500円/10a 畑 1,800円・3,000円/10a 超急傾斜農地保全管理 田・畑 6,000円/10a	地目	区分	10a当り単価	水田	1/20以上	21,000円	1/100～1/20未満	8,000円	畑	15度以上	11,500円	8～15度未満	3,500円	山梨県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱	
	地目	区分	10a当り単価																					
	水田	1/20以上	21,000円																					
		1/100～1/20未満	8,000円																					
畑	15度以上	11,500円																						
	8～15度未満	3,500円																						
中山間地域等直接支払推進交付金	間接	市町村推進事業 ・説明会の開催等 ・確認事務及び交付金の支払事務等	定額	定額		定額	中山間地域等直接支払事業の円滑な推進のため市町村が実施する事業に必要な経費に充てるため交付する。	山梨県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱																
農業経営構造対策事業費補助金	間接	条件不利地域補助型経営体育成支援事業	1/2以内	1/2以内			経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体を育成するため、共同利用機械等の導入を支援する。(上限4,000万円)	山梨県農業経営構造対策事業費補助金交付要綱																
やまなし農業・農村総合支援事業費補助金	県単	農産物の高品質化や販路の拡大などの高収益な農業の実現や、美しい農村景観の保全・活用など、農業・農村の活性化につながる施設等の整備に対し助成する。	1/2以内		1/2以内		・受益戸数3戸以上 ・受益面積30a以上	やまなし農業・農村総合支援事業費補助金交付要綱																

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考																			
						国	県	市町村																						
農 村 振 興 課	農 林 水 産 省	農地維持・資源向上活動推進費補助金	間接	農地維持・資源向上活動支援事業	3/4・定額	1/2・定額	1/4	1/4	多面的機能を支える共同活動及び、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援する。 通常単価 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">10a当たり単価</th> </tr> <tr> <th>田</th> <th>畑</th> <th>草地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地維持支払</td> <td>3000</td> <td>2000</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>資源向上支払(共同)</td> <td>2400</td> <td>1440</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>資源向上支払(長寿命化)</td> <td>4400</td> <td>2000</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table>	区分	10a当たり単価			田	畑	草地	農地維持支払	3000	2000	250	資源向上支払(共同)	2400	1440	240	資源向上支払(長寿命化)	4400	2000	400	山梨県農地維持・資源向上活動支援事業費補助金交付要綱	
		区分	10a当たり単価																											
			田	畑	草地																									
農地維持支払	3000	2000	250																											
資源向上支払(共同)	2400	1440	240																											
資源向上支払(長寿命化)	4400	2000	400																											
土地改良助成費補助金	県単	企業の農業経営推進支援モデル事業	1/2以内		1/2以内		企業の経営面積が1ha以上であること。	山梨県土地改良事業等補助金交付要綱																						
		耕作放棄地等再生整備支援事業		1/2以内		1/2以内	中山間直接支払制度や多面的機能支払交付金などによる共同活動を行っている地域。また、農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本構造に耕作放棄地の発生防止・解消を図る区域としていること。 事業の対象地域に耕作放棄地面積1ha以上含まれていること。 耕作放棄地利用計画を作成し、その達成が見込まれていること。	山梨県土地改良事業等補助金交付要綱																						
		土地改良事業等補助金	県単	機構借受農地整備事業	定額		定額	農地中間管理機構が農地中間管理権を取得した農地を、担い手の要望を受けて市町村が実施する条件整備を支援する。	山梨県土地改良事業等補助金交付要綱																					

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
果樹・6次産業振興課	農林水産省	やまなし果樹産地施設等整備事業費補助金	間接	やまなし果樹産地施設等整備事業 ・共同利用施設の整備等	1/2以内	1/2以内			産地の将来構想の実現に向けた共同利用施設の整備等に要する経費に対して補助する。	やまなし果樹産地施設等整備事業費補助金交付要綱	
		野菜産地強化対策推進事業費補助金	間接	産地強化条件整備事業 ・低コスト耐候性ハウス ・共同利用施設 ・集団営農用機械 ・小規模土地基盤整備 等	1/2以内	1/2以内			近年輸入が急増している品目を中心に、産地が産地強化計画を策定し業務用野菜などの販路開拓をはじめ、低コスト化 契約取引の推進 高付加価値化等の戦略を明確にした産地に対し、支援を行い、輸入野菜に対抗し得る産地を育成する。	野菜産地強化対策推進事業費補助金交付要綱	
		企業参入型野菜産地強化事業費補助金	間接	企業参入型野菜産地強化事業 ・低コスト耐候性ハウス ・高度環境制御栽培施設 ・農産物処理加工施設 等	1/2以内	1/2以内			企業参入による野菜の生産・流通の両面にわたる構造改革を推進し、産地競争力を図るための施設整備等に対して補助する。	企業参入型野菜産地強化事業費補助金交付要綱	
		山梨県食品流通合理化対策事業費補助金	間接	卸売市場施設整備 ・売場施設 ・貯蔵・保管施設(高度化・強化を図るもの) 等	1/3以内	1/3以内			地方卸売市場において実施される施設の整備に対して補助する。	山梨県食品流通合理化対策事業費補助金交付要綱	
		被災農業共同利用施設復旧事業費補助金	間接	集出荷貯蔵施設整備 ・雪害等により被災した集出荷施設の解体等 ・雪害等により被災した集出荷施設の再建	1/3以内 1/2以内	1/3以内 1/2以内			大雪で被災した産地の共同利用施設の解体撤去、再建整備に対して補助する。	被災農業共同利用施設復旧事業費補助金交付要綱	
		新 農畜産物輸出拡大施設整備事業費補助金	間接	集出荷貯蔵施設整備 ・共同利用施設の整備 ・選果機、選果レーン、保冷库等の整備	1/2以内	1/2以内			果樹産地の持続的な発展を図るため、輸出に取り組む共同施設の整備に対して補助する。	農畜産物輸出拡大施設整備事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
果樹・6次産業振興課	農林水産省	山梨県6次産業化施設整備事業費補助金	間接	6次産業化ネットワークを構築して取り組むプロジェクト ・加工施設、機械等の整備	3/10以内	3/10以内			農村地域の雇用の確保と所得の向上を図るため、農林漁業者等が行う農林水産物の加工・販売施設等の整備に対して補助する。	山梨県6次産業化施設整備事業費補助金交付要綱	
		6次産業化ネットワーク活動支援事業費補助金	間接	6次産業化ネットワークを構築して取り組むプロジェクト ・推進会議の開催 ・プロジェクト調査・検討 ・プロジェクトリーダーの育成 ・新商品開発・販路開拓の実施	1/3以内	1/3以内			地域の創意工夫を活かしながら、多様な事業者によるネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路拡大等に対して補助する。	山梨県6次産業化ネットワーク活動支援事業費補助金交付要綱	
	県	やまなしの逸品開発支援事業費補助金	県単	県産農産物を使用した新たな加工食品の開発	1/2以内		1/2以内		県産農産物を使用した新たな加工食品の開発に取り組むコンソーシアムに対して補助する。	やまなしの逸品開発支援事業費補助金交付要綱	
		被災ハウス復旧支援事業費補助金	県単	被災ハウス栽培復旧事業により整備した低コスト耐候性ハウス施設の借り受け	1/3以内		1/3以内	1/3以内	H26.2月の大雪により被災した農家の経営安定を図るため、被災ハウス栽培復旧事業により、農業協同組合が整備した低コスト耐候性ハウス施設を借り受ける農家の賃借料に対して補助する。	被災ハウス復旧支援事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
畜産課	農林水産省	飼料自給率向上体制整備事業費補助金	間接	自給飼料生産基盤強化及び飼料生産に係る効率的な機械体系の導入のための条件整備	1/2以内 1/3以内	1/2以内 1/3以内			飼料自給率の向上が確実に見込まれる市町村、農協、営農集団及び農業生産法人	飼料自給率向上体制整備事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
花き農水産課	農林水産省	経営所得安定対策推進事業費補助金	間接	経営所得安定対策等の円滑な実施を図るため、農業者等への制度の周知、システム修正・開発、作付け面積の確認等を行う市町村、山梨県水田畑作農業再生協議会等に対し必要な経費を助成する。	定額	定額			市町村又は地域農業再生協議会等が実施する経営所得安定対策推進事業に必要な経費を助成する。	経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱	
	県	活力ある水田農業支援事業費補助金	県単	水田を利用した転作作物の栽培や、転作作物の地産地消を推進する取組み等に対し助成する。 水田転作生産拡大支援事業 転作作物地産地消支援事業 清酒用原料米生産拡大支援事業 パン用小麦生産拡大支援事業 大豆安定生産拡大支援事業 WCS生産拡大支援事業 飼料用米生産拡大支援事業 輸出用米生産拡大支援事業 産地づくり対策促進事業	・ 4/10以内 ～ 1/2以内	・ 4/10以内 ～ 1/2以内		・事業実施主体は、米の生産数量目標に沿った生産を行い、達成が見込まれている者であること。 ・～については、受益面積が概ね1ha以上であること。 ・については、国の水田活用の直接支払交付金の対象農家に対し、市町村又は農協が助成を行うこと。	活力ある水田農業支援事業費補助金交付要綱		

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
農業技術課	農林水産省	被害農家営農資金利子補給等補助金(天災資金)	間接	利子補給補助事業	3/4～33/40	1/2～13/20	1/4～7/40	1/4～7/40	天災による被害農林漁業者が経営資金を農協等から借り受けた際、基準金利との差を市町村が利子補給した金額のうち一定額を補助する。	天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する補助金交付規程	
		鳥獣被害防止総合対策事業費補助金	間接	捕獲機器の導入、追い払い資材等の整備(研修用)、被害防止施設の整備等について、市町村の鳥獣害対策協議会、市町村に対し補助金を交付する。	1/2 55/100 一部定額	1/2 55/100 一部定額			市町村鳥獣被害防止計画に基づく防止対策を講ずる市町村地域協議会等に対し予算の範囲内で補助金を交付する。	鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付要綱	
		環境保全型農業直接支払推進費補助金	間接	地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を普及・拡大するための環境保全型農業直接支払補助金の推進に向け、市町村による現地確認や農家指導等を実施するために必要な経費を助成する。	定額	定額			市町村による現地確認や農家指導等を実施するために必要な経費を交付する。	環境保全型農業直接支払補助金交付要綱	
		青年就農給付金交付事業費補助金	間接	就農希望者の意欲の向上を図り、本県農業への定着を図るため、経営開始後の一定期間において生活資金を交付する。	定額	定額			地域農業マスタープラン(人・農地プラン)に位置づけられている就農時45歳未満の独立・自営就農者等に一定期間の給付金を交付する。	青年就農給付金交付事業費補助金交付要綱	
		経営体育成支援事業費補助金	間接	地域農業マスタープラン(人・農地プラン)に位置付けられた中心経営体(新規就農者や認定農業者等)、または農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行っている者が融資を活用して農業用機械や施設を導入する際、経費の一部を市町村を通して助成し、経営の安定、経営発展、改善を支援する。	3/10以内	3/10以内			地域農業マスタープラン(人・農地プラン)に位置づけられている今後地域の中心となる経営体(新規就農者や認定農業者等)、または農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行っているものが融資を活用して農業用機械、施設の導入を図る際に、その導入に伴う経費の一部を助成する。	山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金交付要綱	
		農業経営力向上支援事業費補助金	間接	複数の個人農家等が農業法人を設立する際の経費を補助することにより、農業経営法人化の促進と、法人経営による地域農業の持続的な展開を図る。	定額	定額			農業経営の法人化支援のため、設立時の初期費用に対して定額補助する。(1件400千円)	農業経営法人化補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
農業技術課	農林水産省	機構集積協力金交付事業費補助金	間接	機構集積協力金交付事業 1. 地域集積協力金交付事業 2. 経営転換協力金交付事業 3. 耕作者集積協力金交付事業 4. 機構集積協力金推進事業	定額	定額			機構への農地集積に対し、農地提供を行う者・地域に協力金を支払う事業に対し交付する。	山梨県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱	
	県	農業経営基盤強化資金利子助成補助金	県単	利子助成事業(農地取得や機械・施設の投資等に充てる長期・大型資金に係る利子補給を実施する市町村に対し、支援する。)	1/2		1/2	1/2	効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を図るため、日本政策金融公庫資金を借り入れた農業者に利子助成を行う市町村に対し、補助金を交付する。	山梨県農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付要綱	
		農業災害対策資金利子補給補助金	県単	天災により損害を受けた農家の負担を軽減するための資金に係る利子補給を実施する市町村に対し、支援する。	利子補給率 2.25/100		利子補給率 1/100	利子補給率 1/100	被災農家の負担を軽減するための資金に係る利子補給を行う市町村に対し、支援する。 (JA等利子補給率:0.25%)	山梨県農業災害対策資金利子補給補助金交付要綱	
		農業施設復旧支援対策資金利子補給補助金	県単	平成26年2月の大雪により被災した農業用施設の復旧に係る資金の利子補給を行う市町村に対して助成する。	利子補給率 2.25/100		利子補給率 1/100	利子補給率 1/100	被災施設の復旧に係る資金の利子補給を行う市町村に対して支援する。 (JA等利子補給率:0.25%)	山梨県農業施設復旧支援対策資金利子補給補助金交付要綱	
		償還円滑化緊急借換資金利子補給補助金	県単	平成26年2月の大雪により被災した農業用施設の撤去等に伴う既往制度資金の借換資金の利子補給を実施する市町村に対し、支援する。	利子補給率 2.25/100		利子補給率 1/100	利子補給率 1/100	被災施設の撤去等に伴う既往制度資金の借換資金に係る利子補給を行う市町村に対して支援する。 (JA等利子補給率:0.25%)	山梨県償還円滑化緊急借換資金利子補給補助金交付要綱	
		被災農業者リスクスケジュール資金利子補給補助金	県単	平成26年2月の大雪により被災した農業者の既往農業近代化資金の償還負担を軽減するため、償還を3年間据え置きするリスクスケジュール資金の利子補給を実施する市町村に対し、支援する。	利子補給率 2.25/100		利子補給率 1/100	利子補給率 1/100	被災農業者が既往の農業近代化資金の償還を据置するための資金に係る利子補給を行う市町村に対して支援する。 (JA等利子補給率:0.25%)	山梨県被災農業者リスクスケジュール資金利子補給補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
農業技術課	県	雪害対策経営安定化支援資金利子補給補助金	県単	平成26年2月の大雪により被災した農業者が既に投資した経費を補完するための資金の利子補給を実施する市町村に対し、支援する。	利子補給率 2.25/100		利子補給率 1/100	利子補給率 1/100	被災農業者が既に投資した経費を補完するための資金に係る利子補給を行う市町村に対して支援する。 (JA等利子補給率:0.25%)	山梨県雪害対策経営安定化支援資金利子補給補助金交付要綱	
		<新>果樹王国やまなし就農支援事業費補助金	県単	親元就農した農家子弟が規模拡大をするために必要な機械、設備のリース経費の一部を助成する。	1/4		1/6	1/12	親族の農業経営体に就農した農家子弟(認定新規就農者または認定農業者(親族との共同名義を含む))が、本事業実施要領に規定された経営面積を拡大する際、必要な農業用機械をリース方式で導入する場合に補助する。 (JA補助率:1/12)	果樹王国やまなし就農支援事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考		
						国	県	市町村					
耕 地 水 産 省 課	農 林 水 産 省	農村振興総合整備事業補助金	間接	山間地における小規模農業生産基盤の整備とあわせて農業集落における生活環境の条件整備を行う。					事業実施の対象となった農業集落にかかわる農用地の1/2以上が農業生産基盤の受益地となること。	山梨県土地改良事業等補助金交付要綱			
				農村総合整備	75/100	50/100	25/100	25/100					
		農業集落排水事業補助金	間接	農業振興地域における農業用排水の水質を保全し、機能維持を図る。	50/100	50/100		50/100	受益戸数おおむね20戸以上、対象人口おおむね1,000人程度以下 事務費は工事費の3.5%	同上			
		団体営土地改良事業費補助金	間接	調査設計事業	50/100	50/100		50/100	各種土地改良事業調査	山梨県土地改良事業等補助金交付要綱			
				農山漁村振興交付金 (農山漁村活性化整備対策) (H28以降採択地区) 基盤整備促進事業 (H17以降採択地区)	50～55/100	50/100 中山間地 55/100		50/100 45/100	受益面積 5ha以上	同上			
				基幹工種 ・農業用排水施設 ・農道 ・暗渠排水 ・客土 ・区画整理 付帯工種 ・農用地保全 ・農地造成 ・土壌改良 ・交換分合 ・営農用水施設 ・農業集落道 ・防災安全施設 ・土地利用推進 ・特認		50/100 55/100	0.5/100	49.5/100 44.5/100					
				地域農業水利施設ストックマネジメント事業					受益面積 100a以上				
				・農村地域防災減災事業補助金		100/100	100/100			受益面積 30ha以上 (ため池、かんがい受益 2ha以上) (防災受益 7ha以上)	山梨県土地改良事業等補助金交付要綱		
				山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金	間接	農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策) (H28以降採択地区) ・農林水産物処理加工施設 ・農林水産物集出荷貯蔵施設 ・育苗施設 ・農林漁業・農山漁村体験施設 ・都市農山漁村総合交流促進施設 など	1/2～3/10	1/2～3/10		1/2	5法指定地域(山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興法、特定農山村地域における農林漁業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に指定された地域)	山梨県山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金交付要綱	
				農地防災事業費補助金	間接	ため池等整備事業	75/100	50/100	25/100	25/100	ため池等整備事業(一般型) 受益面積 5ha以上 総事業費 800万円以上 土砂崩壊防止事業 総事業費 800万円以上	山梨県土地改良事業等補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
耕地課	農林水産省	災害復旧事業費補助金	間接	災害復旧費				国費補助残	一般災害 高率補助・連年災害補助 激甚災害補助	同上	
	農林水産省	土地改良助成費補助金	県単	鳥獣害防除事業	30/100		30/100	70/100	鳥獣害防除施設等であって受益面積が3ha以上あること(但し、市町村が事業費の30%以上負担する場合は1ha以上) (雪害対策支援) 平成26年2月の大雪により被災を受けた鳥獣害防除施設に限定。	同上	
				特産農産物生産支援整備事業	50/100		50/100	50/100	特産農産物生産計画を作成した地域受益面積が3ha以上(但し、市町村が事業費の30%以上負担する場合は1ha以上) (または、醸造用ぶどう拡大、新産地育成の場合は0.5ha以上)あること。	同上	
				果樹団地化促進支援事業	定額		定額		山梨県果樹振興計画に基づく果樹産地構造改革計画を策定している。果樹団地化推進事業のモデル地区の指定を受けている。 農地の集団化・団地化が見込める地域であること。県営土地改良事業では場整備を実施する地区であること。	同上	
				農地集積基盤整備事業	12.5/100以内		12.5/100以内		人・農地プラン、農業基盤整備計画を策定した地域の受益面積2ha以上(果樹施設栽培の場合は1ha以上)。認定農業者、農業生産法人、法人化が確実に見込まれる集落営農組織であること。経営面積2ha以上(果樹施設栽培の場合は1ha以上)5年以上の賃借権設置済み、又は確実に見込まれること。	同上	
内閣府(農林水産省)	地方創生道整備推進交付金	間接	広域営農団地農道整備事業	90/100	50/100	40/100	10/100	国の定める基準による農道整備に要する事業	地域再生法		

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
県 土 整 備 総 務 課 (景 観 づ くり 推 進 室)		世界文化遺産景観形成支援事業費補助金	県単	世界文化遺産構成資産、緩衝地帯及び保全管理区域において市町村等が実施する次の事業 1 市町村事業 ・公共施設の修景、緑化及びモニュメントの設置 ・景観阻害物件の除却 等 2 住民事業 ・建築物及び工作物の外観修景又は除却 ・景観阻害物件の除却 等 3 屋外広告物事業 ・屋外広告物の除却、外観修景 等	・市町村事業については1/2 ・住民事業及び屋外広告物事業については市町村が補助する額の1/2(上限2/5)		1/2	1/2	・市町村事業 1地区200万円以内 ・住民事業 1件160万円以内 ・屋外広告物事業 1件160万円以内	予算補助 (山梨県世界文化遺産景観形成支援事業費補助金交付要綱)	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
道路整備課	国土交通省	社会資本整備総合交付金	直接	・市町村道整備事業 ・市町村道整備事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業及び効果促進事業	5/10 ～ 7/10	5/10 ～ 7/10		3/10 ～ 5/10	道路法に基づく市町村道及び関連事業で国土交通省が定める採択基準	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (社会資本整備総合交付金交付要綱)	財政力指数により、補助率のかさ上げ有り
	内閣府(国土交通省)	地方創生道整備推進交付金	直接	市町村道整備事業	1/2	1/2		1/2	道路法に基づく市町村道で国土交通省が定める採択基準 地域再生計画に位置づけられた事業	地域再生法第13条	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考	
						国	県	市町村				
治水課	国土交通省	河川等災害関連事業費補助金	直接	河川等災害関連事業	1/2	1/2		1/2	災害関連費 総工事費のうち災害関連工事費の占める割合が5割以下で1箇所の災害関連工事費が1,800万円以上	公共土木施設災害復旧事業査定方針(昭和32年7月15日建河発第351号)第19 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条 予算補助		
				河川等災害特定関連事業	1/2	1/2		1/2	災害復旧事業の工事費以内で900万円以上4,500万円未満(人工構造物は7,000万円未満)	河川等災害特定関連事業実施要領(昭和50年4月2日建河防発第72号)		
				特定小川災害関連環境再生事業	1/2	1/2		1/2	総工事費のうち災害関連工事費の占める割合が5割以下	特定小川災害関連環境再生事業実施要領(平成2年6月7日建設省河防発第71号)		
			河川等災害復旧助成事業費補助金	直接	河川等災害関連特別対策事業	4/10	4/10		6/10	1,200万以上1億円未満	河川等災害関連特別対策事業実施要領(昭和59年4月12日建設省河防発第50号)	
			社会資本整備総合交付金	直接	準用河川改修事業	1/3	1/3		2/3	総合流域防災事業費	総合流域防災協議会の進め方について(平成17年3月31日国河計第127号の3)	
				直接	都市基盤河川改修事業	1/3	1/3	1/3	1/3	国土交通省の定める都市基盤河川の改修事業	河川法第16条の3第1項	
				直接	流域貯留浸透事業	1/3	1/3		2/3	一定の要件を満たす貯留若しくは浸透又はその両方の機能をもつ施設整備	社会資本整備総合交付金交付要綱	
			河川等災害復旧事業費国庫負担金	直接	公共土木施設災害復旧事業	2/3以上	2/3以上		1/3	災害復旧事業費 1施行ヶ所の工事費60万円以上	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	
			水防資材費補助金	直接	水防資材費の補助の特例	2/3	2/3		1/3	水防用資材費 激甚災害指定35万円を越える部分がある場合(超過額に対して補助)	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第21条、及び施行令第39条、第40条	
			公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金	直接	公共土木施設災害復旧事業	要綱による算定額	要綱による算定額		要綱による算定額	査定設計委託費 ア.水管理・国土保全局長が特に被害が激甚であると認める災害に係るもの。 イ.委託費等の額が箇所ごとに500万円以上で、かつ決定工事費に対する割合が7%以上	国土交通省所管公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
砂防課	国土交通省	社会資本整備総合交付金	直接	効果促進事業 ・計画の目標実現のため、基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務(ソフト対策を含む) ・全体事業費の2割以内	1/2	1/2		1/2	・基幹事業:水の安全・安心基盤整備 ・全体事業費の2割以内	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (社会資本整備総合交付金交付要綱)	・砂防事業における流末対策として、砂防堰堤下流域における水路工等の整備

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
都市計画課	国土交通省	社会資本整備総合交付金	直接	結節点改築	1/2	1/2		1/2	都市計画事業であって事業費が基準以上であること	道路整備費の財源等の特例に関する法律	
			直接	・街路事業、土地区画整理事業 ・街路事業および土地区画整理事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業及び効果促進事業	5/10 ～ 7/10	5/10 ～ 7/10		3/10 ～ 5/10	道路法に基づく市町村道(街路)で国土交通省の定める採択基準 社会資本整備総合交付金交付要綱に定める基準	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (社会資本整備総合交付金交付要綱)	財政力指数により、補助率のかさ上げ有り
			直接	都市公園事業	用地1/3 施設1/2	1/3 1/2		2/3 1/2	都市計画事業であって事業費が基準以上であること	都市公園法	
			直接	都市再生整備計画に位置づけた「地域の特性を生かしたまちづくり、地域経済・社会の活性化」に資する事業	4/10以内 (1/2)	4/10以内 (1/2)		6/10以上 (1/2)	既存の国庫補助事業である基幹事業(道路、公園、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設)と採択基準にしばられない自由な事業(提案事業)を組み合わせる3～5年間で実施する場合に、交付対象事業費の最大40%の国費が交付される ()は、地方都市リノベーション事業(都市再構築戦略事業)に対する率	都市再生特別措置法	
			直接	都市防災総合推進事業	1/2 (1/3)	1/2 (1/3)		1/2 (2/3)	地方公共団体が策定する「都市防災事業計画」に基づく事業 ()は、構造費まちづくり活動支援に対する率	都市再生推進事業費補助金交付要綱	
			直接 県単 間接	整備計画作成 市街地整備	2/3 2/3	1/3 1/3	1/3 1/6	1/3 1/6	都市計画事業である市街地再開発事業等	都市再開発法、市街地再開発事業等補助要領、山梨県市街地再開発事業等補助金交付要綱	
	県(国土交通省)	土地区画整理事業補助金	直接 県単	公共団体等区画整理補助事業実施要領により国庫補助金を受けて市町村が実施する土地区画整理事業	7.5/10 7.75/10	5/10 5.5/10	2.5/10 2.25/10	2.5/10 2.25/10	幅員12m以上の県管理都市計画道路の新築・改築(既成市街地内では幅員8m以上)	公共団体等区画整理補助事業実施要領 山梨県公共団体土地区画整理事業補助金交付要綱	
			間接	組合区画整理補助事業実施要領により国庫補助金を受けて組合等が実施する土地区画整理事業	10/10	6.5/10	1.75/10 (0)	1.75/10 (3.5/10)	既成市街地内で幅員8m以上の都市計画道路の新設・改築及び既成市街地外で幅員12m以上の県管理都市計画道路の新築・改築(既成市街地外の市町村管理都市計画道路は県負担対象外)	組合等区画整理補助事業実施要領 山梨県組合等土地区画整理事業補助金等交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
都市計画課(下水道室)	国土交通省	社会資本整備総合交付金	直接	污水管渠の設置	1/2	1/2		1/2	下水道法第2条第3号の公共下水道であって、同法第4条による事業計画を策定している公共下水道であること 「下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件」の別表により規定される主要な管渠であること	下水道法第34条	
				終末処理場の設置	1/2 又は 5.5/10	1/2 又は 5.5/10		1/2 又は 4.5/10	下水道法第2条第3号の公共下水道であって、同法第4条による事業計画を策定している公共下水道であること	同上	
				污水管渠の耐震化 終末処理場の耐震化	1/2 1/2 又は 5.5/10	1/2 1/2 又は 5.5/10		1/2 又は 4.5/10	対象地区の概要、整備目標、事業内容、年度計画等を定めた「下水道総合地震対策計画」に位置つけた施設であること	同上	
				污水管渠の改築更新 終末処理場の改築更新	1/2 1/2 又は 5.5/10	1/2 1/2 又は 5.5/10		1/2 又は 4.5/10	対象施設、点検調査結果の概要、計画的な改築及び維持管理の概要、長寿命化対策の実施効果、年度計画等を定めた「下水道長寿命化計画」に位置つけた施設であること	同上	
				雨水管渠の設置	1/2	1/2		1/2	下水道法第2条第3号の公共下水道であって、同法第4条による事業計画を策定している公共下水道であること 「下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件」の別表により規定される主要な管渠であること	同上	
				都市下水路の設置	4/10	4/10		6/10	下水道法第2条第5号の都市下水路であって、同法第27条により指定した都市下水路であること 集水面積50ha以上のもの 浸水指数5,000以上の区域を排水するもの 全体事業費3億円以上であること	同上	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
都市計画課 (下水道室)	内閣府 (国土交通省)	地方創生汚水処理施設整備推進交付金	直接	汚水管渠の設置 終末処理場の設置	1/2 1/2 又は 5.5/10	1/2 1/2 又は 5.5/10		1/2 1/2 又は 4.5/10	下水道法第2条第3号の公共下水道であって、同法第4条による事業計画を策定している公共下水道であること 「下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件」の別表により規定される主要な管渠であること	地域再生法第13条	
	県	山梨県公共下水道普及促進費補助金	県単	汚水管渠の設置 終末処理場の設置	交付金対象事業費の2.5%以内 市町村単独事業費の2.5%以内		10/10		生活排水クリーン処理率が82%未満であること 交付年度を含む過去3年間の下水道人口普及率の伸びが県平均以上であること 財政力指数が1未満であること	山梨県公共下水道普及促進費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
建築住宅課	国土交通省	社会資本整備総合交付金	直接	地域住宅計画に基づく公的賃貸住宅等の整備、これに関連する公共施設等の整備に関する事業	4.5/10以下	4.5/10以下		5.5/10以上	基幹事業 ・公営住宅等整備事業 ・住宅地区改良事業等 ・優良建築物等整備事業 ・住宅市街地基盤整備事業 ・公営住宅等ストック総合改善事業 ・公的賃貸住宅家賃低廉化事業等 提案事業 ・地域の政策の実施に必要な事業	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法 社会資本整備総合交付金交付要綱	
			直接	市町村が供給する地域優良賃貸住宅に対する建設費の補助	4.5/10以下	4.5/10以下		5.5/10以上	主体及び屋外付帯工事に要する経費	社会資本整備総合交付金交付要綱	
				民間が供給する地域優良賃貸住宅に対する建設費の補助	市町村補助額の4.5/10	市町村補助額の4.5/10		市町村補助額の5.5/10	全体工事費の1/9(低層) " 1/6(中層・高層) " 1/5(サービス付き高齢者向け住宅)	同上	
			直接	地区住民の発意と創意を尊重した、ゆとりとうるおいのある市街地の形成					次のいずれかに該当する地区で区域面積1ha以上。 ・接道不良住宅率70%以上 ・住宅密度30戸/ha以上 ・区域内の幅員6m以上の道路が総延長の1/4未満 ・公園、広場、緑地の面積3%未満 ・条例等により景観形成を図るべきこととされている区域	同上	
				協議会活動助成事業	1/2	1/2		1/2			
	整備方針策定事業	1/2	1/2		1/2						
	街なみ整備事業	1/2	1/2		1/2						
	街なみ整備助成事業	1/3	1/3		2/3						

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
建築 住宅 課	国土 交通 省	社会資本整備総合交付金	直接	アスベスト改修事業を実施する地方公共団体に対し、補助を行う。	1/3 調査 10/10 (25万円/ 棟以内) 以内	1/3 10/10 以内		2/3	次の事業を補助対象とする。 ・吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査。 ・吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込み。	社会資本整備総合交付金交付要綱	
				アスベスト改修事業を実施する民間事業者に補助を行う市町村に対し補助を行う。	市町村が民間事業者に交付する補助金の1/2以内かつ事業に要する費用の1/3以内(調査の場合は、市町村が補助する額以内かつ、25万円/棟以内)	市町村が民間事業者に交付する補助金の1/2以内かつ事業に要する費用の1/3以内		任意			
		直接	住宅・建築物の耐震診断・耐震設計・耐震改修事業を実施する地方公共団体に対し、補助を行う。	1/2 1/3	1/2 1/3		1/2 2/3	次の事業を補助対象とする。 ・住宅の耐震化の支援に関する事業 ・要緊急安全確認大規模建築物及び避難路沿道建築物の耐震化の支援に関する事業 ・避難所等の耐震化の支援に関する事業	同上		
		直接	地方公共団体が行う狭あい道路整備等促進事業	1/2	1/2		1/2	・狭あい道路に係る調査、測量、分筆、登記、データベースの築造に要する費用 ・狭あい道路拡幅整備に係る調査、設計、築造、舗装に要する費用	同上		
			狭あい道路拡幅整備事業を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助事業(ハード事業)	1/3	「狭あい道路拡幅整備に要する費用の1/3以内」 かつ 「地方公共団体が補助する額の1/2以内」		1/3	狭あい道路拡幅整備に係る調査、設計、築造、舗装に要する費用			

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
建築住宅課	国	社会資本整備総合交付金	直接	がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転 危険住宅の除去に要する経費助成 危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む)に要する経費助成	1/2	1/2		1/2	除去等については1戸当たり802千円を限定 建設、購入については1戸当たり4,150千円(建物3,190千円、土地960千円)を限度 特殊地域1戸当たり7,227千円(建物4,570千円、土地2,060千円、敷地造成597千円)	社会資本整備総合交付金交付要綱	県交付要綱あり 県当初予算なし
		公的賃貸住宅家賃対策調整補助金	直接	市町村が行う公的賃貸住宅に係る家賃の減額について、その経費の一部を補助する。	1/2	1/2		1/2	・平成18年4月1日以降に管理開始された借上公営住宅等 ・借上公営住宅等及び地域優良賃貸住宅(転用型)以外の公的賃貸住宅(原則、平成18年3月31日以前に管理開始された公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱第3第1項第二号から第六号までに掲げる住宅に限る) ・地域優良賃貸住宅(転用型)のうち、公的賃貸住宅家賃低廉化事業対象要綱第8第2項各号の規定に適合するもの	公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱	
		木造住宅耐震化支援事業補助金	間接	個人の木造住宅耐震改修に補助する市町村に対して補助を行う。	37.5 /100 50.0 /100	市町村 負担の 5/10	「改修費の1/4」 かつ 「市町村が補助する金額の1/2」 かつ 30万円を上限とする。 「改修費の1/3」 かつ 「市町村が補助する金額の1/2」 かつ 60万円を上限とする。	任意	耐震診断の結果、総合評点が0.7未満の木造住宅で、総合評点が1.0以上となるよう改修を行うもの。 ただし、東海地震の想定震度が6強以上となる地域を含む市町村においては、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の木造住宅が対象。 一般世帯が対象 高齢者等世帯、未就学児がいる世帯又は東海地震の想定震度が6強以上となる地域及び緊急輸送道路を閉塞させる可能性のある住宅に居住する一般世帯が対象 他の内容は上記に同じ	緊急木造住宅「わが家の耐震化」支援事業費補助金交付要綱	
		耐震性向上型改修支援事業補助金	間接	個人の木造住宅耐震性向上型改修に補助する市町村に対して補助を行う。	50.0 /100	市町村 負担の 5/10	「改修費の1/3」 かつ 「市町村が補助する金額の1/2」 かつ 60万円を上限とする。	任意	耐震診断の結果、総合評点が0.7未満の木造住宅(S45.12.31以前に着工)で、総合評点が0.7以上1.0未満となるよう改修を行うもの。 高齢者等世帯、未就学児がいる世帯又は東海地震の想定震度が6強以上となる地域の一般世帯が対象	緊急木造住宅「わが家の耐震化」支援事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
建築住宅課	県	山梨県アスベスト飛散防止対策事業費補助金	県単	アスベスト改修事業を実施する民間事業者に補助を行う市町村に対し、補助を行う。	市町村が補助する金額の1/4以内、かつ、事業に要する費用の1/6以内		市町村が補助する金額の1/4以内、かつ、事業に要する費用の1/6以内。ただし、事業に要する費用は、3,000万円を限度とする。	任意	次の事業を補助対象とする。 ・吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込み。	山梨県アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱	
		木造住宅耐震診断支援事業補助金	県単	国の交付制度に基づき市町村が行う、木造住宅の耐震診断事業に対し、補助を行う。	事業に要する費用の1/4以内		1/4	1/4	補助対象 ・個人所有の1戸建の住宅 ・在来工法で建築され、2階建以下のもの ・昭和56年5月以前に着工したもの 補助限度額 11,250円 / 戸 耐震診断の結果、総合評点が1.0以上の場合は、1戸につき、7,500円を限度とする	緊急木造住宅「わが家の耐震診断」支援事業費補助金交付要綱	
		木造住宅耐震改修設計支援事業補助金	県単	国の交付制度に基づき、民間木造住宅の耐震改修設計費の補助を行う市町村に対し、補助を行う。	市町村が補助する金額の1/4以内、かつ、事業に要する費用の1/6以内		1/6	1/6	補助対象 ・緊急木造住宅「わが家の耐震化」支援事業の対象となる木造住宅の耐震改修設計の費用 補助限度額 50,000円 / 戸	住宅耐震改修設計支援事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
建築住宅課	県	木造住宅耐震シェルター設置支援事業費補助金	県単	耐震性の低い個人の木造住宅への耐震シェルターの設置に補助する市町村に対して補助を行う。	市町村が補助する金額の1/2以内、かつ、設置に要する費用の1/3以内		市町村が補助する金額の1/2、かつ、設置に要する費用の1/3、かつ12万円を上限とする。	任意	耐震診断の結果、総合評定が0.7未満の木造住宅に耐震シェルターを設置するもの。 <高齢者等世帯又は東海地震の想定震度が6強以上となる地域の一般世帯が対象>	木造住宅耐震シェルター設置支援事業費補助金交付要綱	
		がけ地近接危険住宅移転事業補助金	県単	がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転 危険住宅の除去に要する経費助成 危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む)に要する経費助成	1/4		1/4		除去等については1戸当たり802千円を限定 建設、購入については1戸当たり4,150千円(建物3,190千円、土地960千円)を限度 特殊地域1戸当たり7,227千円(建物4,570千円、土地2,060千円、敷地造成597千円)	がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱	県当初予算なし
		建築物耐震化促進事業補助金	県単	国の交付金制度に基づき、耐震改修促進法により耐震診断が義務化された大規模建築物の耐震化に要する費用の補助を行う市町村に対し、補助を行う。	事業に要する費用の1/6以内、かつ、補助対象事業費から国の交付金の額を減じて得た額の1/2		1/6	1/6	・社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく国の交付金を受けて実施する要緊急安全確認大規模建築物の耐震化に要する経費	山梨県不特定多数利用建築物耐震改修等支援事業費補助金交付要綱	
		災害時避難路通行確保対策事業補助金	県単	国の交付金制度に基づき、耐震改修促進法により耐震診断が義務化された避難路沿道建築物の耐震診断及び耐震化に要する費用の補助を行う市町村に対し、補助を行う。	事業に要する費用の1/4以内、かつ、補助対象事業費から国の交付金の額を減じて得た額の1/2 事業に要する費用の1/6以内、かつ、補助対象事業費から国の交付金の額を減じて得た額の1/2		1/4	1/4	・社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく国の交付金を受けて実施する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震化に要する経費	山梨県災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
学 校 施 設 課		公立学校施設整備費負担金	直接	公立小中学校・義務教育学校校舎の新增築事業	1/2	1/2		1/2	不足教室の解消	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	
				公立小中学校・義務教育学校屋内運動場の新增築事業	1/2	1/2		1/2	未保有校の解消 不足面積の解消	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	
				公立小中学校・義務教育学校の統合校舎等の新增築事業	1/2 <過> 5.5/10	1/2 5.5/10		1/2 4.5/10	統合に伴い必要な校舎又は屋内運動場の確保	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	
	文 部 科 学 省	学校施設環境改善交付金	直接	危険建物の改築事業	1/3 <過><山> 5.5/10	1/3 5.5/10		2/3 4.5/10	公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程の危険建物(木造の建物については耐力度5,500点以下、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、補強コンクリートブロック造等の建物については耐力度4,500点以下)の改築 幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園も幼稚園と同様	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	<過><山>の対象は小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程に限る。 <山>は財政力指数(直近3年平均)0.40未満
				不適格建物の改築事業	1/3 <過><山> 5.5/10	1/3 5.5/10		2/3 4.5/10	公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程の不適格建物(教育を行うのに著しく不適当な建物)の改築 幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園も幼稚園と同様	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	<過><山>の対象は小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程に限る。 <山>は財政力指数(直近3年平均)0.40未満
				地震防災対策事業(改築)	1/2	1/2		1/2	地震対策緊急整備事業計画に基づく公立小中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)における校舎の危険改築	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 大規模地震対策特別措置法 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	
			(次ページへつづく)		(次ページへつづく)						

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
学校施設課	文部科学省	(前ページつづき)		(前ページつづき)	1/2	1/2		1/2	地震防災緊急事業五箇年計画に基づく公立幼稚園、小中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)の不適合改築のうち、以下に該当するもの 幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園も幼稚園と同様 ・Is値0.30未満又はq値0.50未満の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建物のうち、コンクリート強度が10.0N/m ² 未満であるもの ・Is値0.30未満又はq値0.50未満の非木造建物及びlw値0.70未満の木造建物のうち、技術上補強を行うことが困難であると文部科学大臣が認める場合	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 地震防災対策特別措置法	
				地震防災対策事業(補強)	1/2 2/3	1/2 2/3		1/2 1/3	地震対策緊急整備事業計画に基づく公立小中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)における非木造校舎の補強	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 大規模地震対策特別措置法 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	S53～S55平均財政力指数0.5以下の市町村が設置するもの又は文部科学大臣が定める基準(Is値0.3未満又はq値0.50未満)のもの の補強
					1/2	1/2		1/2	地震防災緊急事業五箇年計画に基づく公立小中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)における非木造校舎及び非木造屋内運動場の補強 ・Is値0.30以上0.7未満又はq値0.50以上1.0未満の鉄筋コンクリート造、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建物	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 地震防災対策特別措置法	
					2/3	2/3		1/3	地震防災緊急事業五箇年計画に基づく公立幼稚園、小中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)の校舎、屋内運動場及び寄宿舎のうち、以下に該当するものの補強 ・Is値0.30未満又はq値0.50未満の鉄筋コンクリート造、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建物 ・その他文部科学大臣が認めるもの 幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園も幼稚園と同様	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 地震防災対策特別措置法	
		(次ページへつづく)									

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
学校施設課	文部科学省	(前ページつづき)		長寿命化改良事業	1/3	1/3		2/3	公立幼稚園(幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園を含む)、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程の築後40年以上経過した建物で、今後30年以上使用するために長寿命化改良する全面的な改修工事 ・構造体の劣化状況等の調査を行い、その結果、長寿命化改良工事を要すると学校設置者が判断するもの。また、コンクリート強度や不同沈下量、校地環境の安全性等の観点から、長期的に使うことが適切と学校設置者が判断するもの 下限額1校あたり7,000万円(小規模校1,000万円、幼稚園400万円)	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	平成27年度までに耐力度調査を実施した危険建物も対象
				大規模改造(老朽)事業	1/3	1/3		2/3	公立幼稚園(幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園を含む)、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程の建物で建築後20年以上経過したものの大規模改造工事 ・建物全体の改修工事 上限額2億円 下限額7,000万円(小規模校等は1,000万円)、幼稚園下限額400万円 ・エコ改修工事 上限額事業単位で2億円 下限額は、地方公共団体ごとで7,000万円かつ事業単位で400万円(小規模自治体は地方公共団体ごとで1,000万円かつ事業単位で400万円)、幼稚園下限額400万円	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	
				大規模改造(質的整備)事業	1/3	1/3		2/3	公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程の建物の大規模改造工事(質的整備) ・教育内容及び方法の多様化に適合させるための内部改造工事(下限額2,000万円。ただしトイレ改造は400万円、余裕教室は200万円) ・法令等に適合させるための工事(下限額400万円) ・校内LANの整備(下限額400万円) ・空調設置工事(下限額400万円) ・障害児等対策工事(下限額400万円) ・防犯対策施設整備(下限額1,000万円)	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	校内LAN整備の上限額は3,000万円、それ以外については2億円 校内LAN整備は高等学校及び中等教育学校の後期課程も対象
		(次ページへつづく)									

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
学校施設課	文部科学省	(前ページつづき)		学校統合改修事業	1/2 <過> 5.5/10	1/2 5.5/10		1/2 4.5/10	公立小学校、中学校、義務教育学校の学校統合(条例等で定められたものに限る)に伴い、既存施設(廃校等の未活用施設を含む)を統合校舎等として使用するために必要な改修工事 ・長寿命化改良事業 長寿命化改良事業の基準等による ・建物全体の改修事業(長寿命化改良事業を除く) 大規模改造(老朽)事業の基準等による ・上記以外の既存施設の改修事業 下限度400万円、上限度2億円(学校単位)	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	
				屋外教育環境整備事業	1/3	1/3		2/3	公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程の屋外教育環境施設(グラウンド、学校ビオトープ等)の整備 公立の幼稚園(幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園を含む)の屋外教育環境施設(屋外運動広場等)の整備 下限度1校あたり1,000万円 上限度1校あたり6,000万円	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	平成31年度まで
				木の教育環境施設整備事業	1/3	1/3		2/3	公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程の木のふれあいの場、専用講堂の整備 各学校ごとに下限度600万円 (心の教室の整備は400万円)	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	平成29年度まで
				地域・学校連携施設整備事業	1/3	1/3		2/3	公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程の地域・学校連携施設(複合化促進型)の新増築、改築(原則として校舎又は屋内運動場の新増築と同時にされるものに限る)	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	平成28年度まで
				へき地教職員住宅等の新増築事業	1/2 <過> 5.5/10	1/2 5.5/10		1/2 4.5/10	へき地教職員住宅、へき地集会室(体育、音楽等の学校教育及び社会教育用の施設)の確保 へき地児童生徒用の寄宿舎の確保(公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程が対象)	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 へき地教育振興法	<過>の対象は事業を行う年度の10年前までに統合した学校に係る教員住宅、寄宿舎に限る。
		(次ページへつづく)									

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
学 校 施 設 課	文 部 科 学 省	(前ページつづき)		幼稚園園舎の新増築事業	1/3	1/3		2/3	公立幼稚園の園舎の確保(公立幼稚園の学級定員の引下げに伴う園舎の増築を含む) 幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園も同様	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	
				学校建物の公害防止工事業	1/3	1/3		2/3	公害の被害校の建物で教育環境上著しく不適当なものの改築及び騒音、大気汚染などの公害防止工事 (公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校が対象)	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	
				産業教育施設整備事業	1/3	1/3		2/3	高等学校、中等教育学校の後期課程の産業教育のための実験実習施設の整備	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	
				防災機能強化事業	1/3	1/3		2/3	公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校の防災機能を強化するための工事等(ただし、高等学校、中等教育学校の後期課程にあっては、屋外防災施設の整備に限る) 下限額1校あたり400万円 上限額1校あたり2億円 (自家発電設備の整備は、下限額は設置者単位で「200万円×設置校数」、上限額は1校あたり500万円)	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	自家発電設備の整備は、避難所指定校に限る。
				太陽光発電等整備事業	1/2	1/2		1/2	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、高等学校及び中等教育学校の後期課程の産業教育のための実験実習施設、共同調理場の太陽光発電、風力発電、太陽熱利用又は蓄電池の整備のために必要となる工事一式、その他関連工事 太陽光発電等の設置に当たっては、原則、自立運転機能など防災機能を付加 下限額 1校あたり400万円 蓄電池は上限額 1,000万円	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	蓄電池を単独で整備する場合は、太陽光発電設置校に限る。

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
学 校 施 設 課	文 部 科 学 省	公立諸学校建物其他災害復旧費負担(補助)金	直接	公立学校施設災害復旧事業	2/3	2/3		1/3	建物新築又は補修 工作物新設又は補修 土地・校地復旧工事 設備費・設備・備品の購入又は修理 応急仮設校舎等の設置又は工事	公立学校施設災害復旧費国庫負担法 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	
		理科教育設備整備費等補助金	直接	小・中学校、義務教育学校及び高等学校における理科・算数及び数学に関する教育のための設備を整備するために必要な経費の一部を補助する。	1/2	1/2		1/2	理科設備 算数・数学設備	理科教育振興法 理科教育設備整備費等補助金交付要綱	
		へき地児童生徒援助費等補助金	直接	(1)スクールバス・ボート等購入費 スクールバス・ボート購入費 へき地学校、学校統合(小学校及び中学校を廃止し、義務教育学校を設立する場合を含む)及び過疎地域等におけるバス路線、ボートの運行(航)の廃止(バス・ボートの運行(航)の休止、通学時間帯における運行(航)回数の減少及び運行(航)の休廃止を含む)による遠距離児童・生徒の通学条件の緩和を図るために運行(航)するスクールバス・ボートの購入事業	1/2	1/2		1/2	補助限度額 1台(隻)あたり 377万円	へき地教育振興法 へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱	
			寄宿舍設備整備費 地方公共団体がへき地学校等に設置する通年制の寄宿舍に整備する設備の購入事業	1/2	1/2		1/2	1舎あたり 新設寄宿舍 30万8千円 既設寄宿舍 15万4千円	へき地教育振興法 へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱		
			(2)遠距離通学費等 遠距離通学費 学校統合の行われた年度又はその翌年度から引き続き通学費を負担することとした当該統合に係る小学校、中学校又は義務教育学校の遠距離通学児童・生徒の通学に要する交通費を負担する事業	1/2	1/2		1/2		へき地教育振興法 へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱		
			寄宿舍居住費 公立の小・中学校及び義務教育学校(中等教育学校の前期課程を含む)に寄宿舍を設置し、これにへき地学校等の児童生徒を入舎させ、該当児童・生徒の保護者が支弁することとなる寄宿舍居住に要する食費、日用品費及び寝具費を市町村が徴収を免除する事業	1/2	1/2		1/2	1人あたり 食費等日額 1,409円27銭 寝具類 5,400円	へき地教育振興法 へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱		

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
義務 教育 課	文 部 科 学 省	幼稚園就園奨励費補助金	直接	家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図るため、市町村等が実施する就園奨励事業に対してその経費の一部を補助する。	1/3	1/3		2/3	当該市町村の住民で市町村立幼稚園又は私立幼稚園に就園する幼児に関して市町村等が行う就園奨励事業	幼稚園就園奨励費補助金交付要綱	
		要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金	直接	(1)市町村等が経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な援助を与えた場合、その経費の一部を補助する。 (2)市町村等が、小・中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な援助を与えた場合、その経費の一部を補助する。	1/2 1/2	1/2 1/2	1/2 1/2	(1)市町村等が、当該市町村に住所を有する児童生徒の保護者で、要保護者であるものに対して、学用品費等を支給する事業 (2)市町村等が、当該市町村の区域内の小・中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、その保護者の世帯の収入額及び需要額の区分に応じ、学校給食費等の就学のために必要な経費を支給する事業	就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律 要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱		
	山梨県被災幼児児童生徒就園就学支援事業費補助金	間接	東日本大震災により被災し、幼稚園への就園や小中学校への就学が困難となった幼児児童生徒の保護者等に対して、市町村等が実施する就園就学支援事業に対し補助する。	10/10	10/10			(1)被災幼児就園支援事業 東日本大震災により被災し、幼稚園への就園支援が必要となった幼児の保護者等に対して、市町村が実施する幼稚園就園奨励事業 (2)被災児童生徒就学援助事業 東日本大震災により被災し、就学困難な状況になった小・中学校に在籍する児童生徒の保護者等に対して、市町村が実施する児童生徒就学援助事業 (3)被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 東日本大震災により被災し、就学支援が必要となった児童生徒の保護者等に対して、市町村が実施する特別支援教育就学奨励事業	山梨県被災幼児児童生徒就園就学支援事業費補助金交付要綱		
	県	学校運営協議会設置推進事業費補助金	間接 県単	次代の山梨を担う子どもたちの個性と創造性を育む学校づくりに向け、市町村が実施する、保護者・地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」の設置推進事業に対し補助する。	2/3 2/3	1/3	1/3 2/3	1/3 1/3	学校運営協議会設置推進事業 市町村が実施する、保護者・地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」の設置推進事業	学校運営協議会設置推進事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
高校 教育 課	文 部 科 学 省	公立高等学校授業料不徴収交付金	直接	公立高等学校(平成28年度は、定時制・通信制4年生のみ)においては授業料を不徴収とし、地方公共団体に対して授業料収入相当額を国が定める算式に基づき交付する。	国が定める算式及び比率	10/10			公立高等学校基礎授業料月額×12月×基準日の生徒数×調整率 基準日…当該年の10月1日 調整率…文部科学大臣が財務大臣と協議して定める率	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律	平成28年度末をもって終了。
		高等学校等就学支援金交付金	直接	公立高等学校(平成28年度は、1～3年生)においては授業料を原則有償とするが、申請により所得要件を満たす生徒の授業料は無償とするため、地方公共団体に対して授業料収入相当額を国が定める算式に基づき交付する。	国が定める算式及び比率	10/10			公立高等学校基礎授業料月額×12月×対象生徒数 対象者…保護者全員の所得に対する市町村民税所得割額が30万4200円未満である者。	高等学校等就学支援金の支給に関する法律	
		高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)	直接	高等学校等を中途退学した後に、再び高等学校等で学び直す者に対して、都道府県が就学支援金の支給期間である36月(定時制・通信制は48月)の経過後も、24月を限度として、高等学校等学び直し支援金(就学支援金相当額)を支給する。	国が定める算式及び比率	10/10			都道府県の学び直し支援金の支給に要する費用に相当する額 全日制:月額9,900円 定時制:月額2,700円 通信制:月額520円	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱	
		高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)	直接	授業料以外の教育費(PTA会費、教材費等)の経済的負担の軽減を図るため、高校生等がいる低所得世帯に対し、都道府県が奨学給付金を支給する。	国が定める算式及び比率	1/3	2/3		生活保護受給世帯の保護者 市町村民税の所得割額が非課税の世帯(公立) 全日制・定時制:32,300円～129,700円 通信制:32,300円～36,500円	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱	
		高等学校等修学支援事業費補助金(家計急変世帯への支援支援)	直接	就学支援金の所得基準(市町村民税所得割額:304,200円以上)に該当し、就学支援金を受給していない生徒が、保護者等の失職や倒産等の家計急変により収入が激減した場合に、家計急変後の所得が就学支援金に反映されるまでの間、地方公共団体が授業料の減免措置を講じる。	国が定める算式及び比率	1/2	1/2	1/2	都道府県や市町村が減免に要した経費 減免規準 世帯員の収入<授業料減免収入規準表×1.1	高等学校等修学支援事業費補助金(家計急変への支援)交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
社会 教育 課	文 部 科 学 省	放課後子供教室推進事業費補助金	間接	放課後子ども総合プランの推進 ・放課後子供教室を市町村が実施するために必要な経費に対する補助 (放課後児童健全育成事業費等については福祉保健部子育て支援課欄に掲載)	2/3	1/3	1/3	1/3	(1)放課後子供教室運営費 上限:2,037千円×実施教室数 (2)運営委員会経費 上限:776千円 (3)コーディネーター経費 上限:925千円×配置人数 (4)放課後子供教室備品整備費 教室開設初年度1回のみ補助 上限:210千円×実施教室数 市町村が地域の実情に応じて積算し、 文部科学大臣が認めた額	山梨県放課後子供教室推進事業費補助金 交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
スポーツ健康課	文部科学省	学校施設環境改善交付金	直接	社会体育施設及び公立学校の体育施設照明、クラブハウス、水泳場、武道場等の整備						スポーツ基本法 学校施設環境改善交付金交付要綱	
					1/3	1/3		2/3	地域スポーツセンター新改築 対象面積 2,000㎡～4,000㎡ ただし、研究又は宿泊機能を併設する施設の場合 2,000㎡～6,000㎡		
					定額 (1/3)	定額 (1/3)		定額 (2/3)	地域スポーツセンター改造 対象面積 1,500㎡以上(改造前) 2,000㎡以上(改造後)		
					1/3	1/3		2/3	地域武道センター(柔剣道場)新改築 対象面積 550㎡～2,100㎡ 地域武道センター(弓道場)		
					1/3	1/3		2/3	水泳プール(地域スイミングセンター)新改築 一般(屋内) 対象面積:床面積100㎡ 水面積200～600㎡ 浄水型(屋内) 対象面積:床面積100㎡ 水面積200～600㎡ 地震特措法第4条規定のある浄水型の場合、 補助率1/2 浄水型(屋外) 対象面積:床面積100㎡ 水面積200～600㎡ 地震特措法第4条規定のある浄水型の場合、補助率1/2		
					1/3	1/3		2/3			
					1/2	1/2		1/2			
					1/3	1/3		2/3			
					1/2	1/2		1/2			
					1/2	1/2		1/2	水泳プール(社会体育施設)新改築 浄水型(屋内) 対象面積 600㎡(水面積) 浄水型(屋外) 対象面積 400㎡(水面積)		
1/2	1/2		1/2								
1/3	1/3		2/3	地域屋外スポーツセンター新改築 対象面積(運動場分) 5,000㎡～10,000㎡ 対象面積(照明施設分) 5,000㎡～10,000㎡ 対象面積(クラブハウス分) 330㎡							
		(次ページへつづく)		(次ページへつづく)							

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
スポーツ健康課	文部科学省	(前ページつづき)		(前ページつづき)	1/3	1/3		2/3	屋外運動場照明新改築 平均照度100ルクス以上、被照明面積900㎡～6,000㎡		
					1/3	1/3		2/3	学校クラブハウス新改築 対象面積 300㎡ 小学校、中学校、高等学校の体育施設を一般住民に開放するための管理室、談話室、更衣室、シャワー室、便所、用具室等の施設		
					1/3	1/3		2/3	水泳プール(公立学校体育施設)新改築 一般(屋内) 対象面積 400㎡(水面積)		
					1/3	1/3		2/3	一般(屋外) 対象面積 400㎡(水面積)		
					1/3	1/3		2/3	浄水型(屋内) 対象面積 400㎡(水面積)		
					1/2	1/2		1/2	地震特措法第4条規定のある浄水型の場合、 補助率1/2		
					1/3	1/3		2/3	浄水型(屋外) 対象面積 400㎡(水面積)		
					1/2	1/2		1/2	地震特措法第4条規定のある浄水型の場合、 補助率1/2		
					1/3	1/3		2/3	社会体育施設の耐震化		
					定額(1/3)	定額(1/3)		定額(2/3)	学校水泳プール耐震補強		
1/3	1/3		2/3	学校水泳プール上屋新改築 対象面積 600㎡							
1/3	1/3		2/3	中学校武道場新改築 柔道場・相撲場:対象面積 250㎡ 剣道場・なぎなた場:対象面積 300㎡ 柔剣道場:対象面積 450㎡ 弓道場							
定額(1/3)	定額(1/3)		定額(2/3)								
		学校給食の開始及び改善充実に必要な施設、設備の整備		新增築 1/2 改築 1/3	1/2 1/3		1/2 2/3	(施設) 児童、生徒数に応じて定められている面積に別に定める建築単価を乗じて得た額 (設備) 児童、生徒数に応じて別に定める金額(解体・撤去費) 公共事業等に使用されている積算基準を参考とし、事業箇所の実情に応じて算出	学校施設環境改善交付金交付要綱 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律		

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考																																												
						国	県	市町村																																															
ス ポ ー ツ 健 康 課	文 部 科 学 省	要保護児童生徒援助費補助金 (医療費等)	直接	経済的理由によって、就学困難と認められる児童、生徒に対する就学援助	1/2	1/2		1/2	要保護児童生徒に対する医療費、学校給食費 医療費 平均額 12,000円 給食費 (完全給食) 小学校 51,000円 中学校 60,000円 (補食給食) 小学校 39,000円 中学校 44,000円 (ミルク給食) 小学校 8,000円 中学校 8,000円	学校保健安全法 学校給食法 要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金 交付要綱																																													
		へき地児童生徒援助費等補助金 (保健管理費)	直接	医師、歯科医師等の派遣 へき地学校心臓検診事業	1/2 1/3	1/2 1/3		1/2 2/3	派遣費 (謝金・旅費) 別表A <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>医師</th> <th>歯科医師</th> <th>薬剤師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>謝金</td> <td>44,000円</td> <td>44,000円</td> <td>34,000円</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>6,000円</td> <td>6,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> 別表B <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">医師</th> <th colspan="2">歯科医師</th> <th colspan="2">薬剤師</th> </tr> <tr> <th>人員</th> <th>回数</th> <th>人員</th> <th>回数</th> <th>人員</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童生徒数が100人未満の学校</td> <td>3人</td> <td>1回</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>児童生徒数が100人以上200人未満の学校</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>児童生徒数が200人以上の学校</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> ・別表Aおよび別表Bにより算出した額の定額(1/2)を上限とし、派遣費の1/2の額 ・へき地学校心臓検診事業 市町村ごとの実施児童生徒に2,260円を乗じて得た額の定額(1/3)を限度とし、補助対象経費の1/3以内の定額	区分	医師	歯科医師	薬剤師	謝金	44,000円	44,000円	34,000円	旅費	6,000円	6,000円	6,000円	区分	医師		歯科医師		薬剤師		人員	回数	人員	回数	人員	回数	児童生徒数が100人未満の学校	3人	1回	1	1	1	1	児童生徒数が100人以上200人未満の学校	3	2	1	2	1	2	児童生徒数が200人以上の学校	3	3	1	3	1	3
区分	医師	歯科医師	薬剤師																																																				
謝金	44,000円	44,000円	34,000円																																																				
旅費	6,000円	6,000円	6,000円																																																				
区分	医師		歯科医師		薬剤師																																																		
	人員	回数	人員	回数	人員	回数																																																	
児童生徒数が100人未満の学校	3人	1回	1	1	1	1																																																	
児童生徒数が100人以上200人未満の学校	3	2	1	2	1	2																																																	
児童生徒数が200人以上の学校	3	3	1	3	1	3																																																	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
スポーツ健康課	文部科学省	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金	間接	地域ぐるみでの効果的・継続的な子どもの安全確保に向けた体制整備 (1)スクールガード・リーダーによる学校の巡回指導と評価等の実施 (2)スクールガード養成講習会の開催 (3)子どもたちの見守り活動の実施	2/3	1/3	1/3	1/3	<p>スクールガード・リーダーの巡回指導経費</p> <p>・スクールガード・リーダー巡回指導謝金、保険料等。</p> <p>・スクールガード・リーダーの巡回指導回数は、年間100日程度の活動を原則とする。</p> <p>スクールガード養成講習会の開催経費</p> <p>・講師に対する謝金・旅費等。</p>	<p>・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業実施要領</p> <p>・学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱</p>	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
学 術 文 化 財 課	文化庁	国宝重要文化財等保存整備費補助金	直接 県単	建造物、美術工芸品の保存修理事業又は防災施設の整備及び埋蔵文化財の発掘調査、史跡の保存整備 ・発掘調査等 ・史跡名勝天然記念物の保存整備 ・建物の復元、整地、盛土、芝張り等の工事 ・説明板、案内板等の設置 ・重要文化財建造物等公開活用 ・史跡等及び埋蔵文化財公開活用	75/100～ 92.5/100 50/100	(直接) 50/100～ 85/100 50/100	(県単) 25/100～ 7.5/100 0/100	12.5/100 ～ 3.75/100 50/100	(国) 重要文化財の修理又は防災施設等の整備及び埋蔵文化財発掘調査・史跡の保存整備等に要する経費の1/2～85/100 (県) 国庫補助残額の1/2以内	文化財保護法 山梨県文化財保存事業費補助金交付要綱	事業規模指教に応じた加算率
		史跡等購入費補助金	直接 県単	史跡等買上げ	90/100	(直接) 80/100	(県単) 10/100	10/100	(国) 国指定史跡の買上げに要する経費の80/100 (県) 国庫補助残額の1/2以内	同上 同上	
	県	文化財保存事業費補助金	県単	文化財修理事業 防災施設事業 保存施設事業	75/100		50/100	25/100	山梨県指定文化財等の修理、防災施設、保存施設、説明板標識柱の設置	山梨県文化財保存事業費補助金交付要綱	
		無形民俗文化財保存事業費補助金	県単	無形民俗文化財に対する補助金 ・記録作成及び用具等補修事業 ・関東ブロック民俗芸能大会の出演団体に対する補助	75/100		50/100	25/100	・記録作成及び用具等補修事業(上限10万円) ・関東ブロック民俗芸能大会出演団体への補助(定額20万円) (但し本県が開催県の場合、定額10万円)	山梨県無形民俗文化財保存事業費補助金交付要綱	

国・県以外から市町村へ交付される補助金等

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
生涯学習文化課	治一般財団法人自	地域の芸術環境づくり助成事業	直接	企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、自ら企画・制作する音楽、演劇、ダンス、古典芸能、美術分野などの文化・芸術事業のうち、「地域交流プログラム」を伴うソフト事業	10/10以内				助成金額：上限500万円 事業主体：市町村、広域連合、一部事務組合、指定管理者、特定公益法人、実行委員会	コミュニティ助成事業実施要綱	
	一般財団法人地域創造	地域の文化・芸術活動助成事業(創造プログラム・一般分)	直接	地方公共団体等の自主事業の企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、地域の活性化に寄与する長期的展望を有して発展的・継続的に実施し、他の地域の参考となるような顕著な工夫が認められる公演、展覧会事業	1/2以内				助成金額：上限1000万円 事業主体：都道府県、市町村、指定管理者、一般指定管理者、特定公益法人、実行委員会	地域の文化・芸術活動助成事業 創造プログラム助成要綱	
		地域の文化・芸術活動助成事業(連携プログラム)	直接	地方公共団体等の自主事業の企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、単独では実施できず、経費削減など連携することにより初めて実施できるもので、本プログラムのために新たに自ら企画し、3以上の地方公共団体等が連携して、共同で制作する公演・展覧会のうち「地域交流プログラム」を伴う事業	2/3以内				助成金額：上限500万円 事業主体：都道府県、市町村、指定管理者、一般指定管理者、特定公益法人、実行委員会	地域の文化・芸術活動助成事業 連携プログラム助成要綱	
		地域の文化・芸術活動助成事業(研修プログラム)	直接	地方公共団体等の自主事業の企画制作能力の向上および公立文化施設の利活用の推進等を図るため、公立文化施設等の企画・運営に携わる者及び「地域文化コーディネーター」など地域の文化・芸術活動を担う者のスキルの向上、ノウハウの習得などを旨とする、地方公共団体等が自ら主体的に企画・実施する実践的な人材育成事業	2/3以内				助成金額：上限200万円 事業主体：都道府県、市町村、指定管理者、一般指定管理者、特定公益法人、実行委員会	地域の文化・芸術活動助成事業 研修プログラム助成要綱	
		地域の文化・芸術活動助成事業(公立文化施設活性化計画プログラム)	直接	公立文化施設の利活用の推進等を図るため、地域において果たすべき公立文化施設の役割と、それを実現するためのの方策を登載した計画を策定する事業	2/3以内				助成金額：上限200万円 事業主体：都道府県、市町村、指定管理者、一般指定管理者、特定公益法人	地域の文化・芸術活動助成事業 公立文化施設活性化計画プログラム助成要綱	
		地域伝統芸能等保存事業(地方フェスティバル事業)	直接	地域住民のふるさとづくりへの取組や、地方公共団体の文化を通じた地域づくりの向上に寄与することを目的に、地方公共団体等が実施する、地域固有の伝統芸能等を保存・継承するための公演事業	1/2以内				助成金額：上限50万円(市町村の場合) 事業主体：市町村、市町村に係る特定指定管理者・一般指定管理者・特定公益法人、市町村等が相当の責任を負う実行委員会・保存会	地域伝統芸能等保存事業 地方フェスティバル事業助成要綱	
		地域伝統芸能等保存事業(映像記録保存事業)	直接	地域住民のふるさとづくりへの取組や、地方公共団体の文化を通じた地域づくりの向上に寄与することを目的に、市区町村が実施する、各地域の失われつつあり、かつ、記録に残されていない地域固有の伝統芸能等(伝統芸能、伝統技能、祭り、伝説、神話、民話、習俗等)を記録・保存する事業	2/3以内				助成金額：上限200万円 事業主体：市町村	地域伝統芸能等保存事業 映像記録保存事業助成要綱	
		地域伝統芸能等保存事業(保存・継承活動支援事業)	直接	地域住民のふるさとづくりへの取組や、地方公共団体の文化を通じた地域づくりの向上に寄与することを目的に、市区町村が実施する、地域固有の伝統芸能等(伝統芸能、伝統技能、祭り、伝説、神話、民話、習俗等)の保存・継承のために活動している団体等への支援事業	1/2以内				助成金額：上限30万円 事業主体：市町村	地域伝統芸能等保存事業 保存・継承活動支援事業助成要綱	
		芸術文化振興会	芸術文化振興基金(地域文化施設公演・展示活動(文化会館公演))	直接	地域性を生かした特色ある企画内容、周年的・記念的な公演、地域の住民が多様な芸術文化に親しむ環境の醸成に資する事業	1/2以内				事業主体：地方公共団体、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、指定管理者、特定非営利活動法人、大学等	芸術文化振興基金助成金交付要綱

国・県以外から市町村へ交付される補助金等

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
市 町 村 課	一 般 財 団 法 人 自 治 総 合 セ ン タ ー	コミュニティ助成事業	直接	(1)一般コミュニティ助成事業 (2)コミュニティセンター助成事業 (3)青少年健全育成助成事業 (4)共生の地域づくり助成事業 (5)活力ある地域づくり助成事業 ()地域資源活用助成事業 ()広域連携推進助成事業 ()活力ある商店街づくり助成事業	10/10 以内				(1)100万円～250万円 (2)総事業費の3/5以内に相当する額 で1,500万円を限度とする (3)30万円～100万円 (4)ハード事業 上限1,000万円 ソフト事業 上限500万円 (5)() () 上限200万円 () 上限1,000万円	コミュニティ助成事業実 施要綱	
		シンポジウム助成事業	直接	シンポジウムの事業を実施する者に助成を行うことにより、活 気に満ちた地域社会づくりの推進を図る事業	10/10 以内				シンポジウム(パネルディスカッション、基 調講演)と事例発表、展示会等。助成金: 300万円を上限。	シンポジウム助成事業 実施要綱	
		宝くじスポーツフェア実施事業	直接	野球・バレーボール・サッカーの“宝くじスポーツフェア”を実施 し、青少年の健全育成や、明るいまちづくりなどコミュニティ活 動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住 民福祉の向上に寄与する事業	10/10 以内				事業の実施に要する経費は、原則として 一般財団法人自治総合センターが負担 するが、「会場及び付帯施設、設備の提 供と運営」「運営スタッフの提供」「参加 者、出場者の募集と管理」「開催告知及 び観客の動員」「選手等の送迎」「選手、 スタッフの昼食等手配」に要する経費は 開催地が負担する。	宝くじスポーツフェア実 施要綱	
		環境保全促進助成事業	直接	コミュニティ活動の一環として行われる地域環境及び地球環 境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るための事業に助成 を行うことにより、環境にやさしい地域づくりの推進を図る事業	10/10 以内				都道府県、市(区)町村及び市町村が認 めるコミュニティ組織が行う地域環境及 び地球環境に係る保全活動・教育啓発 の推進を図るためのソフト事業であって、 各種イベント、交流会・発表会及び指導 者養成研修会等の事業を対象とする。 (1)実施団体が都道府県、市(区)町村 の場合においては、1件あたり200万円を 限度。 (2)実施団体が市(区)町村が認めるコ ミュニティ組織の場合においては、1件あ たり100万円を限度。	環境保全促進助成事 業実施要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
市 町 村 課	一般 財 団 法 人 地 域 活 性 化 セ ン タ ー	地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業	直接	「地方創生」に向けて、市町村または地域団体等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた事業に対する支援	10/10 以内				将来的な地域の消滅可能性危機を回避することを目的に、自治体や地域団体等が住民とともに実施する事業に対する助成 助成金：150万円を上限。	地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業実施要綱	
		地域イベント助成事業(長寿社会づくりソフト事業)	直接	地域のコミュニティが主体的に実施する地域イベントに対して、地域社会の活性化及び宝くじの普及広報目的とする事業	10/10 以内				コミュニティが主体となってい、創意と工夫に富み、地域の活性化に貢献と思われるイベントに対する助成。 助成金：100万円を上限。	地域イベント助成事業実施要綱	
		公共スポーツ施設等活性化助成事業	直接	公共スポーツ施設等の有効利活用を促進するためにその管理運営に創意工夫を凝らして実施するモデル的な事業に対する支援を行うことを目的として、地域スポーツの振興と地域の活性化を推進する事業 助成対象事業 (1)システム整備事業 助成対象施設の有効利活用を促進するために実施される効果的・効率的な利用システムを、新規に整備するもの又は抜本的見直しを行うもの。 ただし、地方債等の特定財源が充当されるもの及び施設整備に係るものを除く。 (2)ソフト事業 システム整備事業に付随して実施される、地域スポーツ活動を推進するためのソフト事業又は健康増進に資するためのソフト事業。 ただし、地域医療機関が実施するものを除く。	10/10 以内				助成額 (1)システム整備事業 300万円 (2)ソフト事業 100万円	公共スポーツ施設等活性化助成事業実施要綱	
		地方創生アドバイザー事業	直接	地域社会の活性化を図ることを目的として、地方創生に向けて適切な助言を行う各分野の専門家を招聘して実施する自主的、主体的、継続的な地域づくり活動に対する助成	10/10 以内				市町村等の助成対象団体が地域活性化を推進するために実施する事業で、テーマに具体性があるもの 助成金：講師報償費、交通費及び宿泊費で、1事業あたり総額で20万円を上限。	地方創生アドバイザー事業実施要綱	
		住宅都市地域における持続可能なコミュニティの在り方の調査研究支援事業 新	直接	大都市周辺のベッドタウンや大規模事業所を有しない自治体において、今後人口流出や高齢化によって課題となることが懸念される住民税減収に対する対応策検討のための調査研究経費の助成	10/10 以内				住宅都市地域の活性化を図るために必要な調査・研究に併せて、次のいずれかの事業を実施するもの (1)同様の課題を持つ全国の自治体と研究成果の共有を図る事業 (2)他の採択団体が実施する(1)事業への参加 助成金：(1)を行う団体 上限300万円 (2)を行う団体 上限200万円	住宅都市地域における持続可能なコミュニティの在り方の調査研究支援事業実施要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 県 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
市町村課	地域一般財団法人 活性化センター	スポーツ拠点づくり推進事業	直接	全国各地に、青少年があこがれ、目標とするスポーツ毎の拠点を形成し、スポーツの振興と地域の再生を推進することを目的に、小・中・高校生が参加する全国大会を継続的に開催しようとする市町村の事業	10/10 以内				限度額 400万円 (ただし、承認スポーツ大会の継続開催に必要な備品購入等の初期費用が含まれる場合には、800万円以内とする。) 助成期間(大会開催継続期間):10年間を限度とする。	スポーツ拠点づくり推進事業実施要綱	

国・県以外から市町村へ交付される補助金等

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
防 災 危 機 管 理 課 ・ 消 防 保 安 課	一 般 財 団 法 人 自 治 総 合 セ ン タ ー	コミュニティ助成事業 地域防災組織育成助成事業	直接	<p>ア 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等の整備に関する事業</p> <p>イ 地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動に対し地域住民から積極的な協力を得るために必要となる設備の整備に関する事業</p> <p>ウ 婦人防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備に関する事業</p> <p>エ 幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要な資器材等の整備に関する事業</p> <p>オ 女性消防隊が初期消火活動を行うために必要となるD-1級軽可搬消防ポンプ等及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資器材の整備に関する事業</p> <p>カ 将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資器材の整備に関する事業</p>	10/10 以内				<p>【事業実施主体】</p> <p>ア 市町村又は市町村が認める自主防災組織</p> <p>イ 消防団を有する市町村</p> <p>ウ 市町村及び一部事務組合</p> <p>エ 市町村及び一部事務組合</p> <p>オ 女性消防隊を有する市町村</p> <p>カ 少年消防クラブを有する市町村</p> <p>【助成金】</p> <p>1件につき以下の金額で10万円単位</p> <p>ア 30万円から200万円まで</p> <p>イ 50万円から100万円まで</p> <p>ウ 100万円(上限)</p> <p>防火防災訓練用資器材の整備は60万円(上限)</p> <p>エ 40万円(上限)</p> <p>オ 100万円(上限)</p> <p>カ 100万円(上限)</p>	コミュニティ助成事業実施要綱	
消 防 保 安 課	一 般 財 団 法 人 日 本 防 火 ・ 防 災 協 会	女性(婦人)防火クラブ員救急講習会事業	直接	<p>女性(婦人)防火クラブ員(おおむね100人)を対象とする講習会の実施</p> <p>講習会の内容 救急車が現場到着までに必要な応急処置(心肺蘇生法及び大出血時の止血法) 自動体外式除細動器(AED)の使用法</p>	10/10 以内				<p>【物件交付等】</p> <p>心肺蘇生人体モデル</p> <p>自動体外式除細動器(AED)トレーナー</p> <p>気道確保指導モデル</p> <p>講習用消耗品</p> <p>配付資料等</p> <p>【経費助成】</p> <p>講師謝金 90,000円(上限)</p> <p>会場借上料 30,000円(上限)</p> <p>看板製作費 10,000円(上限)</p> <p>昼食代 75,000円(上限)</p> <p>その他必要な経費については、その都度協議</p>	女性(婦人)防火クラブ員救急講習会事業実施要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
消防保安課	消防団員等公務災害補償等共催基金	消防団員安全装備品整備等助成事業	直接	消防団員の活動に係る安全装備品の整備、健康診断の実施等の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・安全帽 ・靴 ・防火衣一式 ・ケブラー手袋 ・反射チョッキ ・防寒衣 ・携帯用投光器 ・投光器 ・無線機器 ・救命胴衣 ・血圧計 ・雨合羽上下 ・惨事ストレス対策事業 ・安心健康管理事業 ・その他基金理事長が特に認めるもの 	10/10 以内				<p>【事業実施主体】 基金と消防団員等公務災害補償責任共済契約関係にある以下に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・消防補償等事務組合 ・一部事務組合消防本部 ・水防事務組合 <p>【助成金】 ・原則として整備等事業に要する経費の全額</p>	消防団員安全装備品整備等助成事業実施要領	

国・県以外から市町村へ交付される補助金等

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
国際観光交流課	一般財団法人 自治総合センター	地域国際化推進助成事業	直接	地域における国際化の推進に資する活動を行う民間組織が実施する多文化共生、国際理解推進など地域レベルでの国際化の推進に資する事業	10/10 以内				助成金額:上限200万円 事業主体:市町村が認めるコミュニティ国際交流組織(地域における国際化に資する活動を行う民間組織等)	コミュニティ助成事業実施要綱	

平成28年度地方債の概要

起債事業名	対象事業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置
公共事業等	・補助事業に係る地方負担額 ・国の直轄事業に係る負担金 ・独立行政法人水資源機構の行う河川事業及び農業農村整備事業並びに独立行政法人森林総合研究所の行う農業農村整備事業及び林道事業に係る法令に基づく負担金	原則 90 (本来分50) (財対分40) 例外 高速自動車 国道建設事業 90(90) 各種災害関 連事業のうち激 甚災害対策、か んまん災害対策 (現年分、災害 関連緊急及び 湛水防除(市町 村分)に係るも の 90(80) 国営土地改 良事業等の市 町村負担金のう ち平成22年度ま でに実施した事 業に係る負担金 相当額 90(30)	財政融資資金 原則20(3) 地方公共団体金融 機構資金 民間等資金	財源対策債の元利償還金の 50%を基準財政需要額に算入。 旧地域活力基盤創造交付金見 合いの事業(平成21年度までに着 手した継続事業) ・元利償還金の30%を基準財政 需要額に算入。 旧まちづくり交付金見合い、旧 地域住宅交付金見合いの事業 (平成21年度までに着手した継続 事業) ・元利償還金の10%を基準財政 需要額に算入。
公営住宅建設 事業	公営住宅法等により国の補助を受け て実施する公営住宅の建設等に係 る事業等 用地の取得造成事業	100	財政融資資金 25(3) 地方公共団体金融 機構資金 25(5) 民間等資金	
災害復旧事業	補助・直轄災害復旧事業 ・公共土木施設等 ・農地・農林漁業施設 一般単独災害復旧事業 ・公共土木施設等 ・農林漁業施設 小災害復旧事業 ・公共土木施設等 ・農地(一般被災地) ・" (被害激甚地) ・農林施設(一般被災地) ・" (被害激甚地) 歳入欠かん等債 地方公営企業災害復旧債	()は過年 100(90) 90(80) 100 65 100 50 74 65 80 100 100	財政融資資金 10(2) [公共土木施設等] 現年 10(2) 過年 9(2) [農地農林施設] 現年 4(1) 過年 3(1) 4(1) 10(2)	元利償還金の95%を基準財政 需要額に算入。 (公営住宅は除く) 元利償還金の47.5%~85.5% を財力補正で基準財政需要額 に算入。 公共土木施設等 元利償還金の66.5~95.0%を財 政力補正で基準財政需要額に算 入。 農地農林施設 元利償還金の100%を基準財政 需要額に算入。 元利償還金の57%を特別交付 税で措置。 災害復旧事業に係る地方債の 元利償還金の補填の為、一般会 計から他会計へ繰り入れた額の 50%を特別交付税へ算入される。

起債事業名	対象事業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置
災害復旧事業	火災復旧事業	100		建設される施設 を分類した場合 に属することと なる施設の年数
学校教育施設 等整備事業	公立学校施設整備費負担金を 受けて実施する義務教育諸学校 の新增築事業	90 (通常分75) (財対分15)	財政融資資金 25(3) 幼稚園、その 他の学校施設 及び社会体育 施設20(3) 地方公共団体 金融機構資金 (単独事業)20 (3) 民間等資金	元利償還金の70%を基準財政需 要額に算入。(財対分は50%) 元利償還金の70%又は50%を基準 財政需要額に算入。(財対分は 50%) (義務教育諸学校に係る危険改 築事業、不適格改築事業等のうち 対象とされる事業及び建築基準 法施行令第39条の規定に基づ く非構造部材のうち特定天井に係 る補強事業)
	学校施設環境改善交付金事業 その他の国庫補助金を受けて実 施する事業(義務教育諸学校に 係る危険改築事業、不適格改築 事業等)	90 (通常分75) (財対分15)		
	学校施設環境改善交付金事業 その他の国庫補助金を受けて実 施する事業(上記以外)	75		元利償還金の50%を基準財政需要 額に算入。(地防法に基づく非木造の 義務教育諸学校の校舎、屋内運動場 の補強事業及び建築基準法施行令 第39条の規定に基づく非構造部材 のうち特定天井以外に係る補強事 業)
	単独事業	75		
	用地(取得・造成)	90(義務教育施 設・高等学校以 外75)		
	大規模改造事業	75		単独事業のみ、元利償還金の 30%を基準財政需要額に算入。

平成28年度地方債の概要

起債事業名	対象事業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置
社会福祉施設 整備事業	児童福祉施設その他の社会福祉 施設の整備事業 公営企業債の対象となる施設及び 学校教育法第1条に規定する学校は 除く。 ・保護施設(医療保護施設を除く) ・児童福祉施設(児童遊園を除く)、 へき地保育所及び保育士養成所 ・母子福祉施設及び母子健康セン ター ・老人福祉施設(介護サービス施設 整備事業の対象となる施設を除く) ・障害福祉サービス事業を行う施 設、障害者支援施設、地域活動支援 センター及び福祉ホーム ・身体障害者社会参加支援施設及 び盲人ホーム ・身体障害者更生援護施設、知的障 害者援護施設等 ・心身障害者(児)総合施設、地域福 祉センター等 ・保健師等養成所、社会福祉士又は 介護福祉士養成所及び理学療法士 又は作業療法士養成施設	80	地方公共団体金融 機構資金 20(3) 民間等資金	
	貸付目的の社会福祉施設に係る 用地の取得	90		
一般廃棄物処 理事業	・ごみ処理施設整備事業(埋立処 分地施設整備事業を含む) ・し尿処理施設整備事業(地域し 尿処理施設整備事業を含む)	90 (通常分75) (財対分15)	財政融資資金 15(3) 改造事業につい ては10(2) 地方公共団体金融 機構資金 15(3) 民間等資金	元利償還金の50%を基準財政 需要額に算入(通常分50%、財対 分50%)。
	・重点化等事業 (単独事業で、ごみ処理広域化計画 に基づいて実施するごみ焼却施設 の新設事業、総事業費1.5億円以上 の基幹的設備の改造事業)			
	・継ぎ足し単独分 ・その他単独事業	75		元利償還金の30%を基準財政 需要額に算入。
	用地関係 清掃運搬施設等整備事業	100 75		

起債事業名	対象事業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置		
一般補助施設 整備等事業	原則として、国庫補助金を伴う 事業のうち、次に掲げる事業 (主なもの) ・特定間伐等促進対策事業 ・防災集団移転事業 ・豪雪対策整備事業 ・産業廃棄物不法投棄対策事業 ・認定こども園整備事業(他の事 業区分に属する事業の対象とな るものを除く。)	充当率は平成 26年度地方債 充当率を参照す ること。 100 90(宅地分譲助 成100) 80 75 80	財政融資資金 民間等資金	特定間伐等促進対策事業 ・元利償還金の30%を特別交付税 措置 地震防災特例措置法に基づき 国庫補助率のかさ上げが行われ る事業 ・元利償還金の50%を基準財政需 要額に算入(事業費補正) 活動火山対策避難施設 ・元利償還金の80%が特別交付 税措置(その他、充当残の事業費 に対する特別交付税措置(80%) もあり) 地方創生推進交付金事業 ・元利償還金の30%が特別交付 税処置		
	・公害防止対策事業(ダイオキシン 類による汚染の防止又はその除 去等の事業に限る。)	75				
	・地震対策緊急整備事業等 ・住宅資金等貸付事業	75 100				
	・庁舎整備事業 ・特定地域再生事業(公共施設又 は公用施設の除却事業に限る。)	75 75				
	・活動火山対策避難施設整備事 業 ・地方創生推進交付金事業	90 90				
	国庫補助(交付金を含む。)を受 けて市町村が実施する施設整備 事業のうち、上に掲げる事業及び 他の事業区分に属する事業の対 象とならない事業	75				
	・消防・防災施設整備事業	90(消防庁舎(広域 化に係るものを除)75)				
	特別転貸債	100				
	施設整備事業 (一般財源化分)	100			民間等資金	元利償還金の70%を基準財政 需要額に算入。(事業費補正)
	平成17年度及び平成18年度に おいて廃止・税源移譲された施設 整備費補助負担金等にかかる以 下の事業で従来の国庫補助負担 金相当額分(補助率かさ上げ部 分を含む) ・次世代育成支援対策施設整備 交付金(公立保育所に係るものに 限る) ・地域介護・福祉空間整備等施設 整備交付金 ・社会福祉施設等施設整備費補 助金・負担金(市町村立の障害者 施設及び保護施設に係るものに 限る) ・消防防災設備整備費補助金					

平成28年度地方債の概要

起債事業名	対象事業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置
一般単独事業 〔一般事業〕	石綿対策事業	95	民間等資金	元利償還金の40%を特別交付 税で措置。
	中心市街地再活性化等特別対策	75		元利償還金の30%を特別交付 税で措置。
	庁舎整備	75		
	消防・防災施設	90 (消防庁舎(広域化 に係るものを除 く)75)		
	その他事業(地方債計画、他の 事業で対象としない事業)	75		
	第三セクター等改革推進債	100		
	河川等事業	90	地方公共団体金融 機構資金20(5)	
	地域総合整備資金貸付事業	100	民間等資金	特別交付税で措置。
	地域の資源を活用した事業を行う 法人等に対する出資	90	民間等資金	償還金利子の50%を特別交付 税で措置。
地方公共団体の公共施設等総合 管理計画に基づく公共施設等の除却 事業	75	民間等資金10		
〔地域活性化事 業〕	地域経済循環の創造 ・地域資源活用事業 ・地域情報通信基盤整備事業 ・自然再生・地球温暖化対策事業 ・国土保全対策事業	90	地方公共団体金融 機構資金 30(5) 民間等資金	元利償還金の30%を基準財政 需要額に算入。
	定住自立圏構想の推進			
	人材力の活性化 ・Uターン等による地方移住者・定住 者向け貸付住宅の整備 ・地場産業後継者の育成・支援施設 等の整備 ・NPOサポートセンター、ボランティア 支援センター等の共生社会を支える 市民活動支援のための施設の整備			
	地域の歴史文化資産の活用 ・文化財保護法により登録された有 形文化財等の取得、保存及び周辺整 備 ・住民が地域の歴史文化資産とふれ あう場等の整備や歴史的建造物・街 並みの保存及び周辺整備等			

起債事業名	対象事業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置
〔地域活性化事 業〕	いのちと生活を守る安心の確 保 ・公共施設等のバリアフリー化、タ ウンモビリティの整備等によるユ ニバーサルデザインによるまちづ くり ・子育てに関する相談・情報提供 等を行う施設、学童保育施設等の 整備 ・地域の少子高齢化社会を支える 保健福祉施設の整備 ・地域住民が公共施設・医療機 関・ターミナル等へ移動するため の車両の導入 ・集落移転事業、定住促進団地整 備事業及び季節居住団地整備事 業に伴い必要となる生活環境施 設の整備	90	地方公共団体 金融機構資金 30(5) 民間等資金	元利償還金の30%を基準財政 需要額に算入。
	ホストタウンの取組の推進に資 する事業 ・ホストタウンとして登録され、か つ、公共施設等総合管理計画を 策定している地方公共団体が、 2020年の東京オリンピック・パラ リンピック競技大会の事前合宿に活 用する既存スポーツ施設の改修			
	連携中核都市圏構想の推進			
	公共施設等総合管理計画に基 づいて行われる公共施設等の転 用事業 (転用後の施設が公用施設や公 営住宅、公営企業施設等である 場合を除き、転用前の施設の改 修部分に限る。)			
	国庫補助事業により整備される 事業 ・分散型エネルギーを活用した施 設の整備 ・高効率照明機器の整備 ・地域木材を利用した施設の整備 ・無線システム普及支援事業費等 補助金による辺地共聴施設の新 設及び改修 ・情報通信利用環境整備推進交 付金による事業 ・公共施設等総合管理計画に基 づいて行われる公共施設等の転 用事業			

平成28年度地方債の概要

起債事業名	対象事業	充当率 (単位: %)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置
〔地域活性化事業〕	既存の施設を本事業が目的とする喫緊の政策課題を図るための施設に転用するための増改築等のリニューアル事業で、「地域再生基本方針」に基づく地域再生計画に位置づけられた事業	90	地方公共団体金融機構資金 30(5) 民間等資金	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入。
〔防災対策事業〕	防災基盤整備事業 ・単独事業として実施する消防防災施設整備事業及び消防広域化関連事業	75(デジタル化関連事業等は90)	地方公共団体金融機構資金 30(5) 民間等資金	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入。(デジタル化関連事業等は50%)
	公共施設等耐震化事業 ・単独事業として実施する、地域防災計画、その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設及び公用施設の耐震化事業	90		元利償還金の50%を基準財政需要額に算入。(特に推進すべき事業は2/3)
	自然災害防止事業 ・災害の発生を予防し、又は災害の拡大を予防するために行う単独事業(治山・砂防・地滑り・河川・急傾斜地崩壊・ため池・道路防災等)	100		元利償還金の28.5%~57%を財政力に応じて基準財政需要額に算入。
〔地方道路等整備事業〕	・単独事業として実施する市町村道、農道及び林道の新設・改良事業	90	地方公共団体金融機構資金 20(5) 民間等資金	
〔旧合併特例事業〕(旧法分)	旧市町村合併特例事業 ・旧法に基づき合併した市町村が市町村建設計画に基づき実施する補助事業または単独事業 ・市町村振興のための基金の造成	95 100(上下水道等公営企業への出資金等で特に必要と認められたもの)	地方公共団体金融機構資金 民間等資金	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入。
〔旧合併特例事業〕(新法(改正前)分)	旧市町村合併推進事業 ・県合併推進構想の対象市町村の区域において、構想対象市町村が連絡調整して一体的に実施する事業 ・構想に基づき合併した市町村が合併市町村基本計画に基づき実施する補助事業または単独事業	90	地方公共団体金融機構資金 民間等資金	元利償還金の40%を基準財政需要額に算入。(既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備等であって合併による行政コストの合理化につながる事業については50%)

起債事業名	対象事業	充当率 (単位: %)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置
〔緊急防災・減災事業〕	防災対策事業のうち東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業 (1)大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備 (2)大規模災害に迅速に対応するために緊急に整備する必要がある情報網の構築 (3)「市町村の消防の広域化に関する基本方針」に基づき広域化したもの又は期限までに広域化するものが実施する消防広域化事業 (4)大規模災害時に防災拠点となることや人命に対する被害等が生じると見込まれるため、地域防災計画、その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設及び公用施設の耐震化	100	地方公共団体金融機構資金 30(5) 民間等資金	元利償還金の70%を普通交付税の基準財政需要額に算入。
〔公共施設最適化事業〕	・公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設の集約化事業及び複合化事業(全体として延床面積が減少するものに限る)。	90	地方公共団体金融機構資金 民間等資金	50%を交付税に算入
辺地対策事業	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項に規定する総合整備計画に基づいて実施する事業	100(公営企業債の対象は50)	財政融資資金 10(2) 診療所・下水道施設の利率見直し方式については 30(5)	元利償還金の80%を基準財政需要額に算入。
過疎対策事業	過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づいて実施する事業	100(公営企業債の対象は50) (集落再編整備のための住宅は75 公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅に該当しない住宅に限る)	財政融資資金 12(3) 病院、診療所及び職員宿舎・下水道施設の利率見直し方式については 30(5) 民間等資金	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入。

平成28年度地方債の概要

起債事業名	対象事業	充当率 (単位: %)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置
公共用地先行取得等事業	将来、公共用若しくは公用に供することが明らかな用地又はその代替地として利用する計画に基づいて取得する用地(用地特別会計で取得するもの)で、施設整備の基本的内容が定まっているものであって、起債同意等申請年度以降10年度以内に事業の用に供するもの。 他の事業債で対象となるものを除く公共用、若しくは公用に供する用地の先行取得事業。	100	民間等資金 用地特別会計の場合10年以内 一般会計(用地特別会計を設置しないことにつきやむをえない場合)・充当率100%及び償還期限15年以内・上物の事業債の充当率及び償還期限	土地開発公社健全化計画により取得する場合には利子支払額の1/2(起債同意等額の2%を上限)を特別交付税により措置。
行政改革推進債	自主的に行政改革を推進し財政の健全化に取り組む地方公共団体が行う公共施設等の整備事業等について、当該事業に係る通常の地方債に加え、行政改革の取組みによる将来の財政負担の軽減により元利償還を行うことができると見込まれる額の範囲で地方債を充当することが可能なもの。 地方財政法第5条但し書きに定める事業の内、普通会計に係る事業の通常債の充当残部分に充当	100	民間等資金	
水道事業 (上水道事業)	一般会計出資債(水源開発事業、広域化事業、上水道未普及地域解消事業、安全対策事業)	100	財政融資資金 40(5)	一般会計出資債の元利償還金の45%を基準財政需要額に算入。
	水道施設に必要な施設(取水施設、送導水施設、浄水施設、配水施設等)		地方公共団体金融機構資金 40(5) 固定金利方式の場合は30年	
	その他(鉛製給水管更新事業、水道庁舎公舎、用地取得費、取付道路、事務費等)		民間等資金	
	簡易水道再編推進事業 用途廃止施設の処分		民間等資金	
水道事業 (簡易水道事業)	井戸、集水埋きよ、貯水池、取水ポンプ、その他取水に必要な施設	補助事業 地方負担額の100(うち臨時措置分10) 単独事業 対象事業費の100(うち臨時措置分10)	財政融資資金 40(5)	特別交付税で措置。
	導水管、送水管、その他導送水に必要な施設		地方公共団体金融機構資金 40(5) 固定金利方式の場合は30年	
	沈でん池、ろ過池、滅菌装置、その他浄水に必要な施設		民間等資金	
	無水源地域簡易水道連絡管、配水池、配水管並びにその他配水に必要な施設			
	無水源地域簡易水道連絡管、配水池、配水管並びにその他配水に必要な施設 その他(用地費及び補償費、鉛製給水管更新事業、事務費等)			

起債事業名	対象事業	充当率 (単位: %)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置
水道事業 (簡易水道事業)	用途廃止施設の処分	100	民間等資金	○建設改良費に係る下水道事業債に準じた普通交付税措置を講じる。 平成31年度までの事業であること。
	○公営企業会計適用債 ・公営企業会計の適用に要する経費(基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費等)			
病院事業	病院、診療所、その他の医療施設、職員宿舎及び看護師宿舎の建設改良費等 医療又は看護のために必要な機械器具の整備費等 用途廃止施設の処分 建設改良費等のうち、平成21年度以降に基本設計等に着手する病院等の施設整備費については、次に掲げる区分による a 一般分 病院等の施設整備費のうち、特定分に係るもの以外の額 b 特定分 病院等の施設整備費のうち、建物の建築単価が1㎡当たり36万円を上回る部分に相当する額	100	財政融資資金 病院、診療所、職員宿舎、看護師宿舎 機械器具 10(1) 地方公共団体金融機構資金 病院、診療所、職員宿舎、看護師宿舎 30(5) その他 10(2) 民間等資金	平成13年度以前着手事業で平成14年度以降に許可された企業債の元利償還金×2/3×0.6 平成14年度の着手事業で平成14年度以降に許可された企業債の元利償還金×2/3×0.45(別途病床数による密度補正で、元利償還金の0.15が措置される) 平成15年度以降に同意等が行われた企業債の元利償還金×1/2×0.45(別途、病床数による密度補正で、元利償還金の0.15が措置される) 特定分(建物の建築単価が36万円/㎡を上回る部分に相当する額)については、普通交付税措置対象となる病院事業債から除外される。
介護サービス事業	介護報酬で運営される次の施設の建設改良費等 ・老人デイサービスセンター ・老人短期入所施設 ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・訪問看護ステーション ・職員宿舎 介護のために必要な機械器具の整備費等 用途廃止施設の処分	100	地方公共団体金融機構資金 30(5) 民間等資金	
地域開発事業(* 一定の基準未 満のものに限る)	内陸工業用地等造成事業*	100	民間等資金	
	流通業務団地造成事業			
	都市開発事業			
	住宅用地造成事業*			
	用途廃止施設の処分に要する経費			

平成28年度地方債の概要

起債事業名	対象事業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置
下水道事業	公共下水道・特定環境保全公共下水道(主要な管渠、終末処理場及びこれらを補完するポンプ施設等)	100	財政融資資金 40(5)	処理区域内人口密度等に応じ、元利償還金(単独用地費、下水道展示施設の設置に要する分を除く)を普通交付税の基準財政需要額に算入(事業費補正分:44%~16% 単位費用算入分:5%) 流域下水道については、一般会計からの繰出に代えて臨時的に下水道事業債(臨時措置分)を措置し、その元利償還金の全額を基準財政需要額に算入。(但し、地方単独事業に係るものを除く。)
	流域下水道の市町村負担金		地方公共団体金融機構資金 40(5) 固定金利方式の場合は30年	
	資本費平準化債 ・未稼働分(供用開始前の企業債元金相当額) ・未利用分(供用開始後の企業債利息相当分)		民間等資金	
	・拡大分(供用開始後の施設に係る当該年度の企業債元金償還金相当額から減価償却費相当額を差し引いた額)		民間等資金	
農業集落排水施設 ・「農山漁村地域整備交付金」及び「地域再生基盤強化交付金」の一工種として行われる。 ・なお、平成14年度以降の新規採択地区においては「資源循環促進計画」の策定を要件に実施されている。	100	財政融資資金 40(5)	元利償還金を基準財政需要額に算入(事業費補正分:44%、単位費用算入分:5%)	
	簡易排水施設 ・「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」の一工種として行われている。	地方公共団体金融機構資金 40(5) 固定金利方式の場合は30年		
	小規模集合排水処理施設 ・小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱に基づく地方単独事業	民間等資金		
	特定地域生活排水処理施設 ・「循環型社会形成推進交付金」、「地域再生基盤強化交付金」の一工種として行われている。			
	個別排水処理施設 ・個別排水処理施設整備事業実施要綱に基づく地方単独事業			

起債事業名	対象事業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置
下水道事業	○下水道事業債(特別措置分) ・対象事業 公共下水道(狭義) ・対象範囲 (H17年度までの下水道債に係る当年度元利償還金×0.7)-(当年度元利償還金×()新措置割合) 雨水分+汚水公費負担分	100	民間等資金	○発行の有無に係わらず当年度の発行可能額に対しては全て後年度に70%の地方交付税措置を講じる。 ○建設改良費に係る下水道事業債に準じた普通交付税措置を講じる。 平成31年度までの事業であること。
	○公営企業会計適用債 ・公営企業会計の適用に要する経費(基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費等)			
	コミュニティ・プラント(本体施設・付属施設・改造事業・用地)		90(補助事業) 75(単独事業) 一般廃棄物処理事業債で措置	
観光その他事業 (*一定の基準未満のものに限る)	観光施設等事業* ・宿泊施設 ・温泉施設 等の施設の整備事業	100	地方公共団体金融機構資金 駐車場 20(3) その他 10(3) 一部例外施設あり 民間等資金	
	駐車場整備事業			
	産業廃棄物処理施設等の整備事業			
	その他事業 ・CATV ・墓園 等の施設の整備事業			
臨時財政対策債	普通交付税の基準財政需要額からの縮減額相当額 ・起債の対象額は、地方財政法第33条の5の2第1項に基づき算出した額	100	財政融資資金・地方公共団体金融機構資金 20(3) 民間等資金	起債可能額の全額が起債されたものと見なして、元利償還金相当額の100%を基準財政需要額に算入。

平成28年度地方債の概要

起債事業名	対象事業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置
減収補填債	(通常分) 地方公共団体が行う公共施設等の整備事業に係る通常の地方債に加えて、市町村民税法人割及び利子割交付金の基準財政収入額の算定基礎になった収入見込額に比較してそれぞれ実際の収入額が下回る額の範囲内の額を対象とする。 (特例分) 地財法第33条の5の3に基づき算出した額を対象とする。(5条債以外)	100	民間等資金	元利償還金の75%が普通交付税の基準財政需要額に算入される。
第三セクター等改革推進債(平成25年度までの特例措置) H26年5月末までに総務大臣に省令に定める計画を提出し、承認された地方公共団体に限りH28年度まで起債可。	対象団体 公営企業の廃止、土地開発公社等の解散又は業務の一部廃止、損失補償を行っている法人等の解散もしくは事業の再生への取り組みが将来の健全な財政運営に資すると認められる場合。 対象経費 ・公営企業の廃止に伴う施設等の撤去、原状回復に要する経費 ・公営企業の廃止に伴う地方債の繰上償還に要する経費 ・土地開発公社等の解散等を行う場合に必要となる債務保証等をしている公社借入金の償還に要する経費 ・損失補償を行っている第三セクター、地方住宅供給公社が法的整理等を行う場合に必要となる損失補償に要する経費 ・第三セクター、地方公社に係る地方公共団体からの短期貸付金の整理に要する経費 等	100	民間等資金 償還は10年以内を基本とする	地方公共団体の利子負担額について、必要に応じて特別交付税措置の対象とすることとされている。

起債事業名	対象事業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置

平成28年度市町村振興資金貸付対象事業

資金名		対象事業	充当率	貸付利率	元利補給金率	償還期間	貸付額(百万円)	
							平成28年度	平成27年度
市 町 村 振 興 資 金	百花繚乱まちづくり推進資金	特別分	・休止	-	-	-	0	0
		一般分	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・橋梁整備事業 ・生活環境整備事業(廃棄物対策、排水路等整備) ・クリーンエネルギー導入公共施設整備事業(太陽光・風力・水力発電施設等整備) ・福祉施設整備事業(少子化対策、健康づくり、高齢者生きがい対策、地域密着型福祉サービス等施設整備) ・教育文化施設整備事業(芸術・文化、生涯学習、国際交流等施設整備) ・スポーツ・レクリエーション施設、公園等整備事業 ・地域情報通信基盤整備事業(光ファイバー回線敷設、地デジ対応等施設整備) ・市民活動支援施設整備事業(NPOサポートセンター、ボランティア支援センター等整備) ・ベンチャー支援、創業支援等施設整備事業(インキュベーター施設、貸工場等整備) ・各種公共施設整備事業等 	75%	貸付日現在における財政融資資金(償還期限10年)の0.5ポイント減の1/2(小数点以下第2位切り捨て)(下限0.1%)	- - -	10年	1,500
	合併推進資金	・合併関連公共施設整備事業	75%	貸付日現在における財政融資資金(償還期限10年)の0.5ポイント減(下限0.1%)	元利償還金の35%	10年	100	100
	リニアモーターカー関連事業資金	・リニアモーターカー山梨実験線の建設に関する公共施設整備事業	100%	貸付日現在における財政融資資金(償還期限10年)の0.5ポイント減の1/2(下限0.1%)	元利償還金の60%	10年	100	100
	(参考) 土地開発公社経営健全化資金	・平成27年度をもって廃止	-	-	-	-	0	100
小 計							1,700	1,300

市町村への貸付金

その他の貸付金

貸付金名	対象事業	貸付利率	償還期間	償還方法
<p>公益財団法人山梨県市町村振興協会 「長期貸付」</p>	消防用自動車等住民の安全及び福祉の増進に資するための事業	<p>財政融資資金の貸付利率以下の率で 理事長が定める。</p>	<p>5年償還(うち据置1年) 12年償還(うち据置2年) 15年償還(うち据置3年)</p>	<p>半年賦元金均等償還</p>
	教育及び文化の向上に資するための事業			
	スポーツの振興及び健康増進に資するための事業			
	生活環境の保全及び公害の防止に資するための事業			
	文化財の保存に資するための事業			
	集会所等地域連帯意識の醸成に資するための事業			
	自然的条件及び風土に調和した個性的な街づくりに資する事業			
	その他理事会において必要と認めた事業			

平成28年度

市町村への国県支出金の概要
平成28年8月 発行

編集 山梨県総務部市町村課
甲府市丸の内1丁目6-1
電話055-237-1111(代)